

近代文化遺産の活用



未来につなぐ人類の技 21

近代文化遺産の活用

巻頭言

東京文化財研究所では、有形文化財については、様々な調査研究及びその保存修復に関する調査研究を行なっています。その中で、主として明治以降に生まれた多種多様な近代の文化遺産保護に繋がる基礎的な調査研究について、独立行政法人に移行した平成 13（2001）年から「近代の文化遺産の保存修復に関する調査研究」と題する研究プロジェクトを立て、研究の深化を図りながらその情報の共有化を図るため、毎年テーマを定めて内外の研究者を招いて研究会を開催してきました。

この間、平成 18（2006）年には近代文化遺産の保存修復に関する研究を当研究所として重点的に行うことを内外に意思表示すべく、「近代文化遺産研究室」を発足させ、体制の充実を図ってきました。

近代の文化遺産保護に関してこれまで取り上げてきたテーマは、船舶、航空機、大型建造物、鉄建造物、コンクリート建造物といった建造物の保護はもとより、レコード・フィルム・テープといった音声映像記録メディア、油性塗料、洋紙、近代テキスタイルといった素材を対象とした資料等の保存修復に関する諸問題を取り上げ、それぞれ「未来につなぐ人類の技」と題するシリーズ本として公刊してきました。

文化財としての近代の文化遺産保護に対する基本的な考え方は、平成 8（1996）年に文化庁がまとめた「近代の文化遺産の保存と活用について（報告）」に一定の方向性が示されていますが、20 年を過ぎた現在、モニュメントとしての遺産保存ばかりでなく現役施設として従来の機能を維持または拡張し、用途転用や再活用を図る等個々の遺産の特性に応じた幅広い多様な対応が求められる様になっています。その為、平成 27（2015）年度にはこれまでの研究成果を一旦総括すべく保存と修復の理念をテーマに研究会を開き、その成果報告書を「近代文化遺産の保存理念と修復理念」と題して刊行しました。しかしながら、近代文化遺産の保護に関する研究は未だ途上であり、これから更に研究を進める必要も感じています。

令和 3（2021）年度に近代文化遺産研究室から改称された修復技術研究室では、当文化財機構の第四次中期計画（平成 28 年度～令和 2 年度の 5 カ年）の中で従来の成果の上に立って、さらに広く深く研究を推進する目的で、文化財指定が比較的進み保存修理実績も蓄積している建造物を中心に、その素材別に「煉瓦造建造物の保存と修復」、「鉄建造物の保存と修復」、「コンクリート造建造物の保存と修復」および「内部造作の保存と修復」として取りまとめてきました。これらに続いて今年度は、平成 31（2019）年に改正されました文化財保護法の主眼とされた文化財の活用について着目しています。活用と言ってもその手法は多岐にわたります。文化財の持つ機能をそのままに活用しているもの、また、建物を生かしながら歴史や文化を紹介する展示場所としているもの、あるいは周囲の街並みなどとコラボレーションしながら街ぐるみでその特徴を発信しているものなどそれぞれが工夫を凝らして観覧者を獲得すべく努力されておりますので、それをご紹介いただいています。また、合わせて修復技術研究室が現地で行なった調査の成果を資料として取りまとめています。

ここに関係者に感謝の意を表するとともに、本書が各地の文化財の活用に尽力されております皆様の実務に参考とさせていただきますことを期待しています。

今後とも当研究所では多くの事例を積み上げながら、近代の文化遺産保護のあり方について調査研究を重ねていきたいと考えています。関係各位のご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

令和 5（2023）年 6 月 30 日
独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所
所長 齊藤 孝正

目 次

巻頭言		齊藤 孝正	……	3
はじめに		中山 俊介	……	5
第1章	富岡製糸場の維持継承の取組－保存活用の現場から－	岡野 雅枝	……	9
第2章	桐生市に見る近代化遺産の活用	萩原 清史	……	19
第3章	偶然発見された明治のトンネル群 －再生そして市民が創る未来設計図－	村上 真善	……	33
第4章	文化財（近代文化遺産）の活用に関するアンケート調査結果	中村 舞	……	47
第5章	近代文化遺産の活用に関する事例集	中山 俊介	……	75

はじめに

はじめに

中山 俊介

東京文化財研究所 保存科学研究センター 特任研究員

1. 調査の背景

平成28（2016）年度から当文化財機構の第四次中期計画（平成28（2016）年度～令和2（2020）年度の5カ年）が始まるにあたり、近代文化遺産研究室では、従来の成果の上に立って、さらに広く深く研究を推進する目的で、文化財指定が比較的進み保存修理実績も蓄積している建造物を中心にその素材別に「煉瓦像建造物の保存と修復」、「鉄構造物の保存と修復」および「コンクリート造建造物の保存と修復」として取りまとめ、さらには、建造物の内部造作に着目して、床、壁、天井、建具類や灯具類など、普段の建造物の修理では脇役に当たる部分ながら、観覧者にとっては一番目に留まる部分の保存と修復に関して、調査研究を行い取りまとめた。

今回は、平成31（2019）年に文化財保護法が改正され、文化財の保護行政がより活用に力を入れ始めたことから、近代文化遺産の活用に関して、全国各地において保存されている文化財に関して、活用への取り組みなど、文化財の所有者、管理者などの皆さんが、どのような考えで取り組み、またどのような成果を出しているのかについて調査研究を進めることとした。

2. 現状の把握

文化財保護法の改正に伴い、活用に舵を切ったとは言いながらも一足飛びにどこでも活用できるわけではない。まずは、現状、近代文化遺産の活用がどの程度進んでおり、どのような状況にあるのか知るのが最初であると考え、一昨年度から近代文化遺産の所有者や管理者に向けて活用に関するアンケート調査を実施し、どのような取り組みがなされているのかを把握し、回答の中から特徴的な回答があった文化財に関して直接現地にて話を伺う手法で調査を進めた。アンケートの調査結果については、第4章にまとめてあるので参照されたい。

活用と言われてまず思い浮かぶのが、文化財そのものを観覧してもらい当時の文化や技術などに触れてもらうのがこれまでも一般的であり、多くの文化財が概ねその域を出ない活用の手法をとっていることが分かった。し

かしながら、経済状況などの理由もあり、文化財の保存に多くの予算を割けない状況から、文化財自身も入場料などを元に少しでも自前で保存していけるように手立てを講じなければいけない時代になっていることを考えると、これまでのように公開しているだけというのでは、済まない時代になっている。そこで所有者や管理者の皆さんは手を変え品を変えなんとか観覧者や理解者を増やすことを模索し始めている。今回はそのような取り組みをされている皆さんに論考をお願いしたので、ぜひ参考にさせていただきたいと考えている。また、合わせて当修復技術研究室が現場で調査した成果を資料として取りまとめている。

3. 本書の構成

以上を元にして、本書では第1章から第3章まで所有者あるいは管理者の皆さんの取り組みについての論考を掲載している。第4章では、前述のアンケート調査の結果についてまとめたものを掲載した。さらに第5章では、当研究室が全国で実施した現地調査の内容をまとめたものを事例集として掲載している。

第1章では、令和2（2020）年に保存修理工事が終了した、国宝「旧富岡製糸場西置繭所」の活用に関して、富岡市の担当者である、岡野雅枝氏が、富岡市として、富岡製糸場の保存と修復あるいは活用に関してどのような取り組みをされているのか、まとめている。富岡製糸場の西置繭所は、修理工事の際にも、活用を意識しながらも現状を大事にした修理工事を実施しており、これまであまりみられないハウス・イン・ハウスの手法を用いて、建物その者になるべく手を入れずに、耐震性も持たせながら中をきちんと観覧できて、且つ内部空間を使ってイベントも開催できるといったやり方をされおり、活用する上で非常に参考になる事例を紹介いただいている。

第2章では、桐生市の萩原清史氏により、桐生市の旧群馬県衛生所をはじめとして市内に数多く残る近代文化遺産や本町一・二丁目などの伝建地区を中心とした文化財を活用していくなど行政と市民が一体となった取り組

みを紹介いただいている。

第3章では、NPO法人愛岐トンネル群保存再生委員会の村上真善氏より、愛知県春日井市と岐阜県多治見市にまたがって残る旧中央本線の愛岐トンネル群につき平成18（2006）年に発見された時から、その後地域のボランティアを集めて徐々に整備を進めて、観覧者を増やしていった取り組みを紹介いただいている。

第4章では、当研究室が令和2（2020）年に行ったアンケート調査の結果をまとめたものを紹介している。これを見ると多くはまだ、単なる公開あるいは、それに少し手をかけたスペースの使用などが主な手法であり、なかなか、思った様な活用ができていないのがよくわかる。保護法改正からあまり日が経っていない事もあるが、本格的な活用はこれからというところがほとんどであろう。ただ、活用していくためには、耐震化であるとかバリアフリー化であるとか種々の制約があるのも事実であり、難しいのが現状であろう。

第5章では、当研究室が実施した調査結果をまとめた事例集となっている。前述の通り、アンケート結果を元に、ちょっと気になる活用をされていると思われた文化財について現地調査を実施した。活用と一口に言ってもそのやり方は様々であり、建造物自体で工夫を凝らしているもの、あるいは、建造物自体に足りない機能を附属棟などにより補完しているもの、あるいは、同じ町内で、伝建地区があるところは連携して活用を図ったり、また、全く違う機能を持った施設を隣接地に作ることで活用を図ったりしている事例があり、それらを紹介している。

ここに関係者に感謝の意を表するとともに、本書が近代文化遺産の活用を考えるにあたり参考にされることを期待している。

第 1 章

富岡製糸場の維持継承の取組－保存活用の現場から－

富岡製糸場の維持継承の取組－保存活用の現場から－

岡野 雅枝

富岡市世界遺産観光部富岡製糸場課

1. はじめに

本稿は、文化財・文化遺産としての富岡製糸場の保存活用について、これまでの取組と現状、そして維持継承していくうえでの課題について、現場の職員の目線で述べるものである。世界遺産、そして国の文化財として価値を確実に保存しつつも、地域振興のため観光資源としても積極的な活用を目指すなかで、筆者が10年余り富岡製糸場の保存活用に現場で係りながら課題と感じられる事柄について述べる。

富岡製糸場は、明治5（1872）年、群馬県南西部にある現富岡市に創設された本格的で大規模な器械製糸工場である。明治政府が当時輸出品として需要の高かった生糸に着目し、高品質な生糸を大量生産するため、先進の器械製糸技術を西洋から導入し、それを国内に広めるため模範工場として設立した。

明治26（1893）年に民営化された後、経営主体の変遷があったものの昭和62（1987）年まで一貫して製糸工場として稼働し、その間、繰糸機や繭乾燥機の技術革新においては先駆的な取組みを行い、日本の基幹産業であった製糸業の技術革新をリードし続けた。

富岡製糸場は、昭和62（1987）年に生糸生産を停止した時の状況をほぼ保っており、日本の近代製糸業の始まりから最終形に至るまでの歴史、技術革新を物語る文化遺産として、日本を代表する近代産業遺産の一つである。

最後の経営者であった片倉工業株式会社が操業停止後も富岡製糸場の維持管理を続けていたところ、平成15（2003）年にユネスコ「世界遺産一覧表」の記載に向けた推進活動が始まり、それと共に文化財として保護するため場内全建造物の調査が実施され、報告書が作成された。その調査結果にもとづき、平成17（2005）年に敷地全体が国史跡に、そして翌年7棟1基1所が重要文化財に指定され（繰糸所、東置繭所、西置繭所の3棟は平成26（2014）年に国宝指定）、文化財としての維持管理、保存活用が始まった。富岡製糸場は富岡市へ移管され、平成17（2005）年10月から一般公開を開始した。

「世界遺産一覧表」記載については、県民・市民も参加した熱心な推進活動が実り、平成26（2014）年に「富岡製糸場と絹産業遺産群」として他の3つの構成資産（荒船風穴（下仁田町）、高山社跡（藤岡市）、田島弥平旧宅（伊勢崎市））と共に世界遺産となった。4構成資産全体で生糸生産に係る海外との技術交流と、高品質生糸の大量生産を実現した技術革新が世界の絹文化の普及に貢献したとして評価された。

建造物の保存整備の進捗状況としては、令和2（2020）年に国宝「西置繭所」の保存整備工事が完成して公開活用が開始され、製糸場の歴史や価値を伝える展示コンテンツが充実した。また、ハウス・イン・ハウス手法による多目的ホールが整備されるなど、活用の幅が広がったところである。

平成26（2014）年度に世界遺産となった際には話題性やメディアへの露出度の高さなどから年間133万人を超える見学者があったが、時間の経過とともに話題性が薄れ注目度も下がると徐々に見学者数は減り、さらにコロナ禍も加わって令和2（2020）年度は年間17万人余りまで減少した。令和4（2022）年度は30万人余りまで回復し、平成17（2005）年の一般公開開始から、719万人余りの見学者を迎えたところである。

2. 現在の保存活用状況・体制

富岡製糸場は敷地が約55,000㎡あり、そのなかに創設期の木骨煉瓦造建造物7棟を含め、操業115年間に経営の変遷や技術革新に伴い増改築されていた製糸システムと労働者の福利厚生に係る様々な建造物が立ち並ぶ（図1 建造物配置図）。これらの建造物は細分すると100棟ほどあるが、民営化以降に増築された多様な目的の木造建造物が多く、なかには劣化や損傷がだいぶ進んでいるものも少なくない。国宝・重要文化財を含め、いずれも早急な保存修理が必要とされる状況にある。

令和4（2022）年度時点で、保存修理・整備が完了した主な建造物は、国宝の西置繭所と2棟の社宅（史跡建造物）で、現在、保存整備工事中の乾燥場繭扱場（史

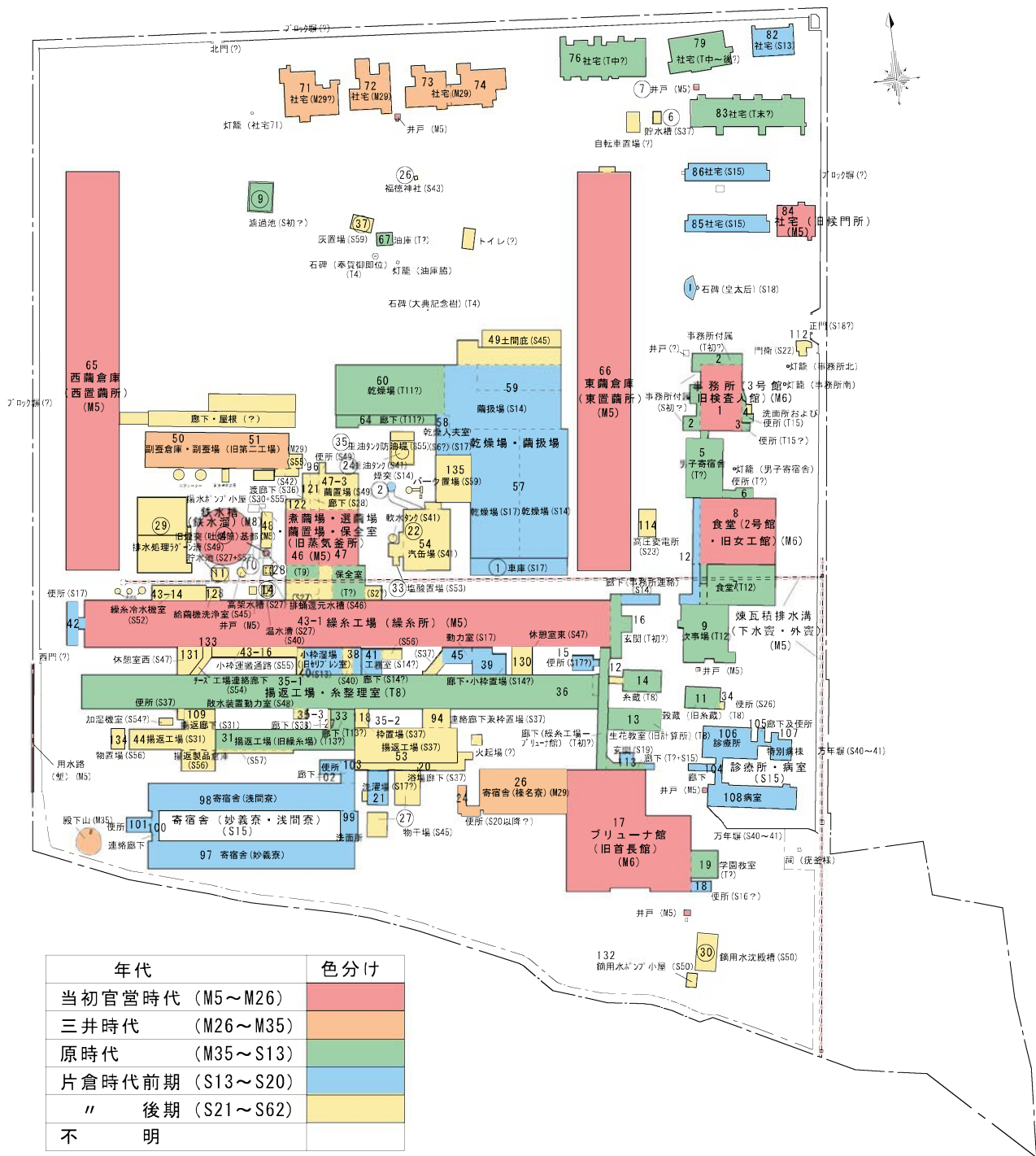


図1 建造物配置図 (出典: 史跡・重要文化財 (建造物)「旧富岡製糸場保存管理計画」P31 図 2-16)

跡建造物は令和7(2025)年度の完成を目指しており、製糸場内の建造物の保存整備事業は端緒に付いたばかりと言っても過言ではない。

上述のとおり、平成17(2005)年より富岡製糸場は富岡市が所有し管理を行っており、富岡製糸場に係る日常的な維持管理から保存修理・整備工事、そして見学者の対応、イベントの実施やメディア対応、視察の受け入

れ等々、富岡製糸場に係る業務は、富岡市役所の一つの課である富岡製糸場課が所管している。そのほか、富岡製糸場に係る調査研究や資料保管、教育普及的な業務を行う部署がある。

富岡製糸場の観光活用については観光担当の部署が関わっており、また、発掘調査や現状変更に係る業務などを文化財保護課が所管している。

見学券の販売や案内、看視といった見学者対応や団体予約の受付、清掃、また、夜間警備などの業務は外部へ委託している。

これらの富岡製糸場に係る様々な事業、業務にかかる費用は、基本的に見学料収入を財源としている。コロナ禍で見学料収入が激減するまでは職員の人件費も見学料収入で賄っていた。国指定の重要文化財建造物や史跡建造物の保存整備工事に係る費用は国及び群馬県から補助が受けられるが、富岡市負担分は市で賄わなければならない。富岡製糸場を維持管理し、保存修理・整備し、一般公開・活用していく費用をどう賄うかという問題は大きな課題である。

現在、年末の3日間を除いて毎日午前9時から午後5時まで公開している。入場は有料で、見学料として大人1000円、高・大学生は250円、小・中学生は150円いただいている。ほとんどの建造物は外観見学のみで、現在、屋内を公開しているのは国宝の3棟（繰糸所、東置繭所、西置繭所）と社宅1棟である。東置繭所内ではガイダンスのためのパネル展示と動画上映、西置繭所では歴史的資料の展示や16mあるグラフィカルな年表展示と2階貯繭空間の展示、社宅では昭和30年代の暮らしの様子を伝える展示と、生きたカイコの通年展示、また、糸取りなどの体験室を設けている。

非公開の建物については公開を望む声を多くいただくが、未修理のうえ劣化が進んでおり安全性が確保できないため、非公開とせざるを得ない状況である。敷地も危険な場所が少なくなく、見学者の安全を第一に考え、自由に歩いて回っていただけるエリアは敷地の半分ほどに留めている（図2 見学のしおり（案内マップ））。

全体的な解説案内としては、解説員による定時ガイドツアー（有料）に参加いただくか、音声ガイド（無料／多言語）を各自のスマートフォンにダウンロードして自由に聞きながら見学いただいている。見学を少しでも楽しんでもらいたいという思いから、音声ガイドのナレーションにはアニメなどで活躍している声優や、浪曲師にお願いするなどの取組も行っている。

富岡製糸場をどのように保存修理し、活用のために整備していくかの基本方針は、「史跡・重要文化財（建造物）旧富岡製糸場保存管理計画」（平成20（2008）年策定）及び「史跡・重要文化財（建造物）旧富岡製糸場整備活用計画」（平成24（2012）年策定）で定めている。保存活用の基本方針は基本的にこれに則り、実際の計画が進む段階で本市が設置した有識者委員会に内容を諮り、また、文化庁と協議を行い進めている。その際、世界遺

産構成4資産としての包括的な管理を担当している群馬県とも協議を行う。

この保存管理計画において、保存管理の方針を「富岡製糸場が重ねてきた歴史とシステムを保存管理していく」と定めており、これを受けて整備活用計画では「富岡製糸場が重ねてきた歴史とシステムを重視した整備を行う」としている。これが近代産業遺産、富岡製糸場の保存整備を貫く基本方針であり、操業停止時までの115年間の変遷に価値があり、また、保存活用は工場システム（生産システム）として行うことが基本であることが示されている。

保存整備事業の年次計画については、計画策定時に30年の期間でスケジュールを組んだものの完了した工事は上述のとおり少なく、また、財源の問題などもあり、今後、見直しを行う予定である。

3. 国宝「西置繭所」保存整備事業

これまでの保存活用の取組みの成果の一つとして、西置繭所の保存整備事業が挙げられる。事業は平成26（2014）年度に着手され足掛6年を経て令和2（2020）年に完成し公開活用を開始した。国宝建築の価値を損ねないことを前提に積極的な活用を目指し、1階には新しい機能としてギャラリー（資料展示室）やホワイエ、多目的ホールなどを設けた。

以下に、この事業の概要と特徴を述べる（詳細は『国宝旧富岡製糸場西置繭所保存修理工事報告書』（令和2（2020）年／富岡市）を参照）。（写真1 西置繭所外観（工事完了後）／撮影：瀬脇 武）

西置繭所は、中庭を挟んで東置繭所と対で建つ、生糸の原料である繭を保管していた倉庫で、明治5（1872）年の開業に合わせて建設された。木骨煉瓦造、椽瓦葺きの2階建て、長さが約104mと南北に長大な建物で、敷地の西側、奥まった場所に位置する。

基本的に繭倉庫であるが、東置繭所と異なり、1階は開業当初北半分が石炭置場であったり、民営化後には繭を選別する作業場や揚返し場（再繰場）として機械が並ぶ作業場であったりと、時代と共に機能が変化した建物である。また、「貯繭大缶」と呼ぶ繭を保管するためのトタン製の部屋が2階に数室残る。この状況は東置繭所では既に失われていることもあり、今回の整備ではできるだけ現状維持に努め見学者に操業時の貯繭空間を体感してもらえるようにした（写真2 西置繭所2階貯繭大缶（現在の展示状況）／撮影：瀬脇 武）。

このたびの保存修理工事は部分修理で、屋根全体の葺

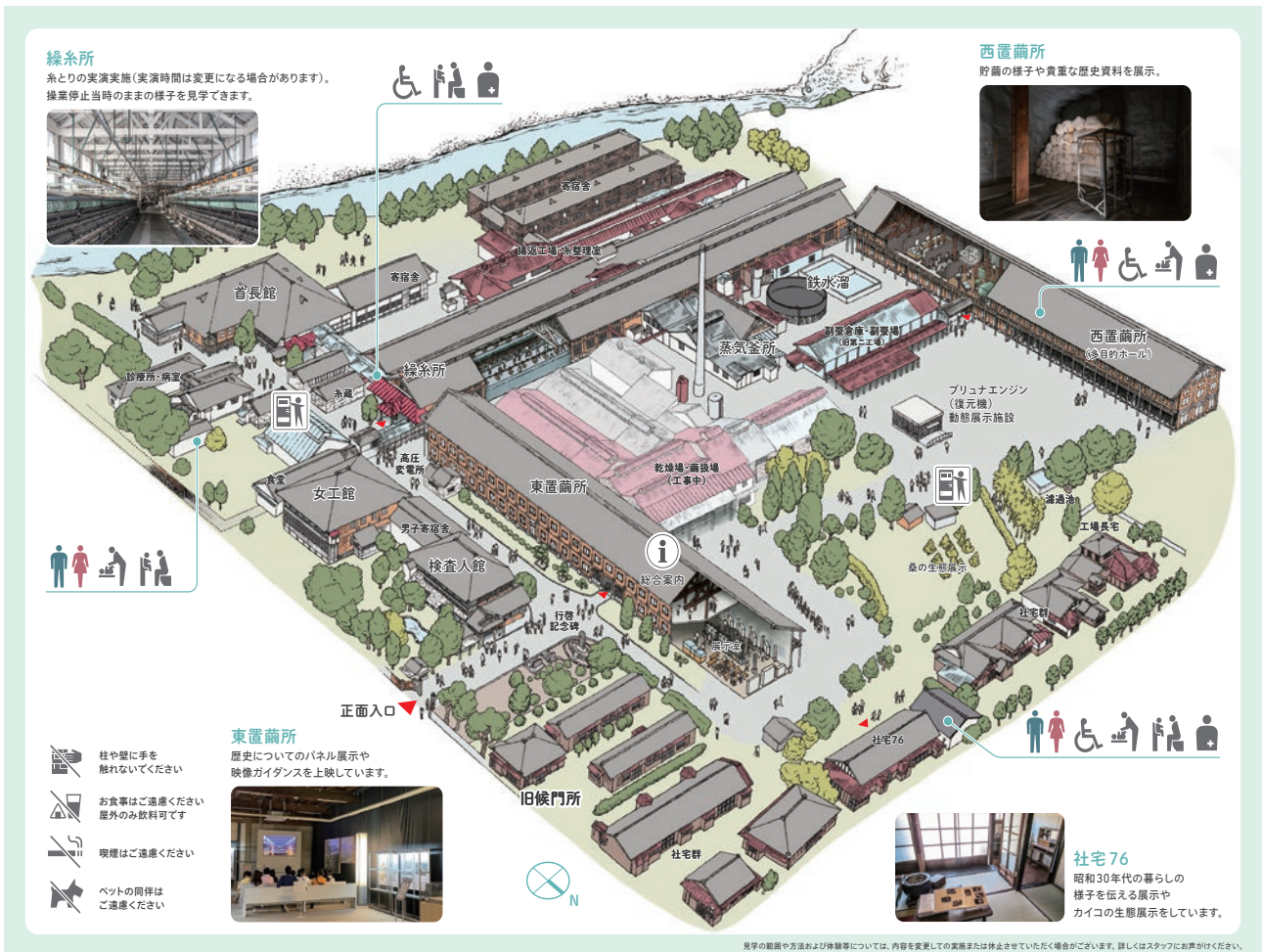


図2 見学のしおり(案内マップ)



写真1 西置繭所外観(工事完了後) / 撮影: 瀬脇 武

替えと、1階床板及び2階ヴェランダの解体修理である。骨組みと煉瓦壁は基本的に現状を維持した。

修復年は、富岡製糸場の生産施設としての最盛期、生糸生産量が操業115年間で最も多かった昭和49(1974)年頃とした。これにより操業開始から最盛期までの操業の痕跡をできるだけ保存することが可能となった。また、1階北東面については、昭和56(1981)年頃に景観を整える目的で整備された新しい煉瓦壁を撤去し、内側に残っていた木製ガラス戸を現わして完成とした。

上述のとおり、西置繭所は文化財としての価値の保存を大前提にして積極的な活用も目指すこととし、保存修理に併せて耐震補強と活用のための整備を同時に検討し、実施した。多くの関係者が協力・連携して検討、設計を進め、施工したことが一つの特徴となっている。

1階については内部に設けた耐震補強用の鉄骨を骨組みとしてガラスの壁と天井を設け、オリジナルの床の上に新しい床を整備し、ハウス・イン・ハウス手法により活用のための部屋を南北に設けた。これにより、人はハウスの中で活動することにより国宝建築をできるだけ傷めずに活用し、また、長大な空間を分節して使いやすくし、保存と積極的な活用の両立を目指した。上述のギャラリーや多目的ホールはこのハウス・イン・ハウス手法で整備したものである(写真3 西置繭所ギャラリー(資料展示室)／撮影：瀬脇 武、写真4 西置繭所多目的ホール／撮影：瀬脇 武)。

多目的ホールは世界遺産・国宝の中にあるガラスのホールであり、まさしくユニークベニューとして積極的に活用を進めたいところである。令和4(2022)年度からは、条例で使用料を設定し外部へ貸出しを始めた。活用開始がコロナ禍の最中であったこともあり、未だPR不足のところがあるので、今後、観光部署と連携して情報発信を進め、活用の要の一つにしていきたいと考えている。



写真2 西置繭所2階貯繭大缶(現在の展示状況)／撮影：瀬脇 武

なお、1階と2階で補強方法を変えており、2階については鉛直方向と水平方向に炭素繊維より線による筋交いを設置して補強した。また、煉瓦壁については部分的に目地にアラミドロッド繊維を埋め込んで面的に補強をするなどしている。

保存修理、補強においては文化財建造物保存の基本原則に則り、できるだけオリジナルを遺し、修理に際しては必要最低限の介入に留め、また、可逆性のある手法を用いている。1階のハウス・イン・ハウスの構造物は「仮設」として構築しているので、取り外せばほぼ元の状態にもどる。地下遺構保護のため、補強鉄骨の基礎は置基礎の方法で施工している。

今回の保存修理の特徴の一つとして、1階の天井と内壁の漆喰塗を保存したことがある。これらの漆喰塗は所々に破損が見られ、天井に関しては漆喰が既に剥落し下地の木摺が現れている部分もある状況であった。しかし、天井に関しては、明治初期の木摺漆喰塗の施工状況が残る事例として貴重であり、漆喰壁についても操業115年間の様々な労働の痕跡が遺されていることから、全面的に保存する方針とした。漆喰壁のあちこちに遺る作業上のメモ書きや、働いていた人々の胸中を吐露したような落書は、労働の記憶の継承が重視される産業遺産として、富岡製糸場の歴史・価値を伝える貴重な資料である(写真5 西置繭所1階木摺漆喰塗天井(着工前)、写真6 西置繭所2階漆喰壁の落書(官営期と思われる墨書))。

一方で、積極的な活用を行うにあたっては利用者の安全確保も重要である。ハウス・イン・ハウス手法を導入したことで、万が一大地震などで漆喰天井の漆喰が剥落しても、ハウスがシェルターとして機能し、ハウスの中の利用者は守られる。漆喰天井には二重にネットを張り、剥落を防ぐ工夫も施した。

西置繭所で取り入れたハウス・イン・ハウスの手法は可逆性があり、また、ハウスの壁と天井に透明なガラスを用いて照明によりオリジナルの壁と天井を目立たせる工夫をするなどしているものの、内部の景観が大きく変わったという問題はある。この手法の導入については賛否あるところかもしれない。とはいえ、文化財建造物、特に西置繭所のような大規模な倉庫という旧工場施設について、その価値の保存と積極的な活用の両立を叶えるための整備手法の一つのあり方を提示することができたのではないかと考えている。



写真3 西置繭所ギャラリー（資料展示室）／撮影：瀬脇 武



写真4 西置繭所多目的ホール／撮影：瀬脇 武



写真5 西置繭所1階木摺漆喰塗天井（着工前）



写真6 西置繭所2階漆喰壁の落書（官営期と思われる墨書）

4. 課題

富岡製糸場を無事に後世へ維持継承していくために、そして、保存と積極的な活用を両立させるために、現状、懸念される課題について以下に述べる。ここでは主に財源と人材、そして、近代産業遺産というやや特殊な種類の文化遺産であることに因るインタープリテーション上の問題について触れる。

<財源>

上述のとおり、富岡製糸場を維持管理、保存活用していく財源は現状、基本的に見学料収入を柱にしており、ご寄附にも大変助けられているところである。

富岡製糸場で年間にかかる費用は、その年の保存整備工事の内容により変化するが、現状、人件費を別にすると、見学者が年間45万人あると大規模工事を1件抱えながらどうにかやりくりができ、さらに50万人だと余裕が少し生まれると想定している。

しかし、この算段であっても工事は1件しか抱えられず、同時に並行して2件3件実施することは無理がある。このような状況が続くと、耐震補強や修理が間に合わず貴重な歴史的建造物を経年劣化や自然災害で破損や倒壊させてしまう恐れがある。

頂部の劣化が顕著で約37mと高さもある煙突については緊急性が高いと判断し、保存修理費用について令和3（2021）年から全国に寄附を募り、おかげさまで目標額に達成することができ、早速、調査・検討に着手したところである。これについては対象が煙突というシンボル性の高いものであり、工事費も西置繭所のような大規模工事に比べると比較的低いいため、本市負担分について寄附で賄うことが可能であったと考えている。

このように財源に難儀する状況に加え、コロナ禍で地域の観光客が減少したこともあり、地域振興のため、地域の代表的観光地の一つとして、集客力を高める努力が富岡製糸場に強く求められている。

富岡市では、観光客誘致の観点から観光部署においても富岡製糸場に係る活用事業を行っており、最近の傾向として観光部署と連携して国の補助事業へ取組むことが増えている。このところ国でも観光活用を後押しする補助事業を増やしてきているように思う。これらを活用するなどし、見学者数の増加につながるような展示コンテンツの整備や体験メニューの造設に力を入れていきたいと考えている。

<人材>

現在、富岡製糸場の現場で様々な業務に係る市の職員は20名ほどいる。専属の嘱託職員も数名いるが、正規職員は異動が3年位に一度あるため、やっと製糸場の業務に慣れたかと思う頃には異動となり、蓄積した知識や経験が富岡製糸場のために活かさない状態にある。これも市役所という組織が所有管理している課題の一つであろう。

なかでも、保存整備工事を担当する建築技師についてはプロパーの職員が求められる。富岡製糸場には保存修理・整備工事を待つ建造物が多数あるため、今後長期にわたり工事の監理ができる建築技師が複数名必要となる。この業務には文化財特有の知識が求められるため、2～3年で異動するのではなく、現場で経験を重ねベテラン職員として常駐することが望ましい。さらに、インタープリテーションの観点から整備活用事業に係る学芸員の職員も常に必要である。

保存整備事業の実施においては、有識者や文化庁との協議が欠かせず、ある程度の専門知識が無いと対応が難しい。世界遺産、史跡、国宝・重要文化財である富岡製糸場について、価値を損ねず保存し活用も行い、確実に維持継承していくには、担当職員は知識とノウハウを豊富に有しているに越したことはなく、専門人材の確保は常に課題である。

今、富岡製糸場の世界遺産登録前から関わっていた職員や関係者の高齢化が徐々に進みつつあるように思う。意欲ある若手後継者の育成も課題の一つである。

<産業遺産としてのインタープリテーション>

富岡製糸場は旧工場であり、産業遺産というジャンルの文化遺産で、しかも時代区分は近代である。一般的に文化遺産や文化財として受け入れてもらうことが難しいように感じる。

さらに、富岡製糸場の産業遺産としての価値は、明治初期から昭和後期までの生糸製造に関わる技術革新や、生産システム（工場システム）に係るもので、一般的に馴染みが薄い。

それに加え、産業遺産としての価値を語るためには労働への着目が欠かせず、そこでいかに人が働き暮らしたのかを伝えることが重要であるが、既に機械が止まり操業を停止した工場で、どのように人々が働いていたのかをイメージしやすく伝えることは容易ではない。しかも労働環境や社会的背景は明治から昭和へ大きな変化がある。

富岡製糸場のインタープリテーションをさらに難しくしているのが、イメージである。一般的に人々が富岡製糸場として思い浮かべるイメージは明治5（1872）年創業頃を描いた錦絵か、あるいは、明治5（1872）年竣工の木骨煉瓦造の建物であろう。それにより、富岡製糸場イコール明治、というイメージを抱いている人が多いようで、明治を前面に押し出した整備やインタープリテーションを求める意見も少なくない。

しかし上述のとおり、富岡製糸場は産業遺産であり、明治5（1872）年から昭和62（1987）年まで115年間稼働し続けた製糸工場で、その間の技術革新や、操業停止時の状況が概ね保存されていることが高く評価され世界遺産登録にもつながった。これらの価値を正確に、適切に伝えつつも、観光客の期待を裏切らない整備やインタープリテーションにも努めることが今求められており、今後の課題と感じている。

現在保存整備工事中の乾燥場については、施設内に2階建規模の繭の乾燥機が6台保存されている。この機械がどのように動いて繭が乾燥されていたのか、そして、人がどのような動線で働き作業をしていたのか、誰にでも分かりやすく伝えられるように展示コンテンツを工夫したいと考えている。

なお、富岡製糸場の価値を伝えるためのインタープリテーションについては、有識者委員会に諮って策定した「富岡製糸場インタープリテーション・ガイドライン」（令和2（2020）年）を基本としている。西置繭所に整備した多目的ホールの貸出についても、利用者側にこのガイドラインを理解いただいたうえで実施計画書を提出いただくことを条件としている。

策定にあたっては、世界遺産として相応しくかつ富岡製糸場の特徴を反映し、そして現場の担当者が変わっても一貫して適切なインタープリテーション活動ができるようにという考えから策定に取組んだ。世界遺産として相応しいという観点については国際イコモスのインタープリテーションに関する憲章「The ICOMOS Charter for the Interpretation and Presentation of Cultural Heritage Sites」（2008）を参考にし、富岡製糸場の特徴を反映させるために「旧富岡製糸場整備活用計画」の活用方針を踏まえる内容とした。

なお、インタープリテーションという言葉については、適切な日本語訳を当てることができず英語（interpretation）をそのままカタカナにして利用したこともあってか、なかなか理解を広げることが難しいように感じている。

5. おわりに

富岡製糸場の保存活用について、現場目線で現状と課題について述べてきた。富岡製糸場のような規模が大きい、世界遺産である文化遺産の維持管理や保存整備、公開活用等に係るあらゆる費用を基本的に見学料収入で賄っていくことの妥当性について、さらには、そもそも人口5万人にも満たない地方自治体が所有し運営する体制について、様々な観点から議論もあるところではないかと思う。

最近、観光活用のための整備を促されるような機会が多くなった。観光客を増やし見学料収入を増加させたいのは山々であるが、富岡製糸場の歴史や価値を確実に保存したうえで維持継承していくことが大前提であり、そのうえで、観光資源としての活用を積極的に進めていきたい。

その際に気を付けたいのは、文化財はオリジナルが一度失われたら元に戻らず、ソフト整備であっても誤ったイメージがいったん定着すると覆すのは難しいということである。拙速で安易な整備は避けなければならない。

富岡製糸場を文化財・文化遺産として未永く維持継承していくためには、まずは多くの方々に実際に富岡製糸場を訪れていただき、その価値に触れていただき、時間と労力をかけて富岡製糸場を保存していくことに共感いただく必要があると考える。富岡製糸場へ来場される方の中には、別の目的地のついでに立ち寄って下さる方も少なくないと思う。そういった方々にも共感していただくために、来場してよかった、楽しく見学できたと思っていただけるように、インタープリテーションのメニューを幅広くして興味の入り口を増やし、様々な観点から富岡製糸場に興味を持ってもらえるように現場は努力を続けなければならない。この継続こそが、富岡製糸場を後世へ維持継承する第一歩だと思う。

第2章

桐生市に見る近代化遺産の活用

桐生市に見る近代化遺産の活用

萩原 清史

桐生市教育委員会事務局教育部文化財保護課

1. はじめに

桐生市は群馬県の東端に位置し、県境を栃木県足利市と接している。北面に赤城山、東側に足尾山地、西側を八王子丘陵に囲まれ、市内中央を流れる渡良瀬川やその支流により起伏に富んだ地形となっている。平成16(2004)年に勢多郡新里村・黒保根村が合併し、現在は人口約105,000人の小都市である。

古くから織物産業が盛んであり、特に江戸時代には絹織物、近代になると絹や人造絹糸を中心に和装や洋装を問わず様々な種類の織物を生産している。

歴史的にみると、現在の桐生市の個性は近世以降に形成されたことが認められる。江戸時代は桐生新町(現在の桐生市本町)を中心に徳川幕府の天領、旗本領などの変遷があったものの、明治維新に至るまで領主に直接支配されたことがなく、住民自治による独自の発展を遂げている。幕末から近代になると織物の技術革新に伴う品質改良と増産を基盤とした経済発展を遂げ、「日本の近代化を支えたまち」の一つとなる。住民はその豊かさを背景に生活や文化、産業など多方面に新しいものを積極的に取り入れ、流行や時代を先取りする「進取の精神」をもつ市民性が醸成された。第二次世界大戦後は軍需工場に転用された大工場は姿を消して行くものの、内需を中心に生産量が増加し続け、昭和27(1952)年になると生産額・生産量ともに輸出が内需を超えるようになる。織物産業は生産工程ごとに専門化され、個人や団体が撚糸や染色、整経、織物などの生産工程、それに付随する機械や機械部品製造・修理、図案や紋切のようなデザインを製品にする工程などの様々な会社が設立された。新旧多くの工場が混在して行くなかで、工業地帯は市域の周辺部まで拡大し、「織都(しょくと)」と呼ばれる街が形成された。

現在でも桐生市には織物産業を中心とした近代化遺産¹⁾が数多く残り、様々な視点や目的によって活用が行われている。

ここでは近代化遺産を保存し、活用して来た桐生市の

歩みとその背景、そして住民や利用者、行政の変化について触れて行きたい(図1)²⁾。

2. 文化財の保存・活用と空間の利用(昭和時代から平成初期まで)

昭和時代から平成初期までは文化財の指定制度による保存と活用の萌芽、空き工場や事務所の空間利用を行っていた時期であった。当時、大正時代以降の建造物についてその重要性は一部に理解されていたものの、文化財としての価値の認識は希薄であり、意識的に活用を実践する以前の段階と言える。実際に近代の工場や事務所の転用は行われていたが、大半が不使用になった空間を目的に応じて利用しているに過ぎない。

そのなかで、昭和52(1977)年に桐生織物協同組合理事長の小池久雄氏によって発表された『「機音村」構想』³⁾は、桐生市の豊かな自然と織物の伝統を結び付け、「街なかの建物や施設を活用し、産業や文化、観光に活かして行く」という、現代のオープンエアミュージアムやヘリテージツーリズムを思わせる先進的な発想であった。この構想は実現には至っていないが、その後のまちづくりの方向性に影響を与えている。

そして、昭和56(1981)年、民間による目的意識を持った最初の活用例である「織物参考館”紫”」が開館した。明治10(1877)年から現在も続く織物会社であり、昭和時代に建設され、使用を止めた工場の内部を改築し、織物に関する機械や道具の展示、藍染体験などを行なっている(写真1)。参考館という名称が示すように自社製品を製造販売しながら資料館も併設する活用方法である。毎年、市内や近郊の小学校の児童生徒は学校単位で見学に訪れ、織物の歴史や文化を学び、工場の雰囲気に触れている。

文化財保護法による指定制度については、文化財保護の理念を崩さず、活用しながら保存する新たな方向が示される。桐生市においては「旧群馬県衛生所」がその端緒となった(写真2)。明治11(1878)年建設の擬洋

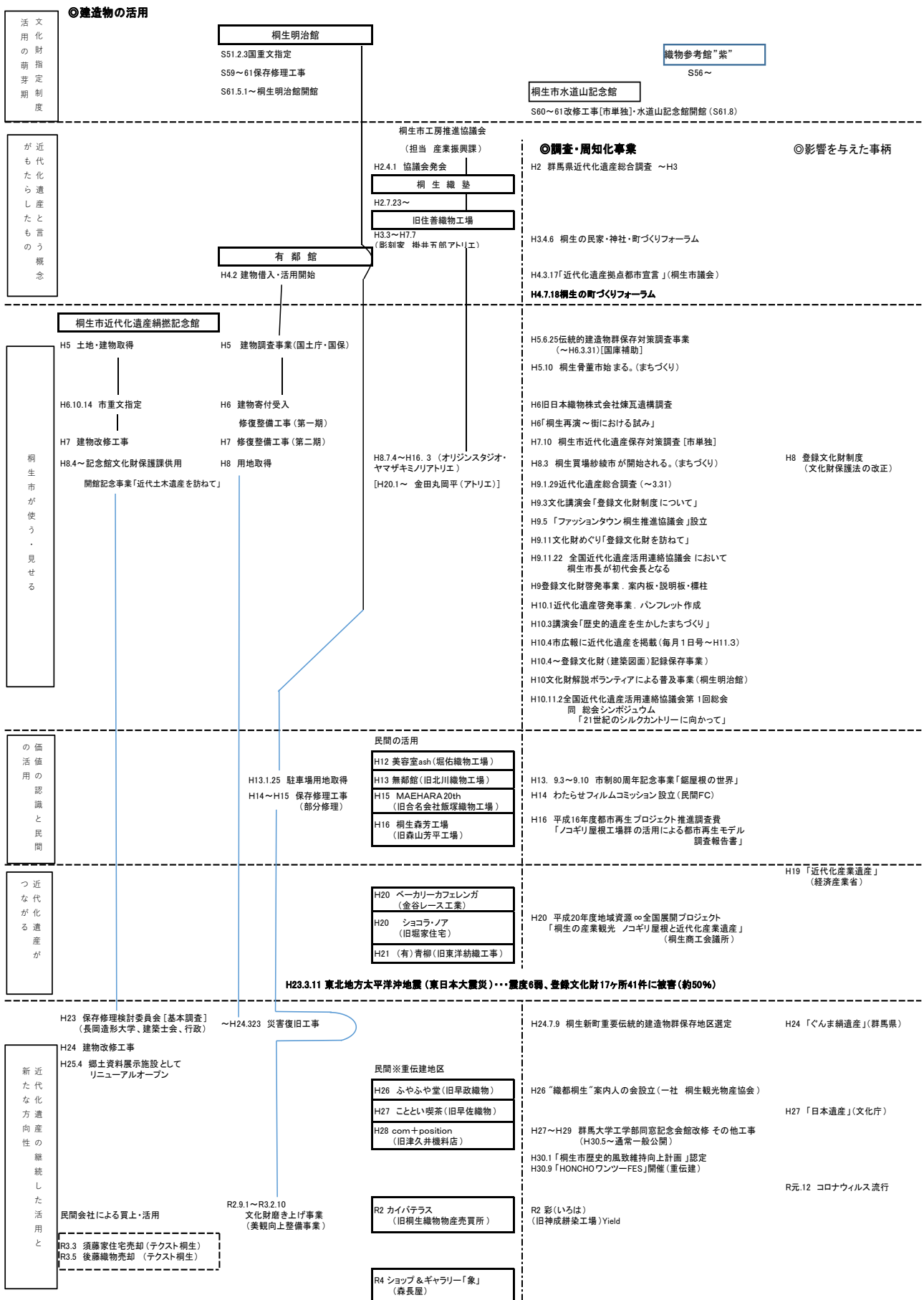


図1 桐生市における近代化遺産の活用と関連事項

風建築であり、地方における公共建築の一遺例として重要であることから昭和 51（1976）年、重要文化財に指定された。昭和 59（1984）年から 2 年間にわたり保存修理工事が行われ、文化庁の指導のもと、文化財を活用する先駆的な試みがなされている。昭和 61（1986）年からは「桐生明治館」という名称で、建物内部を一般公開するとともに利用者が企画展示やコンサートを開催できるように無料で部屋を貸出、1 階に市直営の「喫茶室」を設置している。有料であるが、重要文化財内でコーヒーやケーキを提供した活用方法は当時大変注目された。

さらに同年には桐生市水道局が昭和 7（1932）年に建設した「旧配水場事務所(国登録文化財)」を修理し、「桐生市水道山記念館」として一般公開を始めている。上水



写真1 織物参考館“紫”内部（国登録）

道開設当初の建物の重要性を認識した上での保存・活用であった。

他に見られるのは、いわゆる「歴史的建造物を保存する」という明確な目的からではなく、資産（空間）としての利用である。事例を挙げるとノコギリ屋根工場を金属機械や自動車整備といった他業種の工場、広い空間を使用した卓球場、内部を区切り住居や下宿とするなど様々な用途の転用が見られる。工場以外では水道庁舎の移転に伴い社会教育施設とした「桐生市立西公民館」（国登録文化財）、昭和 60（1985）年に自宅の建物を歯科医院として改装した「島田商店旧石蔵（国登録文化財）」などがある（写真 3）。

昭和時代は指定文化財や近代の建造物の二次利用（リノベーション）の萌芽期と位置付けられる。

3. 「近代化遺産」という概念がもたらしたもの（平成 2（1990）年から平成 4（1992）年）

桐生市において「近代化遺産」についての考え方や活動の転機となったのが、平成 2（1990）年度から同 3（1991）年度に国内で最初に群馬県と秋田県で実施された「近代化遺産総合調査」である⁴⁾。

「近代化遺産」という概念が初めて提示された時期であり、我々調査者も手探りの状況であった。桐生市では「近代において欧米化・西洋化が見られるもの」と規定して調査を実施し、1 次調査では群馬県内でリストアップされた 982 件のうち、桐生市は 97 件と約 10% を占



写真2 桐生明治館（重文「旧群馬県衛生所」）



写真3 島田歯科医院（国登録「島田商店旧石倉」）

めている。結果としてノコギリ屋根工場（織物工場）⁵⁾や西洋館、煉瓦の建造物など桐生の近代化を表現するものとしての価値観を高めることとなった。特にノコギリ屋根工場は、軍港などでは製造工場として用いられているが、桐生市では大半が燃糸もしくは織物工場であり、明治時代中期から昭和40（1965）年代の半ばまで建設されていた。

この時期には近代化遺産を活用する端緒となった出来事が多く生まれている。平成2（1990）年、本町一・二丁目（現在の重伝建地区）の住民による「地元に残る蔵を活用し、地域の活性化に繋がりたい」という要望を基に、行政と地元住民からなる「蔵活用会議」が開催された。これは、歴史的建造物の活用をまちづくりに結び付ける発案であり、翌年からの「桐生市有鄰館」の活用につながって行く。また、桐生市では第3次総合計画にある「ハイテクとファッションのまち」の考えを基に、同年に経済部が「桐生市工房推進協議会」を組織し、翌年から歴史的建造物を借受け、個人や団体へ工房として貸し出すという事業を開始した。第1号が「桐生織塾」という名称で、市内で最初のマニファクチュアによる織物工場「成愛社」の創業者とその一族が居住していた明治14（1881）年建設の建物において研究者が織物の技術や歴史を広く伝える事業を実施、平成30（2018）年まで継続した。もう一件は「旧住善織物工場」という大正10（1921）年に建てられた鉄筋コンクリート造のノコギリ屋根工場に現代彫刻家である掛井五郎氏（故人）を招き、アトリエとして活用している（写真4）。ノコギリ屋根工場は、織物の色を見る関係から北側に採光面を設け、一日中安定した間接光が入る構造になっており、アトリエなど作品を生み出す空間としての有用性が再認

識されるようになった。

市教育委員会は、近代化遺産総合調査の結果を受けて平成3（1991）年4月、文化庁の提言により「民家・神社・町づくりフォーラム」を開催し、近代化遺産や歴史的建造物の活用を市民や行政、専門家で検討する機会を設けた。

そして、翌4（1992）年3月17日、桐生市議会が全会一致で全国初となる「近代化遺産拠点都市宣言」を採択した。「近代化遺産を文化遺産と捉えて再評価し、街づくり活かして行く。」この宣言は「近代化遺産」という概念がいち早く市民に受け入れられ、活用の道をつくった先駆的な事例として注目される。同年7月には「桐生市有鄰館」を会場に文化庁建造物課、群馬県文化財保護課、桐生市職員、市民など300人を超える多くの参加者により「第2回桐生の町づくりフォーラム'92」が開催された。第一分科会のテーマは「近代化遺産とは何か」。これが近代化遺産の活用の指針となり、第二分科会「桐生の町づくりと近代化遺産」では市街地の本町一・二丁目地区の現況と歴史的価値が再評価され、平成24（2012）年の重伝建選定に繋がっている。第三分科会は「近代化遺産をどう活かすか」で、後の有鄰館の活用につながった。桐生市の近代化遺産や歴史的な資産を生かす流れは、ここに転機があったと言える。

この時期がもたらしたものは、それまで目的や実施主体が異なる活動が、「近代化遺産」という概念が提示されたことにより一つの流れに集約されたことにある。平成2（1990）年から4（1992）年、この3年間は文字通り桐生市が近代化遺産を活用したまちづくりのスタートであった。



写真4 ノコギリ屋根工場（旧掛井五郎アトリエ）

4. 近代化遺産を使う・見せる（平成5（1993）年から平成10（1998）年）

平成5（1993）年から同10（1998）年までは桐生市が近代化遺産を自ら活用し、情報発信することでその後の活動に影響を与えている。

平成4（1992）年3月、先述した「蔵活用会議」を受けて市街地にある「株式会社矢野」が所有していた蔵11棟を借り受け、「桐生市有鄰館」という名称で活用を開始した（写真5）。享保2（1717）年、近江商人の矢野久左衛門が桐生の町に居を構え、雑貨商を営んだことに始まり、矢野本店として明治から昭和時代まで、現在地で醸造業を営んでいた時代を中心とする建物群であり、平成6（1994）年に「矢野蔵群」の名称で桐生市指定重要文化財とし、同年、建物の寄贈を受けている。翌年から国土庁の補助事業「地域個性形成化事業」による建造物修復整備の後、平成8（1996）年には土地を買い上げるにより市が管理を一元化した。工事前に実施する周知化事業として平成5（1993）年度に開催された「有鄰館と掛井五郎の仕事」展から本格的な活用が始まり、多目的施設として現在まで多くの利用者がある。市街地にある独特の歴史的景観と3,765平方メートルの土地を利用し、芸術文化発信の場、まちづくりの拠点として市民にとっても重要な位置づけとなっている。

市が実施したもう一つの例が、近代化遺産総合調査によって群馬県の中で最も古い石造の洋風建造物のひとつと位置づけられていた「旧模範工場桐生撚糸合資会社事務所棟」の活用である（写真6）。建物の取り壊しが計画されたため、市と所有者の間で協議を重ね、平成6（1994）年に桐生市の所有する土地と等価交換し、建物は寄贈される形で保存したもので、同年に桐生市の重要文化財に指定している。軽微な整備工事を行ない、「桐生市近代化遺産絹撚記念館」の名称で文化財保護課の執務室として活用し始めた。一階は文化財のインフォメーションセンター、二階では埋蔵文化財や民俗文化財の整理を行なっている。平成8（1996）年から同22（2010）年まで使用していたが、平成23（2011）年3月11日の東日本大震災により外観や内壁に亀裂が入る等の被害があり、文化財保護課は本庁舎に移動した。当時、桐生市制90周年記念事業として、この建物を歴史資料館に改修する計画が進んでいたため、市、市教委と長岡造形大学、群馬県建築士会で建物調査を行い、平成24（2012）年度に改修工事、翌年から現在に至るまで資料館として活用している。明治館は喫茶室、有鄰館は多目的施設、絹撚記念館は執務室・インフォメーションセンターと建物の立地や特徴、規模などその状況によって異なる使い方ができることを示した。

これら有鄰館や掛井五郎氏のアトリエの活用など桐生



写真5 桐生市有鄰館（市重文「矢野蔵群」）



写真6 桐生市近代化遺産絹織記念館（市重文「旧桐生撚糸合資会社事務所棟」）

市の情報が発信され始めた平成6（1994）年から10年間にわたり、東京藝術大学の学生を中心にノコギリ屋根工場や歴史的建造物などを会場に作品展示を行う「桐生再演」が開催された、市内全域の古い建物や自然の風景から生み出された作品は桐生市の新たな魅力を発掘し、見学に訪れた市民に古い建造物の持つ可能性を示した。

平成8（1996）年度には指定制度を補完するものとして登録文化財制度が始まる。この制度は、文化財の保存に対する固定観念を変え、外観（景観）の保護を前提に活用のための修理を自治体や国と相談しながら実施することができることを示した。桐生市でも同年12月26日の第1回文化財建造物登録から現在まで33カ所132件があり、住宅や店舗、事務所、工場など歴史的な景観に寄与し、観光の大切な要素となっている。

5. 価値の認識と民間の活用（平成10（1998）年以降）

平成10（1998）年以降になると、近代化遺産が持つ価値が広く市民に認識され、市や一部の団体から広く民間に活用の主体が移る。その中心はノコギリ屋根工場の活用であり、時系列にすると平成12（2000）年の「美容室アッシュ（国登録文化財）」（写真7）を端緒に、工場の空間を仕切ることでクリエイターのアトリエにした「無鄰館（旧北川織物工場・国登録文化財）」、個人の

自動車博物館である「Maehara 20th（国登録文化財）」、織物工場の社長宅をフレンチレストランにした「ショコラ・ノア（国登録文化財・旧堀家住宅）」。そして、市内で唯一残る煉瓦造のノコギリ屋根工場を活用したカフェ併設のパン工房「ベーカリーカフェレンガ（旧金芳織物工場鋸屋根工場・国登録文化財）」には年間10万人ほどの来店者がある（写真8）。平成21（2009）年には菓子製造・販売の「上州菓匠 青柳ノコギリ屋根店」が開店している（写真9）。この建物は北側の3連が石造、南側の3連が木造と二時期に分けて増築された建物で、石造部分が店舗、木造部分を倉庫として使っている。平成になると美大生や市民有志により一時的にギャラリーや映画館として利用され、同19年にはボランティアによる大規模な清掃が行われていた経緯があり、長く保存・活用が望まれていた建物であった。

洋風建造物を見ると、桐生織物協同組合が昭和9（1934）年に建設し、織物各工程別の組合事務所として使用していた「桐生織物会館旧館」（国登録文化財）を平成13（2001）年に「桐生織物記念館」の名称で売店を含む一般公開を始めた。桐生市は織物の産地として有名ではあるが、当時、市内で織物関連製品を購入する場所が限られており、本館の活用は市民に歓迎されている。

活用を推進する団体としては、平成9（1997）年に桐生商工会議所が「ファッションタウン構想」を取り入れて、「まちづくり部会」を立ち上げた。この部会では



写真7 美容室アッシュ内部（国登録「旧堀祐織物工場」）



写真8 ベーカリーカフェレンガ（国登録「旧株式会社金芳織物工場ノコギリ屋根工場」）



写真9 上州薬匠青柳

平成10（1998）年代後半になると「ノコギリ屋根工場」を中心に近代化遺産や歴史的建造物、景観などを活かしたまちづくりの活動を担って行く。

また、この時期はソフト事業により市民に対して近代化遺産の周知化が図られている。平成10（1998）年、「群

馬大学工学部同窓記念会館」（国登録有形文化財）において桐生市長を会長に「全国近代化遺産活用連絡協議会」の第一回総会が開催された。この団体は文化庁や地方公共団体等からなるものであり、会員との交流のなかで全国の様々な情報がもたらされる一方で全国に向けて桐生市の取り組みを発信することができた。他にもパンフレット作製や講演会の開催、文化財解説ボランティアの育成、広報誌への掲載、市制90周年記念事業「鋸屋根の世界」などを実施し、近代化遺産を印象付けている。

この頃、桐生市では中京圏で提唱されていた「産業観光」⁶⁾のように明確な戦略に基づいた考え方はなかったが、平成9（1997）年の桐生市教委による「文化財めぐり-登録文化財を訪ねて-」の実施、同17（2005）年からは全国近代化遺産活用連絡協議会の一環として「近代化遺産一斉公開」を開始した。活用しているノコギリ屋根工場や洋風建造物を周遊することにより市内外の方が利用する機会を設け、その魅力を感じていただくもので、現在も市独自に規模を拡大しながら継続している。民間では同12（2000）年ファッションタウン桐生推進協議会が近代化遺産を掲載した「素敵・体験 桐生まちなか知図」を作成・配布など「桐生再演」が先鞭を告げた「点在している近代化遺産を一つの目的により繋ぎ、導線をつくる」事業が意識的に実施され始め、市の観光資源としての重要性が認識されるようになっていく。

平成14（2002）年には全国初の民間団体である「わたらせフィルムコミッション」が設立された。この団体がロケ誘致のためにPRした桐生市の魅力が、豊かな自然と町並み、近代化遺産などであり、その後、映画やテレビのロケ地として活用の幅が広がっている。

これまでの流れを俯瞰すると、平成5（1993）年から同10（1998）年頃まで市や一部団体が近代化遺産の使い方を実践し、周知化を行ない、そして、平成10（1998）年以降には民間の団体や会社が近代化遺産である建物のもつ価値や歴史を認識し、気に入った景観を意識的に使うように変化してきた。商業的・趣味的な価値も認められ、桐生のまちづくりに現実的に生かされるようになったと言える。

6. 近代化遺産がつながる（平成19（2007）年から）

桐生市では近代化遺産が意識的に保存・活用され、民間にも浸透してきた時期に新たな流れが始まる。

平成4（1992）年に開催された「桐生の町づくりフォーラム'92」の協議結果を基に翌5（1993）年に本町一・

業において女性の労働力はその中心をなすものであると同時に、群馬県では女性が家庭を支えていたことの証である。

重伝建制度をはじめ、これらの認定制度は所管する官公庁や自治体でその目的や活かし方が異なるが、それぞれに共通した価値観を見出し、ネットワーク化することで産業や観光、地域振興に寄与する資産となっている。

7. 継続した活用と新たな方向性（現在までの10年）

昭和時代末から平成にかけて、桐生市では様々な形で近代化遺産が活用されてきたが、一般化して行くなかで新たな状況も生まれている。

重伝建地区では、平成24（2012）年の選定以降、市民や桐生に関わりのある人たちが地区の魅力に気づき、建物の活用を始める。旧織物工場の一部を書店にした「ふやふや堂」や旧織物工場の事務所を喫茶店に改装した「こととい喫茶」など建物をあまり改造することなく、建物の雰囲気を手く生かしている。また、平成25（2013）年度から実施された国庫補助による保存修理工事を契機とした活用の事例として、織機部品の製造工場と染色工場の2棟を帽子製造工場・店舗として借受け、活用した「com+position（コン・ポジション）」がある（写真11）。地区に移転したきっかけのひとつが帽子を作成するために調達困難な材料を生産し、調達できる地域であるとのことであり、地場産業と歴史的な景観が結びついた例である。ほかにも明治15（1882）年建設の「旧桐生織物物産売買所」を市民数人が借受け、飲食店・雑貨店として活用している「カイバテラス」など確実に活用件数が増加している。さらに「買場紗綾市」から続く、地区そのものを舞台とした活動も展開されている。平成30（2018）年から重伝建地区を中心に地区の建物や空き地を使用した多数のマルシェが展覧される「HONCHOワンツーフES」では、30代から40代が中心となり、自分のやりたいことを自由な発想で行なう様子が見受けられる。地元の方々もこれを暖かく見守り、協力的であり、町づくりの新しい可能性が感じられる。

近代化遺産に目を移すと、継続して活用している施設に手を加え、使用方法に追加や変更を行っている事例が見られる。ノコギリ屋根を隠すように使用していた洋菓子店「パティスリーウチヤマ」は平成23（2011）年にリニューアルし、ノコギリ屋根のケーキ店として売り出し、翌年「桐生織物記念館」では1階の商品販売所を拡張し、デザインを一新するとともに2階に織物資料館を



写真11 com+position（旧長谷川染物店）



写真12 桐生織物記念館（国登録「桐生織物会館旧館」）

開館している（写真12）。令和2（2020）年には群馬大学の学生が設立したYield（イールド）が染色工場を改修し、かき氷やスイーツ、スープなどを提供する「彩（いろは）」を開店、同3（2021）年には建物に対する借主の強い希望により、前述したノコギリ屋根工場「ベーカリーカフェレンガ」に連結する主屋「旧金谷家住宅」（国登録文化財）を器のギャラリー&カフェ「自在庵」として改装している。また、市内に存在するJR両毛線・東武鉄道・上毛電気鉄道・わたらせ渓谷鉄道の鉄道会社がそれぞれの歴史や所有する施設（近代化遺産）をイベントで活用しながらホームページやチラシで紹介するとともに、近年では四社合同で周辺の文化財なども含めたスタンプラリーを開催している。桐生市において常に課題となっているのが「横断的な活用」であるが、令和4（2022）年8月、群馬県立女子大学の学生による発案で「歴史ロゲイニング in 桐生」が市街地を対象に開催されたことなど近代化遺産の価値や魅力が再認識され、積極的に活用し、情報発信するようになったことを示すものと言える。



写真13 須藤家住宅（国登録）



写真14 後藤織物（国登録）

そして、最も注目されるのが地元の企業家が合弁で設立したまちづくり会社「テキスト桐生株式会社」の活動である。令和3（2021）年に売却・破壊される可能性のあった国登録文化財2か所を買い取り、活用する取り組みを始めている。大正時代の西洋館である「須藤家住宅」（写真13）では朗読や音楽のイベントに利用、明治3（1870）年に開業した桐生市最古の現役工場「後藤織物」（写真14）は歴史的価値を改めて明確にするため建物や織物生産システムなどの総合調査を実施している。活用方法はこれから決めて行きたいとしているが、ともに桐生を代表する歴史的建造物であり、民間資本が率先して保存の措置を講じ、可能であれば有用な資産として活用の方向を検討する新しい視点をもたらされた。行政では実現できない、民間主導の新たな試みとして特筆されるものである。

8. 桐生市有鄰館から見る市民の活動と意識

ここで近代化遺産の代表的な活用例であり、桐生市民の関わり方や市民性を最も良く表している桐生市有鄰館

の事例について紹介したい。先にも述べたように、桐生市有鄰館は平成4（1992）年2月、桐生市が古い町並みを残す市街地の蔵11棟の借用を決定したことから始まる。現在に至るまで最も市民に活用されている近代化遺産であり、桐生らしさを感じる事例である。平成4（1992）年当時は全国的に歴史的建造物を活用した類例が少なかったため、担当であった市教委文化財保護課ではコンセプトを「歴史的な空間を提供する多目的施設」と決め、地元住民や文化活動に携わっていた市民、学識経験者からなる「有鄰館運営委員会」を組織して建物を借り受ける方法を執った。施設名は孔子の故事である「有鄰」、すなわち「徳孤ならず必ず隣あり」を由来としている。

開館当初は文化財保護課と有鄰館運営委員会により企画事業を実施し、利用者は1年間におよそ3,000人ほどであったが、徐々に施設の持つ魅力が理解され始め、素人、学生から一流の芸術家やミュージシャン、落語家に至るまで多種多彩な方々が使用するようになった。建物の雰囲気を活かしながらファッションショーやフラメ



写真15 有鄰館の活用（煉瓦蔵）



写真16 有鄰館芸術祭（醤油蔵）

年 度	入館者数	利用件数
H4～6	50,475	94
H7	29,007	25
H8	19,022	32
H9	35,494	62
H10	42,616	84
H11	40,807	80
H12	48,571	96
H13	57,442	91
H14	67,859	97
H15	57,608	106
H16	74,053	112
H17	50,811	106
H18	68,505	123
H19	67,731	115
H20	70,123	117
H21	85,368	134
H22	83,956	130
H23	11,955	17
H24	74,122	112
H25	61,931	99
H26	63,953	110
H27	64,557	126
H28	69,191	128
H29	69,678	138
H30	64,996	123
R元	56,577	135
R2	10,801	64
R3	15,630	66
計	1,512,839	2,722

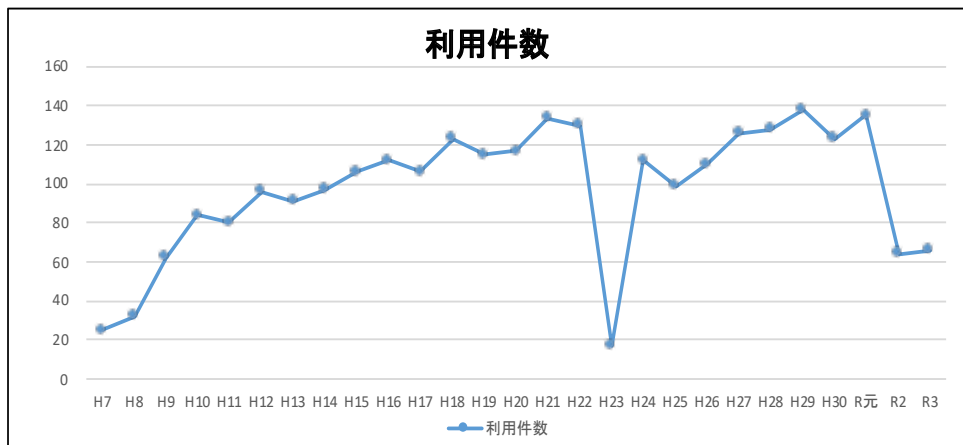
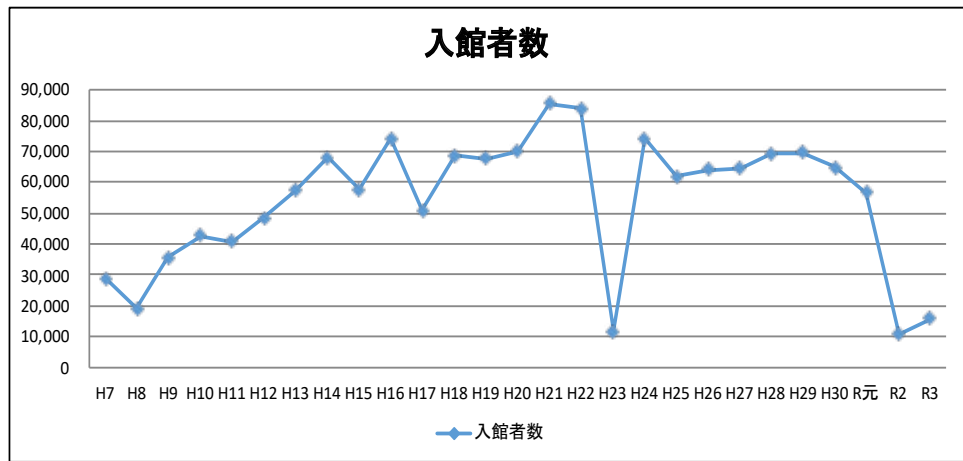


図2 桐生市有鄰館の入館者及び利用件数

ンコ公演、プロのコンサート、ギャラリー、落語、狂言などバラエティーに富む活用（写真15・16）がなされた結果、平成22（2010）年には入館者が83,956人、利用者・団体が130件に増加する（図2）。この施設においては「まずは使う、使わせてみる、」という近代化遺産の基本的な活用方法を試み、その成果が我々に市有建造物を自由に使用させることへの確信をもたらした。

運営に目を向けると、有鄰館の職員は館長1名と女性3名の会計年度任用職員しかいない。1年に数回は全ての蔵を使用する事業があり、演劇やコンサートのように、その規模や専門的な技能の必要性など対応できない状況が必ず生じるが、有鄰館の特徴と言える3つの「市民ボランティア」の存在がこれを解決している。一つは先述した「有鄰館運営委員会」であり、市教育委員会が委嘱し、有鄰館の企画や運営を考え実行している完全ボランティアの委員会。二つ目がNPO法人の「有鄰館友の会」で、市が組織したのではなく、有鄰館事業の裏方で活躍していた人たちが自らNPOを組織し、「有鄰館まつり」などの事業を実施している。そして、団体を組まず「有鄰館だから」と無条件にボランティア活動を実

施する「名もなきボランティア達」がいる。多種多様な利用方法、例えば舞台を組む必要が生じた時に連絡ひとつで大道具、小道具、音響など専門的な知識・技能を持つ人達がやって来て準備を行なう。この様な人たちに支えられ、活用のためのシステムがいつの間にかできあがっている。「近代化遺産を市が活用して行くうちに市民も動き始めた。」という活動を体現している施設である。

自分も参加させていただいたのだが、平成13（2001）年に文化庁が実施した「住民のボランティア活動を活かした歴史的・文化資源の保存活用と地域活性化に関する調査」⁷⁾において興味深い結果がある。市内の様々な分野の150近い住民組織を調査し、分析したところ、それぞれの団体が連携して活動を行っている例は少なく、個別的であるということが分かった。中小の織物関連会社が集積した街であり、活動にも独自性を求める市民性が背景にあるのかもしれないが、ヒヤリング調査では他団体の状況を把握しておらず、連携や協力もないとのことであった。しかし、調査を進めて行くと、実際は何らかの形で「有鄰館」を情報交換や交流の場として利活用しており、見事に他の組織と活動の住み分けができあが

っている。また、文化財（歴史的建造物）の利用については、その多くが未経験と回答しており、有鄰館が文化財であるとの認識に乏しいことが伺えた。これらの結果から、市民にとって「有鄰館」は活動や情報発信の場として周知されており、立地条件や景観の魅力などから、広く無意識に活用されている文化財でもあると言える。

開館以来、現在も続く「有鄰館芸術祭」（平成8（1996）年開始）と「有鄰館演劇祭」（平成9（1997）年開始）の交互開催により年度ごとの増減はあるものの、利用状況は順調に推移していたが、平成23（2011）年3月11日、桐生市は震度6弱の地震に見舞われた。この東日本大震災により有鄰館も北側建物の屋根瓦（棟瓦）が崩壊し、すべての葺の一部部材に亀裂、南側の土蔵には傾きが確認された。利用者の安全確保のため即日休館とし、同年7月から翌24（2012）年3月まで復旧整備工事を実施した。その間、有鄰館運営委員会は、それまでの活動スローガンを「使って残そう有鄰館」から「直して使おう有鄰館」に変え、他の施設で有鄰館の名を冠した催事を実施し、修理のための寄付を募っている。他にも施設の再開や歴史的建造物の修復を願う方々から寄付が寄せられ、工事費約34,800,000円のうち寄付金は24,300,000円に上り、文字通り「有鄰」の精神が具現化された結果となった。平成24（2012）年4月の再開以降、徐々に入館者や利用者が戻り始めたが、令和元（2019）年12月からコロナウィルス感染予防対策のため利用制限や休館期間が設けられ、再び急激な減少に陥っている。

桐生市有鄰館は市が管理している施設であるが、市民や利用者によって運営され、自分たちで建物や館内の活動に対するモラルを構築し、成長してきた経緯がある。ごく自然に官民協働の運営を実現した奇跡的な近代化遺産である。

9. おわりに

近代化遺産の活用を時系列にまとめてみたが、桐生市では平成10（1998）年代以降に文化財や近代化遺産としての価値が改めて見直され始め、以前から活用して来た所有者や使用者の意識もそれに伴い変化し始めている。例えば、群馬県最古の社団法人である「桐生倶楽部」は、大正8（1919）年に「社員相互の親睦、公益に関する考究を目的とした文化活動の拠点」として「桐生倶楽部会館（市指定重要文化財）」を建設し、長年にわたり当初の目的に沿って使用してきた（写真17）。しかし、近年は外部に向けて企画や公開事業を実施し、計画的な



写真17 桐生倶楽部会館（市重文）

整備工事を行っている。歴史的遺産の価値を高め、次代に引き継ぐことを倶楽部の使命の一つとしたのである。行政においても平成21（2009）年に策定された「桐生市都市マスタープラン」では「有鄰館周辺の歴史的建造物の形態保存と近代化遺産としての活用を検討し、個性的で魅力的な町並みの形成」とした将来都市構造が記述され、同23（2011）年の「桐生市観光基本計画」には「織物産業の繁栄によって育まれた有形・無形の文化財としてのノコギリ屋根などの近代化遺産」を桐生市の魅力のひとつと認識している。平成30（2018）年に策定された「桐生市歴史的風致維持向上計画」に至ると近代化遺産が普遍化し、歴史的風致の中心の一つになっている。近代化遺産という概念の提示以降、その活用主体は行政や限られた会社・団体から市民一般に広がり、その結果、行政の施策にフィードバックされている。そして、令和になり、保存活用の目的意識を強く持った民間会社が設立されるなど新たな展開を迎えている。

桐生市は少子高齢化や産業の衰退による人口減少など他の地方都市と同様の問題を抱え、近代化遺産自体も老朽化や空き家の増加から取り壊されるものも多い。しかしながら、ノコギリ屋根工場の実例を見ると、平成2（1990）年から10年間は年間平均でおよそ10棟ずつ壊されていたが、今はそのペースが緩やかになっている。価値の見直しや所有者・利用者の思いなどから「残されるもの」が徐々に明確になり、市民の活用に対する期待も感じられる。

「織都」桐生のことを桐生出身の歴史家である羽仁五郎は「自由都市」⁸⁾、桐生で生涯を終えた作家の坂口安吾は「個人的な都市」⁹⁾と表現した。かつて織物産業を基盤に人で溢れていた街は、今も変わらない自由な気風の市民を有する全国唯一の「近代化遺産拠点都市」であ

る。桐生市の近代化遺産の保存と活用への取り組みは、主体や形を変えながら常に継続しており、まちづくりに活かされている。

註

- 1) 近代化遺産は、文化庁が定義する「幕末から第2次世界大戦期までの間に建設され、我が国の近代化に貢献した産業、交通、土木に関する建造物」とし、本文においては内容の趣旨から、より広義の近代の文化遺産を使用していない。
- 2) 本文は自身による下記講演記録をもとに、新知見を加筆し、分析を追加したものである。
萩原清史「職都桐生の近代化遺産三十年」(地域ブックレット 群馬の歴史と文化遺産 vol7『近代化遺産 総合調査の30年』群馬県立女子大学群馬学センター 平成4(2022))
- 3) 『月刊上州路』あさを社 昭和52(1977)年12月号
- 4) 群馬県教育委員会『群馬県近代化遺産総合調査報告書』平成5(1993)年2月
- 5) ノコギリ屋根の定義は、野口氏(1997)による「妻側から見て鋸の歯に似た形をした屋根をいい、歯型の垂直または短辺の傾斜部分から採光する。工場建築などに用い、多くは織物工場や紡績工場に採用される。棟は連続するが一つの場合もある。」とする。また、本文ではノコギリ屋根の表記を用いる。
野口三郎「イギリスの工場建築について(その8 ダービシャとヨークシャの場合)」日本建築学会関東支部研究報告書 平成9(1997)年3月
- 6) 須田 寛『産業観光』(株)交通新聞社 平成11(1999)年
- 7) 文化庁文化財部建造物課『住民のボランティア活動を活かした歴史的文化的資源の保存活用と地域活性化に関する調査 報告書』平成14(2002)年3月
- 8) 羽仁五郎『羽仁五郎—私の大学(人間の記録)』日本図書センター 平成13(2001)年
- 9) 坂口安吾「桐生通信」『坂口安吾全集14』筑摩書房 平成11(1999)年

第3章

偶然発見された明治のトンネル群
—再生そして市民が創る未来設計図—

偶然発見された明治のトンネル群 —再生そして市民が創る未来設計図—

村上 真善

NPO 法人愛岐トンネル群保存再生委員会 理事長

1. はじめに

日本列島のほぼ中央、愛知県名古屋市の北東に隣接する人口30万人都市・春日井市内で17年前の平成18(2006)年、それまで市民にも忘れられていた旧国鉄時代の廃線跡とトンネル群が、突然発見された。発見場所は、春日井市と隣の岐阜県多治見市に隣接する山深い切り立ったV字形溪谷の山懐の中腹にあり、廃線後に育った鬱蒼とした樹木と藪に隠され、また背後に位置する山塊と、足下を流れる一級河川の庄内川にさえぎられて誰もたどり着くことができないという、まるで人の侵入を拒む条件が完璧までに揃った場所であったため、40年もの間、運よく人々の目に触れることなくひっそりと眠っていたことになる。本報ではそのようにして偶然見つかったトンネル群の保存と活用に関して広く皆さんへ紹介することとしたい。

2. 愛岐トンネルとは

2-1. 概要

愛知県春日井市と岐阜県多治見市にまたがって残存している愛岐トンネル群(図1)は中央本線定光寺～多治見駅間に位置する計13基の廃トンネル群(トンネル建設当初は14基)で、明治33(1900)年に国鉄中央線の名古屋～多治見駅間が開通して以来、半世紀以上に渡って使用された。中央本線開通後は東濃のヒノキなどの木材や良質な陶土や陶器が、この路線を通して名古屋へと運ばれた。木材は車輻製造(日本車両など)や自動織機(豊田自動織機など)に、陶土はノリタケに代表されるジャパンチャイナとして海外へ輸出されるなど、「ものづくり中部」の原型を作り上げるためのマテリアル供給源として大きな役割を担った路線といえる。戦後の電化及び複線化に伴う長大トンネルによる新ルート開設により昭和41(1966)年に供用が終了し、定光寺～多

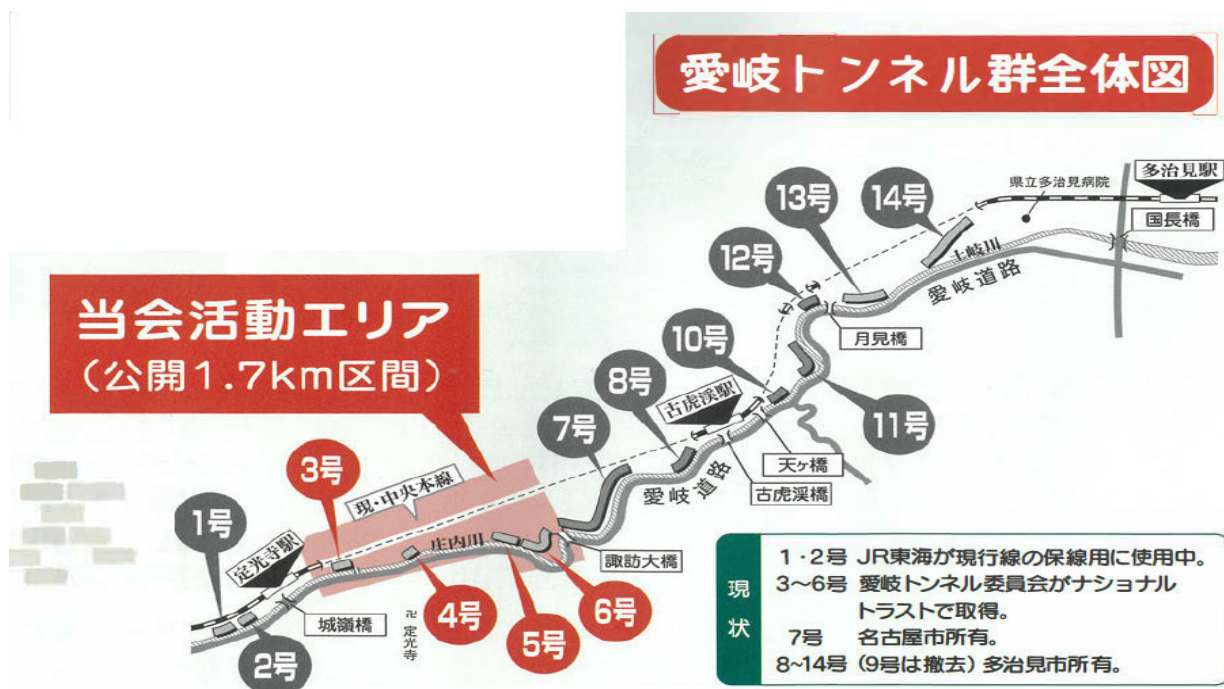


図1 愛岐トンネル群全体図 (6号と7号の間が県境)



写真1 発見当時の3号トンネル

治見駅間の8キロあまりの軌道敷と13基のトンネル群は役目を終えた。供用終了後は全く人の手が入らず、近年まで茂った藪の中に埋もれた状態だった(写真1)。

事の一部だが、インバート構造物が現在、現地で目視できるのは、愛岐トンネルだけかもしれない。(図2、写真2)。

2-2. 歴史的背景

愛岐トンネル群を含む国鉄中央線名古屋～多治見駅間の敷設にあたり、鉄道省は庄内川溪谷沿いに13基のトンネルを掘るルートを採用。明治29(1896)年、トンネルの工事が開始された。通信省年報には、「其地質ハ孰レモ堅硬ナルヲ以テ工事容易ニ進捗セス」と記述されており、全てのトンネルの完成には、おおよそ2年余りの年月を要すると想定していた。しかし明治30(1897)年4月、大雨により6号トンネルにて崩落事故が起き、続いて同年11月には5号トンネルにて崩落が発生し、作業員が生き埋めになる悲惨な事故が起きた。こうした崩落事故や脆弱な地盤状況を受けて、何度も設計変更が行われた。しかし6号トンネルについては、依然として工事が難航し、同年「山嶽ノ上部ヨリ土砂ヲ切落シ下部ニ於テ盛土ヲ為シ其積土内ニ角巻隧道ヲ構造」とする、全国でも珍しい崩落防止のための角巻構造のトンネル工事が行われた。さらに明治32(1899)年6月には、降雨による土砂の偏圧によってトンネル内に亀裂が生じたため、トンネルの天井と側壁をさらに厚くし、インバートを施すなどの工事が行われた(それらの難工



図2 インバート調査には多くの識者の協力があった



写真2 インバート発掘風景

以上のように計画に倍する難工事となり、トンネルが完工したのは中央線開通予定日の明治33（1900）年7月25日の2か月前、直前の何と5月31日であった。

先述の通り、昭和41（1966）年に供用が終了し廃線となった後は、国鉄が所有していた現存する13基のトンネルと全長8キロの軌道敷は民営化に伴って日本国有鉄道清算事業団（国鉄清算事業団）へと移管された。愛知県側の1・2号を除く3～6号の敷地（約13ha）は、大手建設コンサルタントを経て名古屋市内の中堅ゼネコ

ンへ移譲された。一方の岐阜県側7～14号の軌道敷はそのまま地元・多治見市へ下付された。その後7号トンネルとその周辺の土地は、昭和53（1978）年に名古屋市が最終ゴミ処分場の建設に伴って取得している。このように全線8キロ余りの廃線跡はJR東海・NPO法人愛岐トンネル群保存再生委員会・名古屋市・多治見市と地権者が混在しており、今後の活用あるいは再利用へ向けての意志統一が課題になりそうである。



写真3 レンガが剥ぎ取りの新聞記事

3. 保存への取り組み

3-1. 古老のかすかな記憶から

平成 18 (2006) 年、春日井市内の JR 勝川駅舎の改修時に、不用となった明治期からのレンガ製プラットホームの撤去が始まり、ホームレンガ保存の市民活動 (写真 3) が始まった。その折、地元の古老が漏らした「レンガトンネルが残っているかも？」の声をきっかけに、トンネル探査が始まり、半年後、山中に眠っていたトンネル遺構を発見した。平成 19 (2007) 年に市民有志による「旧国鉄トンネル群保存再生委員会」が発足した。平成 21 (2009) 年には法人格を取得し、「NPO 法人愛岐トンネル群保存再生委員会」(以後、当会) として再編成され、現在に至るまで市井の市民団体が保存活動を担っている。

3-2. 全国区へデビュー

平成 21 (2009) 年、愛知県側 3~6 号のトンネルの 4 基は「山岳・海峡を克服し全国鉄道網形成に貢献したトンネル建設等の歩みを物語る近代化産業遺産群」の 1 つとして、滋賀県大津市の旧逢坂山トンネルや、群馬県安中市の碓氷峠トンネル群など全国 9 か所の鉄道関連遺産と共に、経済産業省の「近代化産業遺産続 33」に認定された。平成 28 (2016) 年には、3 号・4 号トンネル (玉野第三・第四隧道) と笠石洞暗渠の 3 施設が文化庁の「国登録有形文化財 (建造物)」に選ばれ、同年 11 月に正式登録された。

「鉄道トンネル」は、全国鉄道網の形成を通じて、日本の産業発展に貢献した先人達の技術の痕跡でありながら、市民の日常生活との関わりは希薄な近代化遺産である。また、愛岐トンネル群の場合、半世紀近くに渡って山中に放置されており、市民の手で発掘されるまで地域住民からは忘れ去られていたという歴史的背景があったが、上記の国の評価により“無”から“有”へと、歴史的価値が確立されたのである。

3-3. 日本一のレンガ使用数

ここでちょっと脱線するが煉瓦の使用数という話題を取り上げたい。

愛岐トンネル群は 4 年間の難工事を経て、明治 33 (1900) 年に 14 基全てのトンネルが竣工した。表 3 はトンネル群の施工にあたって使用されたレンガ数の表である。ちなみに建築物のレンガ使用数 1 位は周知のとおり東京駅の約 800 万個、2 位に大阪市中央公会堂 300 万個、3 位は旧北海道庁 250 万個 (※倉庫などは除外)

と云われる。では日本で「一番印象深い」レンガ建物は何処だろう。どんな豪華絢爛な建物であろうともそばにも近づけない存在感があり、その立場を揺るがすことができない絶対的なもの。近世日本の、いや世界の負の歴史を一身に背負い立つ、その存在は我々の心にドスンと染み入る「原爆ドーム」であると筆者は思う。

他方、建造物のトップは日本で初めて鉄道トンネルとして国・重要文化財に指定されたレール界を代表する碓氷峠がトップの 1,500 万個、2 番目には滋賀県大津市から京都・南禅寺までを貫く水道施設・琵琶湖疎水 1,450 万個が入る。これらが日本国内で最も多量のレンガを使った建造物のトップランナー達なのだ。ところが、近年発見され、活用が進んでいる愛岐トンネル群はどうだろうか。会員らによる研究の結果、国立国会図書館で見つけた明治の中央線工事概要書によると実に 1,800 万個のレンガが使用されたとの記述が残されている。(図 3) 残念ながら当施設は、発見後まだ 16 年しか経ていない新参施設であり、全国的知名度もほとんどないが“数字

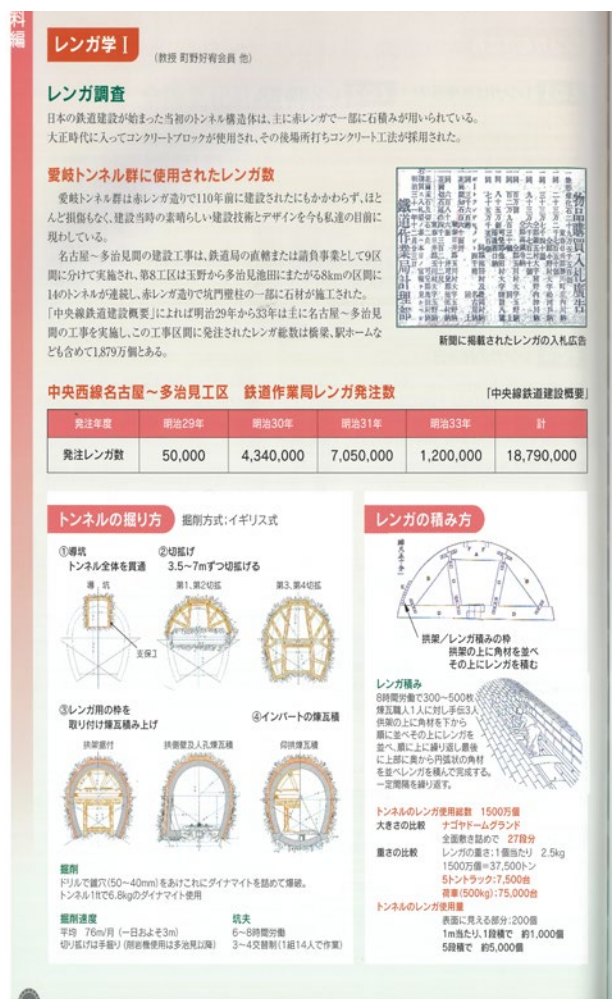


図3 愛岐トンネルに使用された煉瓦の数

は雄弁に物語る”。時を経て、この施設群が認知度を高めたときには、日本一のこの数字が輝く日が来ることを祈っている。

またトンネル群近辺には、工事中の崩落で不要になったレンガが多量に投棄されており、当会ではそれらを集集し、レンガ刻印の原籍を探查することで製造業者を特定する調査を進めた。建設のための大量のレンガは近隣の多治見地域をはじめ、名古屋・三河・四日市・大垣などの他、大阪方面からも運ばれてきたことが明らかになっている（図3）。

3-4. ナショナルトラスト

当会は当初、ゼネコンから調査立ち入りの許可を得て活動していたが、調査するほどに残すべき地域の貴重な遺産であることを認識し、英国の自然環境保全の市民募金運動に習い、平成21（2009）年愛知県下で初めての土地の取得を目指した「ナショナルトラスト運動」を開始した。今でこそ“クラウドファンディング”が確立され始めたが、当時としては土木構造物の保全を目的とした市民の募金浄財による敷地の買い取りは、全国でも珍しい特異な事例として、新聞やテレビなどでも報じられた。

その後5年の歳月を経て、計11,143人の市民から約1,500万円の資金が集まり、平成26（2014）年6月愛知県側のトンネル4基（3～6号トンネル）を含む、旧国鉄中央線廃線跡地の買収に至った。

3-5. 保護活動開始

こうして当会の私有地となった愛知県側3～6号トンネル間の1.7キロの廃線敷は平常時、鋼鉄門により立ち入りを禁止している。発見当初、この3～6号トンネル間の廃線跡を「開拓現場見学会」と称して一般市民に1日公開を設けていたが、希望者が殺到したため、その後「特別公開」として毎年春・秋の計2週間程度の一般開放を実施している（写真4、5）。

平成18（2006）年の活動開始当初に最初のターニングポイントに遭遇した。これだけの公共施設群、それも広大な敷地群を市民だけで“お守できるのか？”。全国各地の廃線の活用状況の調査を進めると、ほとんどの地元行政が何らかの形で保存に関わっている。しかも同時に“金を出すけど、口も出す！”事例が散見されていた。実際、他の廃線の保全事例を見てみると、雑草刈りなど通年の廃線維持管理に多額の費用がかからないよう廃線上の自然相を完伐し、アスファルト舗装などで覆っ

てしまう事例が目につく。特に自治体が管理・保全を行う事例においては上記の傾向が強く見られ、維持のために容易な姿に変貌させてしまう事例が目についた。例を挙げれば長野県のある地域のローカル線跡地に復活していたけやきの森が、再生のお題目により完伐されてしまい、なんの変哲もない直線の廃線跡に退化してしまった。当会はそれらの事例を反面教師として、開拓当初から行政との接触を極力断つ道を選択した。廃線に復活した樹木相の保全を最優先順位としたため、廃線上に育つ樹木を避けてくねくね曲がる姿で誕生した廃線路は、同時に廃線ではなく自然遊歩道に変貌するという市民目線・優しさ・細やかさ優先の路を歩んでいる。

その根底には「木を切ることはいつでもできるが、一度切ってしまった木は元に戻すのに数十年の時と労力が要る」という会員の発言からの気付きである。この廃線は共用終了後の半世紀の間に、多くの樹木や草花が復活し、軌道敷上には樹齢50年近い樹木が繁茂、廃線全体では50種600本を超える樹木が育ち、レッドデータブックに記載される絶滅危惧種の草花が発見されるなどのネイチャーゾーンの様相を呈している。特に廃線とその周辺には300本近いモミジが自生しており、春秋の公開期間中は廃線敷を春モミジ・秋の紅葉をそぞろ歩きで愛でるスタイルが定着してきた。鉄道遺構にもかかわらず、鉄道ファンは目立たず、ほとんどの来場者が自然を愉しむ市民らの姿から、トンネルという歴史遺産と日ごろ縁のない一般市民を繋ぐという意味において、大変重要な一役を買ってくれているものと思われる。（写真6）

当会では「40年以上放置されたことで復活した自然相を根絶やしにしない」というルールを作りだし、自然保護優先の取り組みを行っている。

その結果、秋の公開時の入場者が特出しているのは廃線に自生した300本のモミジの紅葉狩りの名所になりつつあることが顕著な事象である。結果論であるが、こうした自然保護の努力は、自然美を求めて来場する来場者の評価にも繋がっていると考えられる。

4. その他、愛岐トンネル群の保存活用

4-1. 保存活用の取り組み

市民団体である当会は令和4（2022）年現在の活動人数は約70名。平均年齢は約70歳を超えており、地元春日井市をはじめ、多治見市・小牧市・瀬戸市・名古屋市などの近隣地域に住む住民が参加している。

保存活動は、廃線跡に繁茂した藪を開削することから始まり、およそ1年かけて愛知県側の3号～6号トン



写真4 春の特別公開には毎年100匹の鯉が泳ぐ。



写真5 秋の特別公開は、隠れた紅葉の名所として人気が高まっている。

ネル間1.7キロの廃線敷が人の歩けるまでに整備した。そうして整備された散策路には来場者に楽しんでもらえるために知恵をしばっている。前述のように周囲の自然を感じられ、季節を感じられる景色を作りだそうと、周囲の山肌のヤブを刈り取り、間伐して絶滅危惧種の草花を保護する過程で、6号トンネルの地表部にモミジの

群生地を発見した。この群生地の周囲300mの周回路を「モミジ山」と名付けて整備したところ、これほどの密生地はないと写真家を含め多くの人々に好評だ(写真7)。また、長距離を飛ぶ蝶・アサギマダラのために、好んで食べるフジバカマという植栽を進めることでこの蝶の乱舞が望めるまでになった。また大人だけでな



写真6 廃線跡のモミジ



写真7 6号上の地表部に群生するモミジ山

く家族連れの子供も遊べるようにと、周囲の木を利用したターザンブランコという8 m余りの巨大ブランコ(写真8)、河原のヤブを整備してヤブ迷路として遊んでも

らうというアクティビティも備えた。面白いところでは、廃線脇の山肌で見つけた30 mほどのトンガリ岩の周囲を整備し、「トンガリ岩の山の神」としてしめ縄を掲げ

るなど現地に存在するものを最大限に活用することに腐心している。

さらに、そのような現地での作業と並行して、春日井市や多治見市を中心にパネル展示や講演を行うなど、認知度向上のための積極的な広報活動を行い（写真9、10）、また、群馬県の碓氷峠トンネル群や兵庫県の旧福知山線廃線跡をはじめとした、各地の廃線活用施設を研修旅行で訪れるなど、保存活用のノウハウや知識の蓄積にも努めてきた（写真11）。

4-2. 活用事例

平成21（2009）年に、地元ライオンズクラブからC57型蒸気機関車の動輪が記念碑として贈呈され、5号トンネルの多治見側口付近に設置した。単なる静態保存では面白みがないという会員の意見のもと、人力で動輪を回すことのできる仕組みが構築された。動輪に隣接して設置された自転車を漕ぐと、C57の車輪がゆっくりと回転する仕組みになっており、公開時には子供たちの運転のための行列整理が大変である。当会は「わが国初の人力による動輪の動態保存である」と公表している（写真12）。

トンネルの特色を利用したイベントとして以下のようなイベントを開催した。

平成21（2009）年には、太陽の光をトンネル中のスクリーンへ投影して日食を楽しむ「日食観望会」（写真13）、平成25（2013）年には、「愛岐トンネル群アートプロジェクト2013・荒野ノヒカリ」と題し、トンネルの暗やみや廃線を舞台に音や光のパフォーマンスなどを用いた現代アート展の開催（写真14）、令和元（2019）年には4基のトンネルを巡りジャンルの異なるクラシックを演奏するという湯山玲子主宰の「爆音クラシックコンサート」を開催し、S席（7,500円）が即刻完売するなどの講評を博した（写真15）。

また平成30（2018）年の夏からは、下界と10度近く低くなるトンネル内との気温の温度差を利用してビアホールを開くなど（写真16）、自然美の魅力以外にもトンネルの持つ“特性”を活かした活用を進めている。

4-3. 行く先には多くの障害壁が

当会では、このような再生に向けた利活用を提言しながら、同時に恒久的な本来の廃線敷の再生ビジョンも公表している。現在のJR中央本線の定光寺～古虎溪駅間に沿うように存在する旧中央線の廃線敷を用いる「フットパス構想」である（図4）。



写真8 ターザンブランコは子供に人気



写真9 鉄道フェアなどへ出展



写真10 多治見陶器祭りで展示



写真11 全国廃線トンネルサミット



写真12 C57 動輪の運転



写真13 金環日食をトンネルの中で見る？

当会の所有地であり特別公開されている3～6号トンネルに加え、7・8号トンネルを含む全長約3.5kmのコースを形成することにより、定光寺駅から隣駅の古虎溪駅まで電車に乗らず、廃線の自然遊歩道を歩いて通り抜けることができるようにするというものであるが、7・8号トンネルを所有する各自治体との調整や、7号トンネル内に生息するコウモリの保全など課題が山積している。

一方で、こうした保存活動の背後にはさらに数々の問

題点もかかえている。例えば、当会の所有するトンネル群の敷地内には大量入場者に備え複数の仮設トイレを設置し行事を開催した時に使用している。これは土木工事時などに使用されている移動式簡易トイレだが、人里から離れ、電気や水道のライフラインもなく重機も立ち入ることができない環境下であるため、そのタンク内し尿のパキューム汲み取りや、汚水処理設備を整えることができず、否応なく現場で処理する土壌浸透（垂れ流し）式になってしまっている。バイオ式・簡易水洗式などあ

らゆる選択肢を研究しているが、1年の内、公開期間2週間程度という短期集中型の来場という現状では、大変不本意ながらポットン式状態が続いているのは、観光地化を目指す我々としては大変残念である。



写真15 爆音クラシックコンサート

愛岐トンネル群アートプロジェクト2013
荒野ノヒカリ
2013年9月7日(土)～10月27日(日)の土日曜日・祝日の19日間

2013年
9月 7日(土) 8日(日)
14日(土) 15日(日) 16日(月)
21日(土) 22日(日) 23日(月)
28日(土) 29日(日)
10月 5日(土) 6日(日)
12日(土) 13日(日) 14日(月)
19日(土) 20日(日)
26日(土) 27日(日)
計19日間

トネネ空間(近代化産業遺産・特別公開)への現代アート展。再訪は立入れない「死界」に出現するの3種が、はたし場中(社会)と自然の両面、人間の身体と持たが、理知ながら「かりてはな、トネネの道、そして陽の光がでる小道。互感く来、も、11月開クアートプロジェクト。

日明, 占部史人, 鈴木昭男, soft.pat, ドリアン, 助川, 丹羽康博, 野村幸弘 (監工), 藤本由紀夫, 山田亘

http://kouyanohikari.jimdo.com/

写真14 アートイベントチラシ「荒野ノヒカリ」



写真16 森ビア (森のビアホール)

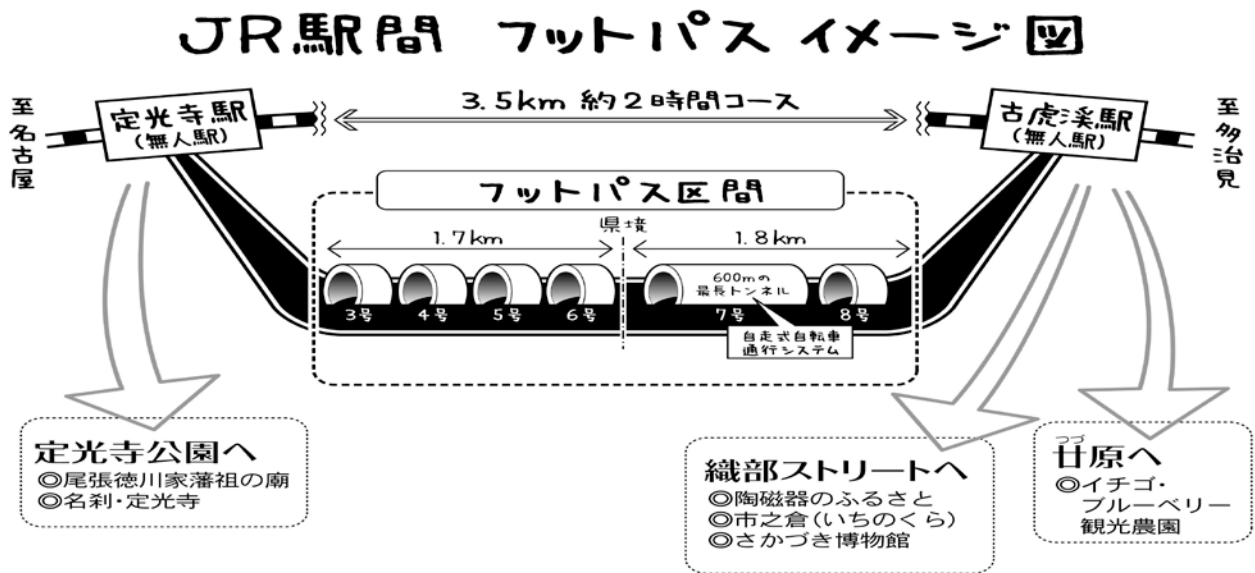


図4 フットパス構想図

4-4 「価値」のムーブメント

愛岐トンネル群は平成 21 (2008) 年からの特別公開を機に全国から人が集まるようになった。その後、経済産業省や文化庁による指定を受けるという「国家による価値づけ」が行われたことは、外部それも国家からの逆輸入現象として春日井市民らの再評価につながった。こうしたトンネルそのものに対する価値づけが進む一方、トンネル群を訪れる来場者からは、廃線上に復活した豊かな自然相や風光明媚な溪谷の眺望に対する評価も高まっている (図 5)。もとより愛岐トンネル群の位置する春日井市玉野地域は、溪谷の景色とともに桜や紅葉が楽しめる保養地として人気が高く、戦前は名古屋市民を中心に「名古屋の奥座敷」として行楽客で賑わう地域であった。平成 23 (2011) 年に中部大学産業経済研究所により実施された「観光資源のためのアンケート調査」では回答者の 71% が「古いトンネルがまともって存在」することを評価しているのに次いで、60% の人々が「遊歩道の周りの草花や木々の景観」を評価している。このように、鉄道遺構に自然美を加えることで、評価層 (ファン) の裾野が大きく広がり、鉄道・廃線マニアに限定されない幅広い層の集客に成功しているのではないかと考える (図 6)。

他方、「文化的価値づけ」が進められてきた一方で、「経済的価値づけ」の側面での活動はほとんど行われてこなかった。元々、まちづくり資源としての活用を意図して発掘した愛岐トンネル群だったが、春日井市が観光施策に消極的であることが大きな障壁となり、街全体の活性化に繋がるような取り組みを生み出すことはできなかった。

しかし平成 26 (2014) 年に春日井市商工会議所に観光協会が移管されたことが契機となって観光協会が当会と連携が始まり、ようやく「観光の産業化を目指しトンネル群の集客をいかに市の経済効果に繋げるか」という課題を掲げて、公開期間中は現地で飲食や飲料水販売の



図 6 アンケート調査結果

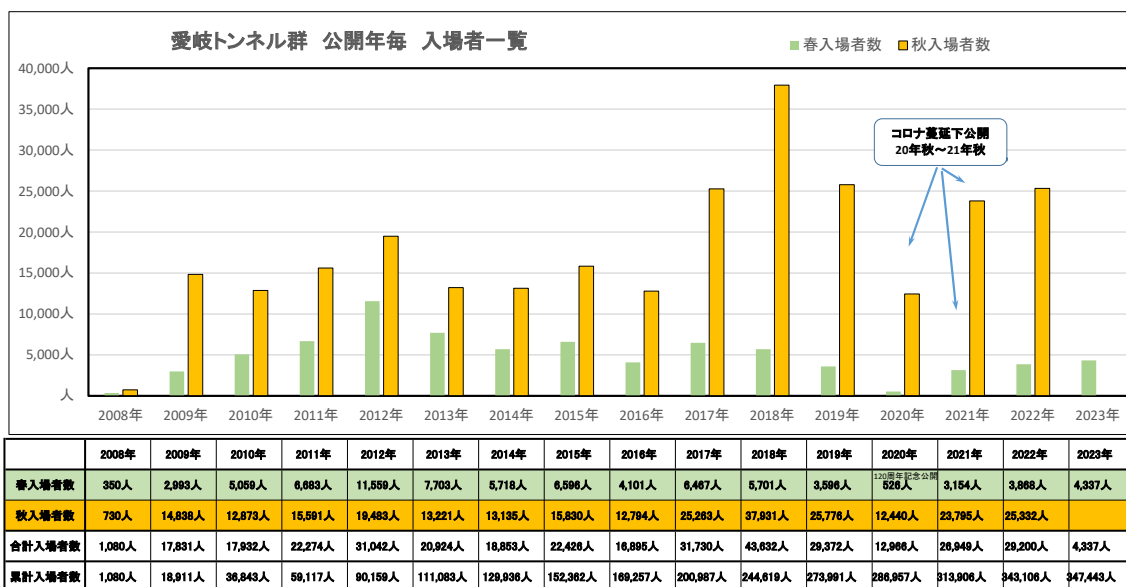


図 5 入場者一覧 (累計 34 万人を超えた)

ための関係組織を動員するなど経済的な価値づけに結び付けるための取り組みが行われるようになってきた。

このようにして、年月を追うごとに来場者数を増やし、その認知度を拡大しつつある愛岐トンネル群であるが、特別公開や各種イベントが実施されているのは1年のうちの十数日のみであるという現在の状況を振り返れば、その「限定性」を孕んでいるからこそ、一定の集客を成すことができているという見方もできる。したがって、仮に将来的にフットパス構想を完成させ、トンネル群を貫く遊歩道が常時公開された際に、春日井市や多治見市をはじめとする近隣地域の観光拠点として成り立ちうるかどうかは疑問の残る点である。よって今後は、民のみならず、官・学が地域の一大観光拠点を目指し、集客のための更なる魅力づくりの工夫を凝らすことが求められている。

5. おわりに

市民の営みとの直接的な関係が希薄な「トンネル」そのものの性質や、地域住民に長期にわたって忘れ去られていたという歴史的背景に加え、行政が活用に消極的という大きな障壁が外部展開へのブレーキであったが、昨年春の地元首長選挙で愛岐トンネル推進論者が当選した。今後、愛岐トンネル群をまちおこし資源として育て上げていくためには、これを契機に保存活用の意義を行政や地元住民へ十分な説明責任を果たし、活用を一層理解してもらった上で後世へと引き継いでいかなければならないだろう。将来は行政当局の理解と協力が得られるならば市内小中学校などへの「出前授業」の実施を提案してゆきたいと願っている。これは、未来を担う子供たちに価値認識の共有を図ることで、子どもたちが居住する地域への誇りを育て、熟成させることで芽生えるアイデンティティの確立を狙う。

仮に10年間出前授業を継続できれば、30万人都市の一定のすべての若者たち全員の胸の中に“シビックプライド”として愛岐トンネル群が宿っていることになる。

何と爽快なことではないか！

註

写真1～16および図1～4は愛岐トンネル群保存再生委員会活動レポートNo.3（2021年11月27日発行）より転載した。

第4章

文化財（近代文化遺産）の活用に関する
アンケート調査結果

文化財（近代文化遺産）の活用に関する アンケート調査結果

中村 舞

東京文化財研究所保存科学研究センター アソシエイトフェロー

1. はじめに

東京文化財研究所保存科学研究センター修復技術研究室（旧近代文化遺産研究室）では、令和2（2020）年度より近代文化遺産を対象とした文化財の活用に関する調査研究を実施している。これは、平成31（2019）年4月に施行された文化財保護法改正法で「文化財の活用」が推進されていることを受け、文化財の所有者・管理者が現在どの様に文化財を活用しているのか、今後どのような活用を計画しているのか等を把握することを目的としている。

令和2年度は、実際に文化財（近代文化遺産）の所有者・管理者がどのような活用を実施・検討しているのか調査するため、令和2（2020）年8月から10月にかけてアンケート調査を実施した。本報は、その集計結果を報告するものである。

2. 調査方法

本アンケート調査の調査票を図1に示す。調査の項目は、公開の有無と公開方法（有料・無料）、イベントの実施状況などの普段の活用状況、活用を目的とした修理・改造の実施の有無、平成31（2019）年の文化財保護法改正法の施工による活用方法の見直しの有無、見学（入場）者数の傾向、見学（入場）者数を増やすための方策と実施頻度といった項目を設けた。

調査対象は国の重要文化財に指定され、主に明治以降の時代区分に分類される文化財390件（令和2（2020）年6月1日時点）とした。対象文化財の所有者あるいは施設管理者に対し調査票を郵送し、郵便・ファックス・メール・ウェブのいずれかで回答を返信する方式で依頼した。実施期間は令和2（2020）年8月24日から10月16日までとした。

今回、表1に示す230件の文化財に対して回答が得られた（回収率59%）。なお、実施期間以降も回答があったため、12月1日到着分までの回答を本報告に含めた。

表1 回答数

種別1	種別2	回答数（件）
建造物	学校	27
	官公庁	15
	産業・交通・土木	49
	宗教	6
	住居	66
	文化施設	28
	商業・業務	17
	その他	2
美術品	歴史資料	20
合計		230

【文化財の活用に関するアンケート調査票】

アンケート対象 近代文化遺産(国指定文化財となっている明治期以降の建造物、産業・交通・土木関連の施設や機械、歴史資料など)

※複数の文化財を管理/所有している場合、まとめた回答もしくは個々の回答のどちらでも構いません

回答期限 令和2年10月16日(金)

回答方法 以下のいずれかの方法で回答してください

- ・郵送 本調査票にご記入の上、同封の返信用封筒で返送
- ・FAX 本調査票にご記入の上、FAXで送信 FAX: [REDACTED]
- ・メール 回答内容を記述して送信 E-mail: [REDACTED]
- ・WEB 以下のアドレスもしくはQRコードでアクセス [REDACTED]

以上、よろしくお願いいたします

ご回答いただく方についてお答えください

所有/管理文化財名称	
貴自治体/法人名	
貴部署名	
ご担当者名	
ご連絡先	電話
	FAX
	E-mail

※ご連絡先は本調査研究目的以外では使用いたしません

図1 アンケート調査票

①文化財の一般公開に関して

①-1 所有あるいは管理している文化財（以降、文化財と呼ぶ）を一般公開していますか

- はい(特別公開など期間限定も含む)(①-2を回答後、②へ進む)
- いいえ(①-3へ進む)

①-2 公開は有料もしくは無料のどちらですか

- 有料公開
- 無料公開

①-3 一般公開していない場合、理由をご記入ください

②文化財の活用方法に関して

②-1 文化財を活用したイベント等（一般公開を除く）を実施していますか

- はい
- いいえ(③へ進む)

②-2 実施している内容をご記入ください

②-3 活用を目的または意識した修理・改造を実施しましたか

- はい
- 予定している
- いいえ(③へ進む)

②-4 修理・改造の内容を簡単にご記入ください

図1 アンケート調査票

③平成 31 年の文化財保護法改正法の施行に関して

③-1 平成 31 年の文化財保護法改正法の施行により、文化財の活用方法を見直しましたか

- はい
 いいえ (④へ進む)

③-2 見直した場合、その内容をご記入ください

④入場者数に関して

④-1 入場者数（来館者数）を把握（カウント）していますか

- はい
 いいえ (⑤へ進む)

④-2 入場者数（来館者数）はどのような傾向ですか

- 毎年増えている (④-3 を回答後、⑤へ進む)
 毎年減っている (④-4 へ進む)
 ほぼ変わらない (④-5 へ進む)

④-3 毎年増えていると回答された文化財についてその理由をご記入ください

④-4 毎年減っていると回答された文化財についてその理由をご記入ください

④-5 減っている、あるいはほぼ変わらないと回答された文化財について、入場者数（来館者数）を増加させるために何か特別な対策を行っていますか

- はい
 いいえ (⑤へ進む)

④-6 特別な対策を行っているとお答えされた文化財について、どのような対策を行っていますか？

④-7 上記対策を実施する頻度をお答えください

- 常時
- 年に複数回
- 年に1回

⑤今後の調査協力に関して

本研究調査において今後ご協力いただける形式をご回答ください（複数回答可）

- 聞き取り調査（直接お伺いしての対面形式）
- 聞き取り調査（電話/オンライン等での非対面形式）
- アンケート調査（郵送）
- アンケート調査（WEB）

⑥ご意見等ございましたらご記入ください

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました

図1 アンケート調査票

3. 調査結果

3-1. 文化財の一般公開

公開に関する結果を図2に示す。文化財を特別公開等の期間限定も含め一般公開を行っているかに関して、95%にあたる219件が公開、5%の11件が非公開であった。非公開と回答した物件の文化財種別は学校2件、産業・交通・土木2件、住居4件、商業・業務1件、文化施設1件、歴史資料1件であった。自由記述とした非公開の理由では、現役で供用している施設であるため、耐震不足など安全性の理由等が挙げられた。

公開している物件のうち、54%の119件が無料公開であり、46%の100件が有料公開であった。なお、対象文化財を含めた公開施設に入場料がかかる場合、その他の施設と合わせて入場料としている場合、有料部分や無料部分がある場合など、来訪者が文化財を見学するのに料金が発生する回答は全て有料に含めた。公開の際に有料か無料かは以下の通りとなった。

無料公開	
学校	17件
官公庁舎	8件
産業・交通・土木	38件
宗教	4件
住居	19件
商業・業務	7件
文化施設	13件
歴史資料	13件

有料公開	
学校	8件
官公庁舎	7件
産業・交通・土木	9件
宗教	2件
住居	43件
商業・業務	9件
文化施設	14件
歴史資料	6件
その他	2件

歴史資料に関しては、所有・管理する施設そのものが有料であるか無料であるかであり、調査対象となった物件に特別料金等とはっていないとの回答が多くみられた。

これらの結果より、公開されている物件は、全体としては無料と有料はほぼ同等であったが、種別により有

料か無料かの差が表れた。文化財の種別にみると、住居は有料公開が上回る結果となった。これは、住居としては現用ではなく、資料館や博物館に転用して活用している物件が多いためと考えられる。一方で、産業・交通・土木は無料公開の回答が多かった。これは、産業・交通・土木の物件はその他の建造物の文化財と比べ、資料館や博物館に転用しにくいことや、敷地内外からの見学が可能な物件が多いためであると考えられる。これらの種別による差は、物件の現在の用途による差や、種別により可能な活用方法の差が表れていると考えられる。

3-2. 文化財の活用方法

活用方法に関する結果を図3に示す。公開している219件の文化財に対し、約70%の153件が活用事例としてイベント等を実施しているとの回答があった。自由記述とした実施イベントの内容(附1)を分類し集計したところ、以下の通りとなった。

「演奏会・公演」	50件
「展示」	35件
「見学ツアー」	19件
「講演会」	18件
「講座」	14件
「お祭り(季節のお祭り、バザー等含む)」	13件
「茶会」	10件
「外部貸出(会議室利用・写真撮影等)」	9件
「ライトアップ・イルミネーション」	6件

これらの回答のうち、演奏会や見学ツアー、お祭り等では、地域イベントの一環としての実施との回答も含まれており、文化財のみならず周辺地域でのとの連携による活用がされていることがわかる。

活用を意識した修理・改造を行ったかに関して、44%の88件が実施した(実施中を含む)、41%の82件が実施していない、11%の23件が予定している、4%の9件が検討している、と回答した。自由記述とした修理・改造の内容(附2)を分類し集計したところ、以下の通りとなった。

「補修」	32件
「耐震・防災対策(耐震診断含む)」	32件
「空調設備(新設・改修)」	14件
「バリアフリー化」	12件
「復元」	9件

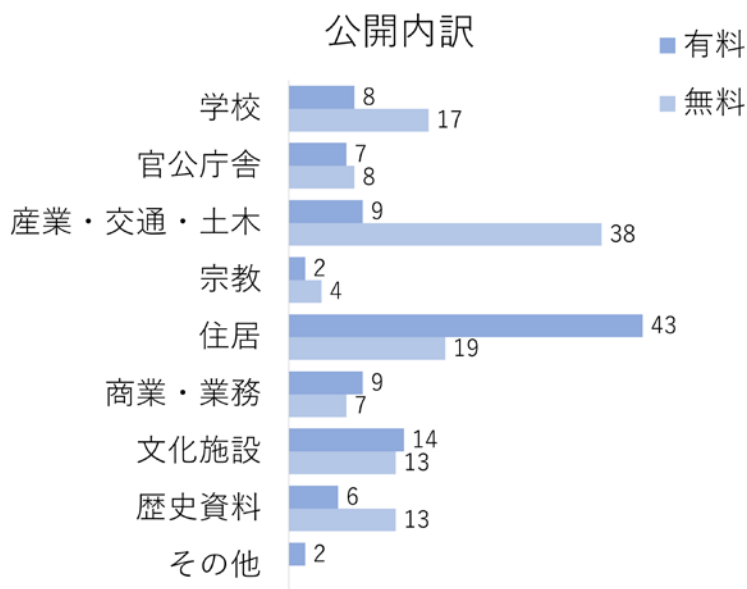
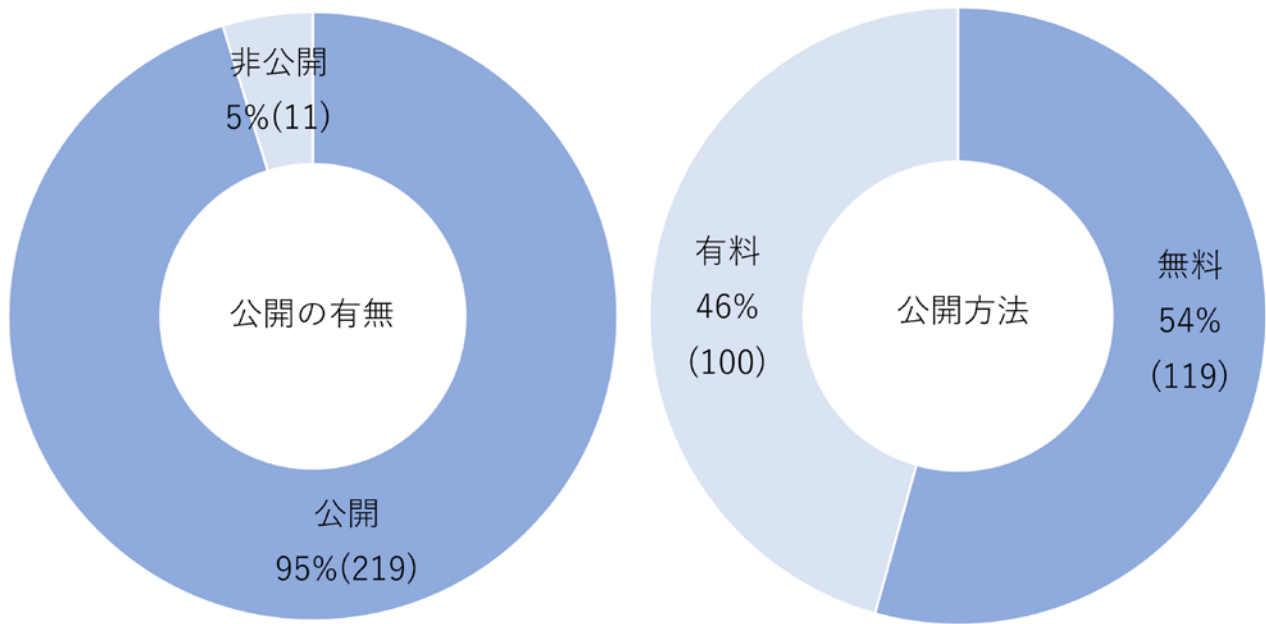
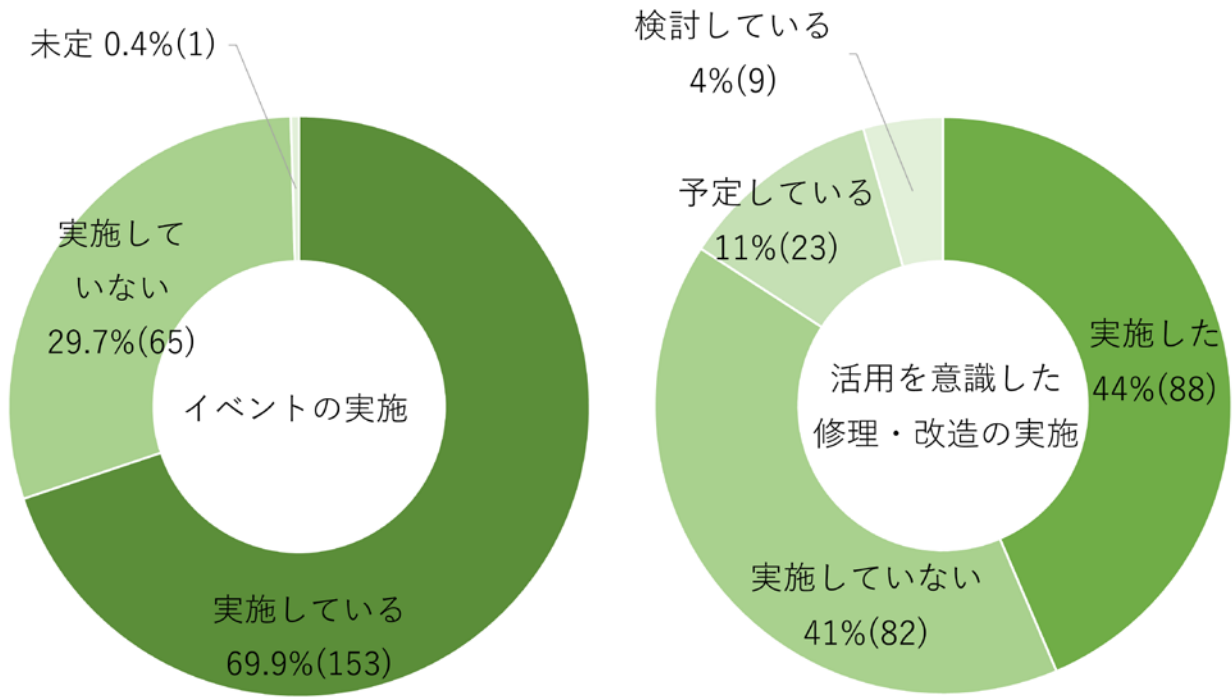


図2 公開に関する結果（上段左：公開の有無 上段右：公開方法 下段：公開内訳）

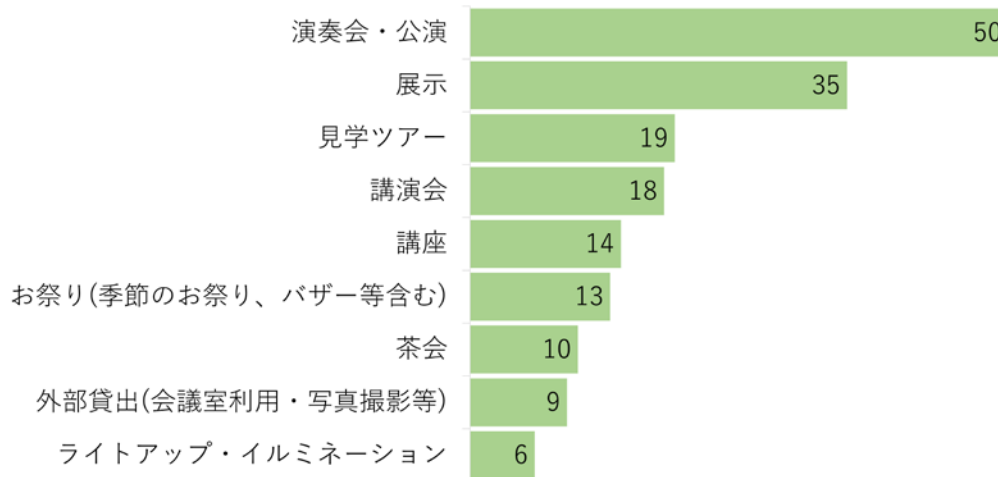
また、回答のうち新たに追加した機能として、前述の「空調設備」、主にバリアフリーを目的とした「トイレ・スロープ・エレベータの設置」（それぞれ13件、6件、5件）の他、喫茶・飲食店として利用を目的とした「厨房設備の増設」が7件であった。その他には、「一部をセミナー室として改修」、「電気配線の更新（コンセントの追加等）」、「Wi-Fiの整備」等などが挙げられた。

活用を意識した修理・改造に関しては予定や検討も含め半数以上が実施した（する）との回答があり、文化

財そのものの維持を目的とした補修や、見学者の安全を意識した内容が主であった。機能の追加も、見学者の利便性向上を目的とした便益施設の設置が回答として最も多かった。このことより、見学者の安全と利便性の向上のための修理・改造がされている段階であることがわかる。一方で用途転換を目的とした厨房設備の増設といった回答もあり、文化財の用途変換による活用方法の見直しもされていることがわかる。



実施イベント内容



修理・改造内容

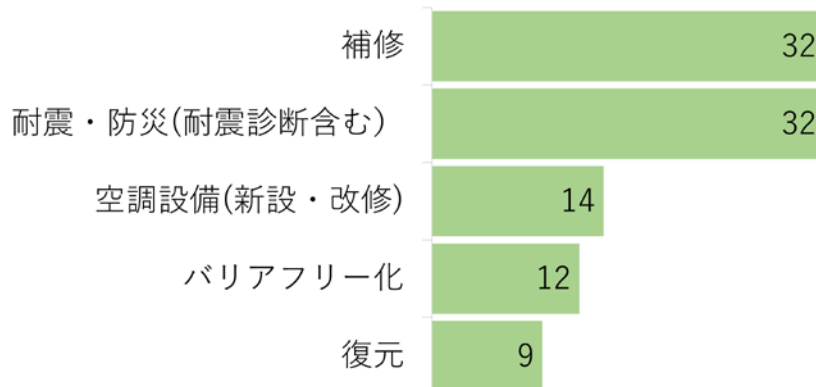


図3 活用方法に関する結果 (上段左: イベント実施 上段右: 活用を意識した修理・改造の実施中段: 実施イベント内容 下段: 修理・改造内容)

3-3. 文化財保護法改正法

平成 31（2019）年の文化財保護法改正法に関する結果を図 4 に示す。改正法の施行により、文化財の活用方法を見直したかに関しては、93%の 207 件が見直ししておらず、7%の 16 件が見直していると回答した。自由記述とした見直した内容（附 3）を分類し集計したところ、「文化財保存活用計画書の作成・見直し」5 件、「外部貸出（会議室利用や写真撮影等）の積極的提供」3 件であった。

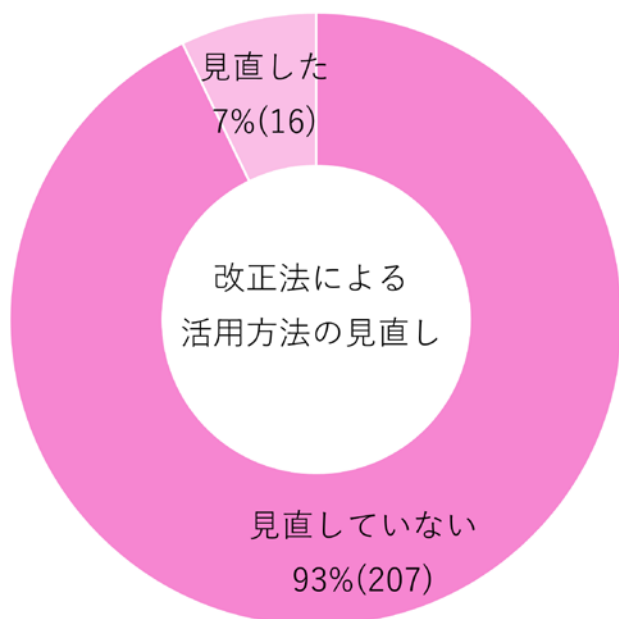


図 4 文化財保護法改正法による活用方法の見直しに関する結果

3-4. 見学（入場）者数

見学（入場）者数に関する結果を図 5 に示す。公開している 219 件の文化財に対し、76%の 167 件が文化財の見学（入場）者数を把握しており、24%の 52 件が把握していないと回答した。把握していないと回答した物件の文化財種別は以下の通りであった。

学校	5 件
官公庁舎	2 件
産業・交通・土木	23 件
住居	5 件
商業・業務	1 件
文化施設	7 件
歴史資料	3 件

ただし、官公庁舎の 2 件はいずれも一時的に公開を中止しているため把握していないとの回答であった。

見学（入場）者数の傾向は、把握していると回答し

た 166 件のうち 25%の 41 件が毎年増えている、26%の 44 件が毎年減っている、47%の 79 件がほぼ変わらない、年度により異なるおよび未回答がどちらも 1%の 1 件であった。自由記述とした増減の理由（附 4）を分類し集計したところ、以下の通りとなった。

増加傾向のもの

「イベントを拡充したため」	11 件
「メディアに取り上げられたため」	6 件
「重要文化財・世界遺産等に指定・認定されたため」	5 件
「認知度が上昇したため」	4 件

減少傾向のもの

「指定・認定や公開から年月が経ち効果が薄れたため」	9 件
「ツアー客が減少したため」	7 件
「自然災害に被災したことによる影響」	6 件
「イベント・広報不足」	5 件

また、「新型コロナウイルスの影響」との回答も 7 件であった。

見学（入場）者数が毎年減っている、もしくはほぼ変わらないと回答した文化財 123 件のうち約半数の 53%の 68 件が入場者の増加対策を実施していた。自由記述とした対策内容（附 5）を分類し集計したところ、以下の通りとなった。

「企画展やイベントの実施」	42 件
「広報活動（HP や SNS 等 web を利用したもの）」	11 件
「広報（チラシの作成や営業活動等）」	11 件
「割引券やクーポン配布等」	8 件

対策の実施頻度を「常時」・「年に複数回」・「年に 1 回」の 3 段階で尋ねたところ、以下の通りとなった。

「年に複数回」	38 件
「常時」	20 件
「年に 1 回」	13 件

「不定期」や「必要に応じて」との回答もあった。分類ごとによる実施頻度の傾向としては、企画展やイベントの実施は「年に複数回」が多く、割引券やクーポン配布

等やHPやSNSによる広報活動は「常時」の回答が多くみられた。

イベントの拡充を理由とする内的要因とメディアの反響、重要文化財や世界遺産等への指定・認定などの外的要因のどちらとも理由が上位を占めた。内的要因であるイベントに関しては、減少理由に「イベント・広報不足」が挙げられ、増加対策の主たる内容も「企画展やイベントの実施」であるように、イベントの実施は見学者数の増減に影響し対策すべきと認識されていることがうかがえる。一方で広報活動に関しては、増加

理由の「認知度が上昇したため」、減少理由の「イベント・広報不足」に取り上げられているが、増加対策では「HPやSNS等webを利用」および「チラシの作成や営業活動等」を合わせてもイベントの実施の約半数にとどまる結果となった。外的要因である重要文化財や世界遺産等への指定・認定、周辺への新幹線開通、また物件の公開開始など話題性の上昇は見学者数の増加の主たる理由となるが、減少理由に「指定・認定や公開から年月が経ち効果が薄れたため」が上位を占めるように、その効果は一時的なものであることがうかがえる。

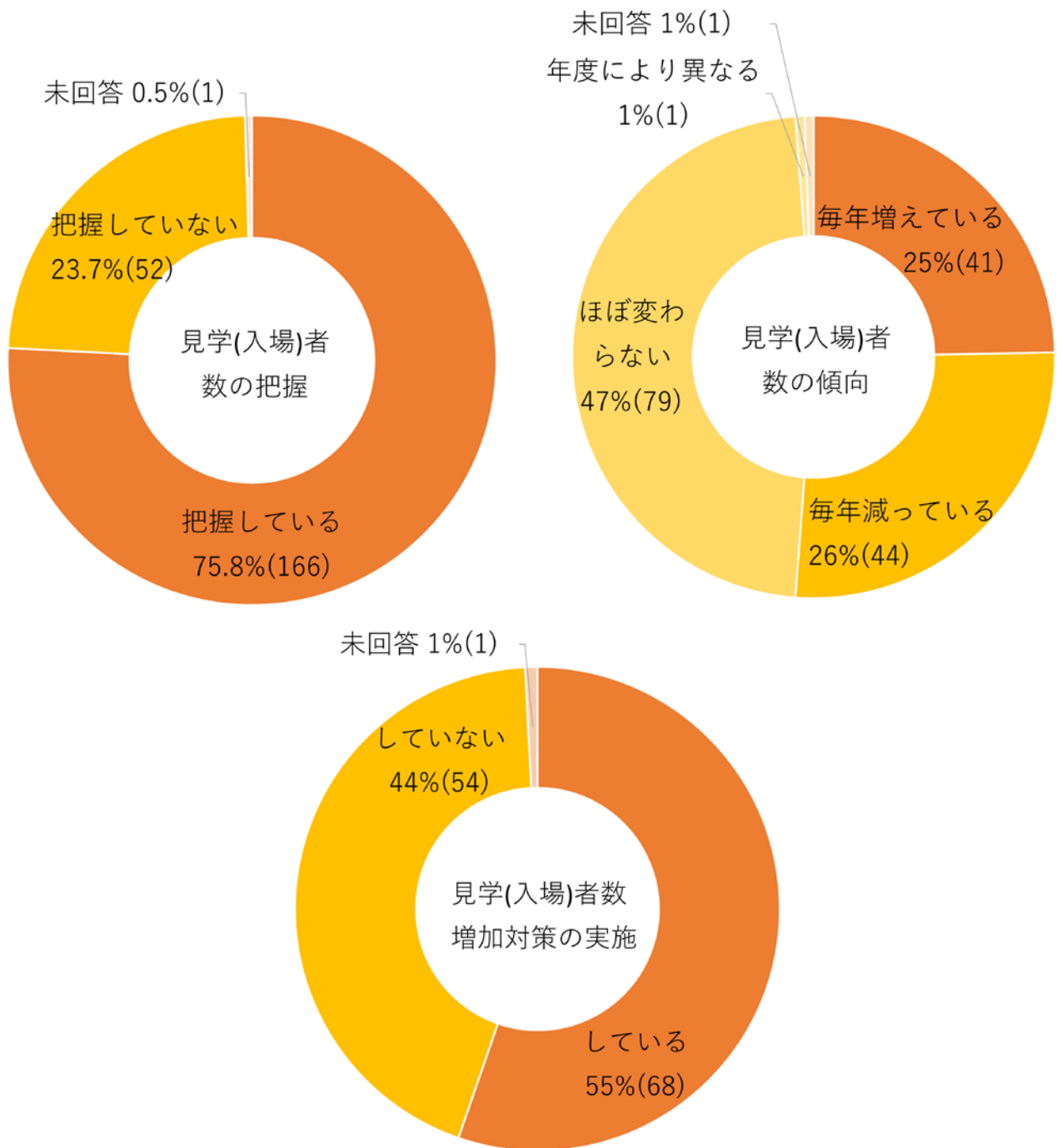


図 5-1 見学(入場)者数に関する結果 (上段左:見学者数の把握 上段右:見学者数の傾向 下段:見学者増加対策の実施)

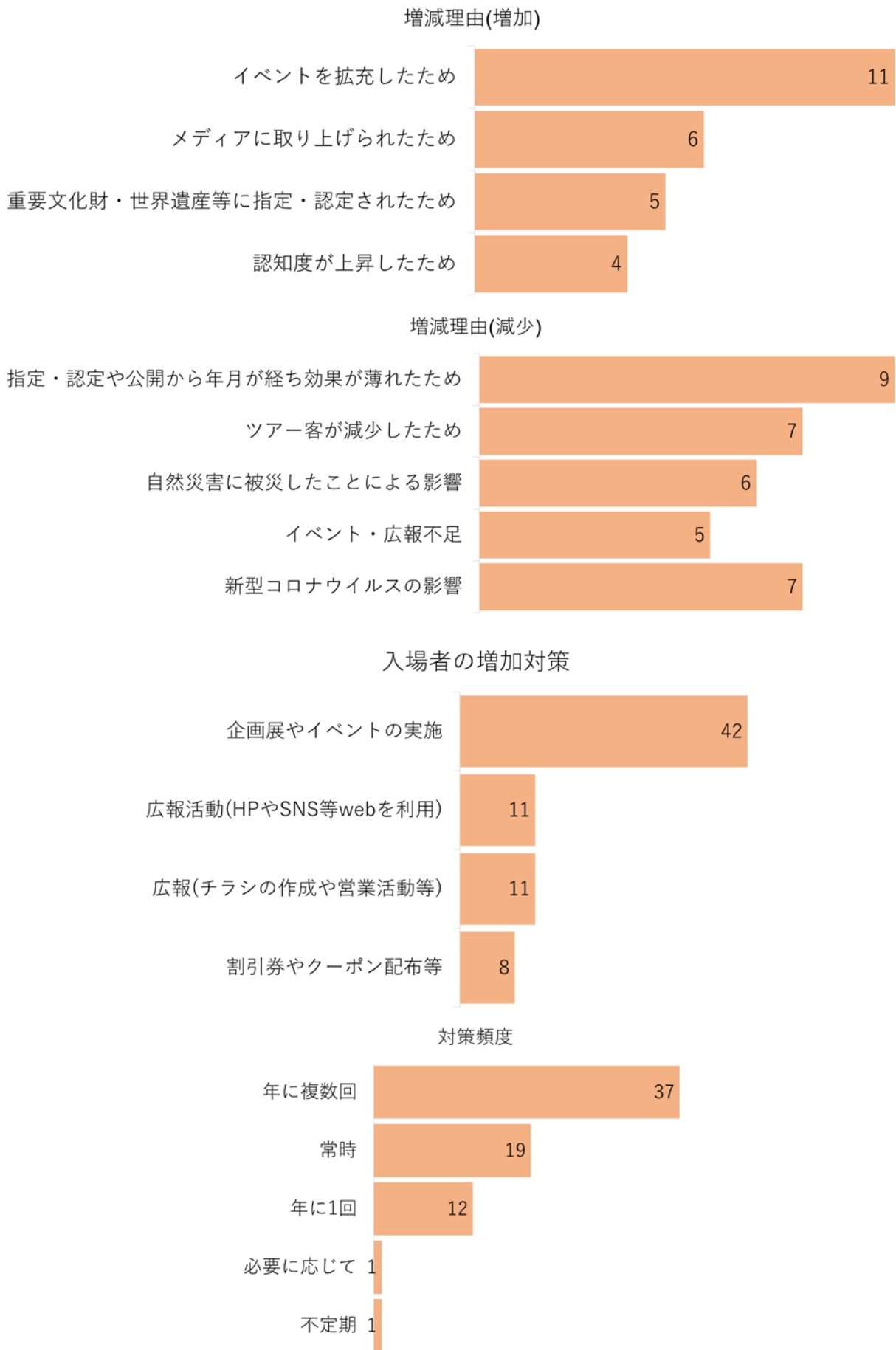


図 5-2 見学（入場）者数に関する結果（上段：増加理由 中上段：減少理由 中下段：対策内容 下段：対策頻度）

4. まとめ

今回、国の重要文化財に指定されている主に明治以降の時代区分に分類される文化財 390 件を対象に、その活用に関して公開の有無と公開方法（有料・無料）、イベントの実施状況などの普段の活用状況、活用を目的とした修理・改造の実施の有無、平成 31（2019）年の文化財保護法改正法の施工による活用方法の見直しの有無、見学（入場）者数の傾向、見学（入場）者数を増やすための方策と実施頻度といった内容のアンケート調査を実施した。その結果、230 件から回答が得られ、公開されている物件に関して、イベントの実施や活用を意識した修理・改造の実施、入場者数の増減理由や増加対策についてその傾向や内容を把握することができた。ただし、建造物や歴史資料といった種別の違いや、建造物の中でも学校、官公庁、産業・交通・土木といった種別による回答の差もみられた。また、現用施設であるのか、資料館や博物館に転用されているのかといった用途によっても回答の差があった。

謝辞

本稿の作成にあたり、アンケート調査にご協力いただきました皆様に感謝申し上げます。

附1 実施イベント（順不同・回答者が特定できるような名称や回答は一部修正もしくは未掲載とした）

- ・講座、クイズラリー、スタンプラリーなど
- ・定期的な企画展示の実施
- ・中学生英語暗唱大会
- ・企画展、特別公開（無料公開）
- ・企画展示、授業体験
- ・パネル、模型展や講演会、一般使用によるマルシェ他々
- ・重要文化財の建物ながら音響的に優れているので年2回程度のコンサートを実施。同時に附指定の工作機械類を運転してご覧いただいていた。（※ただし、被災により、現在は一般公開を中止している。）
- ・音楽会、講演会、月見会
- ・主催：無料コンサート（毎月）、夜桜見学、ビアテラスなど（季節）
貸し出しによる他社主催イベント：年間1200件程度
- ・定期的に特別展や企画展、演奏会等を実施
- ・入学式、卒業式などの式典や礼拝など
- ・年に一度企画展開催、生徒の作品展（文化展、選択授業のまとめ）
- ・撮影場所としての提供
- ・一般の方向けでは、ランチタイムコンサート、学内では式典やシンポジウムを実施。
- ・金曜公開プログラム・講演会
- ・昔の授業体験
- ・アンティークコンサート、クラシックコンサート
- ・企画展、近隣の文化財と連携したウォークラリー
- ・日本遺産構成文化財展示、パネル展示（自治体との連携事業）等
- ・普段公開していない部屋等を含めた全体についてボランティアによる解説（ただし、今年度は新型コロナウイルス感染症防止のため実施中止）
- ・近代化遺産の日記念事業ほか企画事業
- ・「文化財巡り」として、現在行っている保存修理工事の現場見学会を実施。
- ・建物に関連する展示会、文化に関する講座など
- ・ボランティアによる日常非公開部分見学会、ボランティアフェスティバル開催時に、お茶会、カフェとして活用
- ・コンサート等、指定管理者による自主事業として実施
- ・体験の食事、特別解説会
- ・特別ガイド、謎解きゲームなど
- ・コンサート、講演会など
- ・施設貸出
- ・シンポジウム等（貸スペースとして利用可能）
- ・現場見学会、ガイド案内、ジュニアガイドツアー
- ・年に2度（7月末、10月末）、見学する教室を実施している。なお、教室では体験を行っている。
- ・現在は、新型コロナウイルスの為実施していない
- ・館内ガイドツアー
- ・三線の日演奏会、生け花展、名護の物産展、他
- ・イルミネーション等
- ・夜間ライトアップ
- ・お祭り、建造物にデジタル掛軸を映写する「D-Kライブ」
- ・清酒醸造セミナー他

- ・フォト・絵画コンテスト、シンポジウム
- ・産業遺産見学会の中で、参加者に、説明を現地で実施している（不定期）
- ・年に4回のフェスティバル
- ・ボランティアガイド、見学ツアー、施設ガイド付乗馬、星空観察会（施設ガイド付）、ライトアップ、パン祭り、などなど
- ・宝さがしゲーム
- ・製糸・蚕糸関係の企画展 地域の工芸作家展
- ・保存修理工事の現場見学
- ・スタンプラリー、写真コンテスト、スケッチコンテスト
- ・法要、行事等
- ・チャリティバザー、市民クリスマス（毎年12/24のクリスマスイブ祈禱を市民とともに実施）
- ・宗教儀式
- ・コンサート等
- ・講座、体験イベント、ファッションショー、ウォーキングコース等
- ・米蔵にてイベント開催など
- ・観月会 特別企画展 講演会・ワークショップ 飲食イベント（不定期）など
- ・特別企画展の開催
- ・呈茶、宿泊体験での朝食利用など
- ・建造物（主屋・東離れ）を活用し、料亭を営業。庭園でのコンサート（不定期）。
- ・貸館として利用している
- ・ハロウィン、クリスマス、ウェディング、コンサート
- ・民芸の普及に関する展示、音楽のライブ、伝統芸能の公演等
- ・非公開部分の特別公開、イベント開始
- ・zoomを活用した住宅案内
- ・関連文書の展示（不定期）
- ・ライトアップイベント
- ・街の催しにあわせた企画展など
- ・各種講演会、茶会、音楽会、着物展等
- ・展示物の紹介並びに講座等
- ・室内での演奏会、ヨガレッスン、特別公開（通常非公開の場所の公開）
- ・コンサート、七五三イベント等
- ・茶会
- ・サロンコンサート、生涯学習センター講座（茶道）、学生の課外活動に日常的に活用している。
- ・東京文化財ウィーク特別公開（ボランティアガイド等）、ユニークベニュー等
- ・特別開館
- ・コンサート、講演会、ワークショップ、展示など
- ・邸宅前でのコンサート、アートイベント
- ・コンサートや展示会など
- ・芸術文化振興の趣旨にかなうイベントや展示の活用申込受付、市及び施設管理者によるイベントや展示の実施
- ・蔵を展示スペースとして活用し、展示イベントを行っている。
- ・お茶会、演奏会の実施等
- ・結婚式
- ・園内ツアー
- ・建物を活用した茶会、生け花教室、ひな人形の展示

- ・ワークショップ等
- ・室内コンサート
- ・馬房でのコンサート、車庫でのアート展示
- ・ライトアップ（夜間公開）、クリスマスイベント（夜間公開とワークショップ、コンサート）
- ・音楽会、食事利用、婚礼等
- ・ガイドツアー
- ・昔話会
- ・桜の開花時期に合わせたイベントの実施。県民の日は施設の無料開放を実施。文化の日は、地元文化団体による和楽の演奏、お抹茶席、香道体験を実施。
- ・ミニ縁日、茶菓サービス、企画展
- ・歴史的講演と文化財としての建物価値：音楽コンサート類（琵琶等日本的な）
- ・まつり
- ・呈茶、貸し部屋
- ・ワンデイ講座（フローティングフラワー、小物作成等）、新春祭など
- ・指定管理者制度を導入し、年に3～4回の自主事業（まつり、紅葉の調べ、ひなまつりなど）を実施している。内容としては、ジャズコンサート、琴演奏会、野点、ひな壇飾り、子どもの着物着付撮影会などがある
- ・音楽演奏会・講演会・朗読会・花展・キルト展 等
- ・邸宅・庭園を利用した和の体験イベントなど
- ・企画展示
- ・コンサート等
- ・企画展やコンサートなど
- ・毎年10月に開催される「生きた建築ミュージアム大阪」への参加
- ・多目的ホールとして（演奏会、展示会等）
- ・一部エリアの開放・当該エリアでの無料コンサートの実施
- ・現在コロナ影響にて中止しておりますが「重文ツアー」
- ・店舗内のガイドツアーなど
- ・コンサートやクイズラリー、ナイトミュージアムなどのイベントを実施。
- ・コンサート等
- ・博物館施設として利用、記念撮影等の受け入れ、地階と3回スペースの貸し出し
- ・福岡ミュージアムウィーク期間中（国際博物館の日、5月18日前後）のガイドツアー
- ・作品等の展示会、婚礼写真等の写真撮影
- ・文化財移動教室
- ・結婚式、市民の方への講演会、コンサート etc
- ・館内ガイドツアー
- ・講演会や映画の撮影
- ・①県内楽団コンサート、②パープルライトアップ、③貸し館としての利用（各種団体の会合、コンサート、展示会など）
- ・イベントの実施、講堂の音楽公演、会議室でのワークショップ、非公開部の公開などを実施
- ・剣道、居合道、杖道、なぎなた、柔道等の稽古会・試合
- ・公開講座、講演会
- ・演劇等公演、定期公演
- ・貸館により茶会、アコースティックライブ、百人一首大会、落語会、懇親会など
- ・研修会、地元自治体各種団体が主催するイベントの会場として、また地元の幼稚園児、小学生等の視察研修の場として実施
- ・現用美術館として活用

- ・常設展示・企画展示・講演会等
- ・年間通した一般公開、コンサート、講演、展示などの実施
- ・駐車場利用で朝市、黄葉まつり、蓄音機展示・演奏会
- ・絵画展、コンサート
- ・①東北各地の民俗芸能の公演、②その他トークショーや公演（ジャンル問わず）
- ・コンサート、講演会
- ・祭
- ・文楽・狂言といった伝統芸能をはじめとする公演など
- ・企画展
- ・展覧会
- ・ホームページでの公開
- ・重要文化財公開企画展（年1回）
- ・非公開場所以見学ツアー、秋まつり、新春もちつき、コンサート、クイズラリー、パネル展等
- ・古文書解説講座
- ・中四国地区アーカイヴズウィーク（毎年6月）
- ・企画展、ライトアップ、ミニ演奏会
- ・展示室を設け、文化財関係の展示を月1度程度行い、公開の機会を作っている
- ・特別展示室を設置
- ・ひなまつり、各種コンサート等
- ・定期的に特別展や企画展、演奏会等を実施
- ・絵画展、コンサート

附2 修理・改造の内容（順不同・回答者が特定できるような名称や回答は一部修正もしくは未掲載とした）

- ・耐震補強工事、展示リニューアルを行った
- ・耐震化のためのバットレス設置、バリアフリー化に伴うエレベーター棟の増築とスロープの設置
- ・エレベーター・多目的トイレ・階段スロープなどの設置
- ・東日本大震災により受けた被害を補修し活用できるようにした。
- ・耐震工事を行った。（重要文化財に指定されてから）間仕切壁の撤去・設置、窓・樋・出入り口の変更・撤去を行った
- ・被災後の復旧工事ではあるが、公開を前提に本来の機能が伝わりやすいように、新材で改造されていた部屋等を本来の姿に一部で復原を実施する予定。また、その解説パネル等も設置予定。
- ・バリアフリー対策（トイレ、EV など）、付属棟新築による機能付加（厨房など）、消防・防災設備、空調設備 など
- ・補修、再塗装など
- ・耐震補強工事、経年劣化箇所の修理（屋根、壁、建具等）、音楽ホールの改修（客席のサイズ変更、防音窓設置等）
- ・耐震改修工事
- ・バリアフリースロープの設置、トイレの増設
- ・展示品の具体的明示及び管内の案内プレートを作成した。
- ・洋式トイレの設置
- ・移築・整備の際に展示ケースを新規設置するとともに固定の展示板を新設
- ・喫茶室を開設するため水回りほか厨房の設置
- ・公開及び活用のため、耐震補強工事を含む保存修理工事を行っている。活用に向けて、領事館本館に新たにエレベーター1基を設置予定。
- ・構造補強の際に、活用において使用する什器類の重量や利用人数を想定して計画した。飲食店の利用の想定により、厨房の利用ができるよう改修した。
- ・耐震対策、防災設備の更新と新設、外観等の補修及び美観向上
- ・耐震補強および毀損箇所の修繕
- ・体験色を提供できるように食堂を付設した
- ・耐震補強、空調設備導入
- ・エレベーター、車イス昇降機の設置、バリアフリー化（トイレ、スロープ）
- ・保存修理（構造補強、復原、活用関連工事）
- ・エレベーターの設置
- ・文化庁 文化財国庫補助事業で現在保存修理工事実施中
- ・活用を意識した修理ではないものの、補修工事を実施した
- ・草刈、トイレや看板の整備、坑道坑枠の修繕など多数
- ・敷地全体の景観が整った時期に合わせて復旧整備した、水場の整備、弛緩の生じた石の積みなおし、石畳の乱れや欠損がみられる部分の敷き直し
- ・コンクリート保護のための保護材の塗装
- ・塗装の塗替工事
- ・右岸アンカー前面部ケーブル補強、主索、吊索油塗り、補剛桁工事、木床板とりかえ工事
- ・建築物の耐震補強工事。
- ・線路敷を遊歩道に改造
- ・内部の一部のみを公開していたものを、ほぼ全面が見学できるよう、改修する予定。
- ・セミナー室に改変、アスファルト汚れ落とし、照明設置、トイレ改修（予定）
- ・外観を保存する修理（現状維持）、活用を想定し、耐震補強方法を使い分けた修理

- ・便益施設（トイレ）設置、建造物復元（ガイダンス施設として利用）、建造物修理（事務所として利用）、周遊路の整備
- ・塗装、扉水密部材取替、電気防食取替、角落し補修
- ・建物工事
- ・史跡の保存と活用を目的とした整備を実施しており、活用整備としては、説明板設置や発掘調査で確認された遺構を陶板で路面表示、往時の姿のジオラマ模型設置などを行っています。
- ・観光客が安全に橋を渡り、写真撮影ができるよう、梁や橋床部の腐朽した木材を修理しました。
- ・橋全体の塗装及び通路の防水、ワイヤの交換、耐震診断（予定）
- ・約3年間の保存修理工事が行われ、本工事では機能の復旧と活用に考慮して、電気設備や自動火災報知機設備の計画を見直している。
- ・耐震工事、事務所改装、スロープ他設備増設、改修
- ・公開部分については耐震補強を実施した（震度6まで対応）土蔵内部に喫茶、展示、学習スペースを設置
- ・料亭営業に係る厨房設備設置に伴う主屋炊事場棟の仮設養生。
- ・耐震補強
- ・来館者用のトイレの回収、来館者サービスのための台所の回収
- ・庭の手入れ
- ・WiFi環境を整えた
- ・保存活用計画を策定中なのでまだ具体的には決まっていないが耐震工事等を行う予定
- ・保存修復・活用整備工事（母屋、茶室等）
- ・建築当初の姿に復元
- ・実施中、バリアフリー（一部）や展示施設の設置
- ・畳の間に床暖房を入れている。
- ・復原、展示スペースの整備、トイレ拡充、パントリーの整備、防災、防犯設備の整備
- ・デジタルの展示（常設）を行うため、Wi-Fi機器のアクセスポイントを設置。ただし移動可能。
- ・一部の部屋を研修室（茶室等）や研修ホールなどの利活用施設に改造した。
- ・一般公開に伴い、整備工事を実施
- ・現在、耐震診断中であり、耐震補強工事を実施予定。
- ・前回の保存修理から約50年が経過し、建物の劣化が進んでいる状況の中、平成26年度に保存活用計画を策定、適切な保存管理と公開活用を図るため、同計画に基づく本格的な保存修理及び耐震補強工事を平成30年度から行っている
- ・耐震診断、耐震補強工事予定。
- ・屋根瓦の修理交換、屋根の塗装、壁面の修復など
- ・ソファの修理を行い、見学者が座って写真撮影できるスポットにして、SNSなどにアップしてもらっている。
- ・保存活用計画を作成した後、照明、空調、耐震、屋根修理工事を行う。
- ・トイレのバリアフリー（車椅子対応）化
- ・屋根の葺き替え
- ・耐震補強、修繕工事（県が実施予定）
- ・一般公開に向けて、当時の状態への復元・修繕など
- ・文化財指定になっていない（未指定場所）建物内部をカフェにしたい
- ・今年度保存活用計画を策定し、そのなかで展示改良やバリアフリーへの配慮等を組み込むことにしている。
- ・飲食店営業許可を取得するため炊事場を改修、腰壁耐水パネル張り、ステンレス流し台の設置
- ・洋館：屋根スレート葺きの補足と葺き直し、樋、蛇腹の補修と取替、建具・外装補修、壁紙・絨毯の張替、エアコンの設置 和館：屋根棧瓦葺き直し、軒樋の補修、木部や土台の一部補修や取替、エアコンの設置、水屋を作った
- ・改修基本計画を策定予定。

- ・電気配線設備の更新
- ・美装化工事。空調設備などの改修工事。
- ・展示室、喫茶コーナー、ミュージアムショップを設けた。
- ・外塀、屋上、外壁、内装の計画的補修
- ・空調の改修
- ・保存エリアと活用エリアに分け、保存修理工事を実施
- ・創建当時の外壁タイル等保存修理工事、創建当時の出入り口庇防水及び明装工事、創建当時の吹抜天井装飾部落下防止工事等 多数実施しています
- ・劇場の修繕、外壁修理、天井補修、出入口塗装の修理など
- ・市民の声を受けて建物の調査・保存修理に着手、老朽化した建物を半解体修理するとともに長い年月の中で失われた装飾部などの復元を行い、記念館として開館。
- ・建築当初の外・内装を復元し、内部は博物館機能を持たせるために展示ケースや暖房器具を設置可能な構造にした。併設する収蔵庫と接続させた。
- ・エンジニアカフェ（システムエンジニアを支援するための官民で運営する施設）として利用するための内装のリニューアル等
- ・耐震補強工事を含む保存修理、活用公開に係る整備
- ・便益設備の増設、冷暖房設備 etc
- ・老朽化が進むので、解体修理
- ・現在未使用の地下階をワークショップやギャラリー等の多目的に使用できる部屋への改修を検討
- ・全体の修理、床の修理
- ・耐震診断
- ・保存活用を目的とした大規模解体修理を実施し、耐震対策、空調等の整備を行った。また、令和3年度以降、美観向上を目的とした小規模修理を予定しており、車椅子等での入場を目的としたスロープ設置も予定している。
- ・別館の耐震改修、空調設備の設置、バリアフリー化（リフトの導入）
- ・耐震にともなうリニューアル工事
- ・展示設備等の再整備を行い、リニューアルオープンした。
- ・耐震補強、漆喰上塗り直し、壁紙張替等
- ・①音響・照明・空調設備の整備、②常設トイレの設置、③楽屋の増設、④耐震工事
- ・彫刻美術館として活用するにあたり、必要な改修工事を行っている。
- ・照明器具の追加 ・暖房設備の設置 ・衛生設備の更新・改修 ・多目的トイレ（だれでもトイレ）の整備 ・コンセントの追加
- ・見学しやすいように奈落の改修
- ・空調の整備
- ・音響・照明設備の整備 など"
- ・調査記録ノートの修復、ガラス乾板の修理
- ・破損している資料の修理
- ・国補助事業を活用して計画的に修理している。
- ・日常的な閲覧に耐えうる状態への修理及び再製本
- ・企画展示室を防煙区画から独立防火区画に改装、併せて展示ケースの一部をセミエアタイト化、今年度、照明をLED化の予定
- ・掛図、掛幅を展示可能な状態に修理する
- ・床板構造体の補修 →見学者の安全を確保、一等社交室天井裏修理 →漏水対策、外板塗装（毎年） →美観維持・腐食防止
- ・国庫補助事業による修理（文化庁）

- ・米蔵の展示スペースとしての改造。
- ・活用しやすい設備、内装を5年かけて、工事している
- ・エレベーターの設置、トイレのつくり替え
- ・開館から20年経ち、施設が老朽化してきたため、順次改修を行っている。漆喰、屋根、空調機入替、畳入替等
- ・耐震補強工事、経年劣化箇所の修理（屋根、壁、建具等）、音楽ホールの改修（客席のサイズ変更、防音窓設置等）
- ・耐震補強、漆喰上塗り直し、壁紙張替等

附3 見直し内容（順不同・回答者が特定できるような名称や回答は一部修正もしくは未掲載とした）

- ・少人数の文化財セミナーや海外の研究者とのワークショップなどを考えているが、コロナ禍で実現に至っていない。
- ・文化財を長く活用保存できるように、雪・雨の被害を少なくする日常管理、文化財建造物の友の会ボランティアによる解説を実施している
- ・見学等実施
- ・省令を承け、保存活用計画等の認定を受ける方針で作成中の計画に修正を施している。
- ・一部を貸館として、開放した。
- ・前年度、保存活用計画書の見直しにおいて、文化財等の公開、情報発信、多言語化、普及啓発に関する計画を民間協働で策定し、人々が地域の住文化を理解し伝統的な生活が体験できるような仕組みを構築する等を追記。
- ・文化財周辺の建物の整備をし、活用範囲を広げる
- ・しっかりと案内できるようガイドさんの育成などしてある
- ・保存活用計画を作成する方針である。
- ・令和元年度で指定管理期間満了であったため、令和2年度からの指定管理者選定時「活用する文化財」との目的から選定を行った。
- ・茶会や会合・撮影などへの邸宅・庭園の積極的な提供
- ・保存活用計画（令和2年2月14日付け文化庁認定）に基づき、これまでの公開に加えて、貸室などを実施し、イベントなどで活用する方向で見直した。
- ・文化財保存活用計画書の作成
- ・活用についての権限の大幅な拡大や、活用を率先して進める仕組みを変えたと理解しています
- ・保存活用計画について協議中
- ・①本来の用途で利用する際に、利便性を高める目的で附属等を建設、②天井バトン取付（補助照明、スピーカー、防災用感知器を取付）、③耐震補強工事、防災設備工事、復元工事
- ・公開を意識して、修理事物の選定を行っている。
- ・公開範囲の見直しや、各建物の活用（観光利用の促進）

附4 見学（入場）者数の増減理由（順不同・回答者が特定できるような名称や回答は一部修正もしくは未掲載とした）

増えていると回答

- ・世界文化遺産に登録されたこと等によると考えられる。
- ・新幹線開業による観光客の増加
- ・耐震補強工事へ向け訪れる人を増やす施策に力を入れているためと考える
- ・イベントを開催し、そのための広報活動もおこなったため。
- ・営業努力、そうじ
- ・クリスマス音楽礼拝など、地域での認知度があがってきた
- ・観光客（インバウンド等）の増加（コロナ前まで）
- ・日本遺産構成文化財を見学する観光客等の増加。続日本名城スタンプを押印する観光客等の増加。等
- ・来館者を増やすための様々な施策をとっている
- ・季節催事の充実や学校向けコンテンツの充実
- ・当初入館を有料としていたが無料としたため
- ・ホームページやイベント、旅行会社からの案内、テレビや本の出版の取材
- ・年数回の特別公開から、毎週土曜日曜に一般公開することとした。また、本施設は、近年注目を集める人物が設立にかかわった施設であるから、多くのメディアでもとりあげられ、周知されたことで来場者は増えている。
- ・イベント等の実施
- ・活用イベントを通じて周知が進んでいるためと思われる
- ・整備の進捗により見学環境が整いつつあるため、保存会のガイド活動が評判が良いため
- ・日本遺産認定を受け、以降増加しています。
- ・観光案内等に掲載されているため
- ・広報活動の成果によるものと考え
- ・観光客、特にインバウンドの来訪が増加している
- ・外国人観光客の増加（新型肺炎拡大以前）、愛媛県ふっこう周遊割などの復興支援キャンペーンの実施
- ・国重要文化財（建造物）に指定された、一般公開してから徐々に周知されてきた
- ・企画展の実施によるもの ※コロナを除く
- ・庭園の復元工事が完了し、新聞等のメディアに取り上げられる回数が増えた。また、コンサート等のイベントを積極的に行い、来館者の増加に努めたため。
- ・※ R1~2年度については新型コロナウイルスの影響で減少しているが、その前は増加傾向だった。
- ・近代建築や渋沢栄一に対する関心が高まっているからではないだろうか？
- ・日本遺産の認定を受け、多くの方が訪れたため。※昨年度末から今年度については、コロナウイルス感染防止のため一時休館となり減少した。
- ・デスティネーションキャンペーン期間中に新たなイベントを開催し、誘客につながった。ただし今年は新型コロナの影響で大きく減少している。
- ・指定管理者制度を導入し、公開日数が増えたため。
- ・「活用する文化財」との目的から入館料を無料としている。また、民間事業者のノウハウを活用し、風情を生かした催しを実施したため。
- ・保存修理事業のため休館していた。休館前は入館者数が増加していた。長期休館前ということで、入館者が増えたと思われる。
- ・観光客の増加に伴う。（ただし現在保存修理中のため定員減による減少はあるものの、ここ数年は増加傾向）
- ・メディアでの放映、雑誌への掲載等。
- ・文化財を活かした地域を含めた再開発事業を実施し、文化財の核となる史料館を開設したり、新館含め面積が増え来店客が伸びています

- ・利用者の幅が広がっているため
- ・作品等の展示会等のイベントを開催しているため
- ・来館受け入れに伴う専任スタッフの配置、来館受け入れの設備の整備
- ・知名度の拡大
- ・団体観覧（バスツアー）の増加
- ・特別展・企画展の内容や、開催するイベントの充実。
- ・テレビ、雑誌等 マスコミによる照会が多かった為。
- ・小規模観光客、インバウンド観光客の増加
- ・明確な理由はわかりませんが、増減を繰り返しながら、増加傾向にあります。
- ・ホームページ等で周知されるようになり、問い合わせが増えた。県でロケ地として誘致していて、撮影が増えた。

減っていると回答

- ・世界文化遺産登録を契機に増加したが、効果も薄れてきた。また、2年3月以降、新型コロナの影響で大幅に減少している。
- ・リニューアルおよび新幹線の開業効果が薄れてきたため
- ・企画展の内容によって変動する、地域のイベントの減少による
- ・平成28年と平成29年を比較すると、約1400人増加しているが、平成30年以降は毎年500人ずつ減少している。理由としては、猛暑と台風による被災が想定される。
- ・景気の後退・人口の減少・企画等によるものか
- ・PR不足が考えられる。訪れてみたくなるようなイベントの実施や展示内容のリニューアルなども行われていないことも一つの要因と考えられる。
- ・海外ツアー客の減少、新型コロナウイルスの影響など
- ・地域へのお客様が年々減少している
- ・事業運営会社が飲食物販事業から撤退し、新会社が全体を賃貸し、飲食物販事業開始するまでの間大幅な集客減となった。更に新型コロナウイルスで飲食物販事業を開始するも予定集客数の50%以下の集客で推移している。
- ・開館から月日がたち目新しさが失われている？まだ入館者数が下げ止まりしているのか判断できない。新型コロナウイルスの影響で、2020年度は大きく減少している。
- ・世界文化遺産に登録されたときは入場者が急増したが、その後は災害があった影響もあり減少している。また、毎年世界遺産が増えていることで、世界遺産に対する目新しさがなくなってきていることも要因だと思われる。
- ・災害やコロナウイルス等の影響のため。活用不足。
- ・公開から4年が経過し、初期の需要が満たされてきたため。
- ・世界遺産に登録されてから月日が経ち、話題性がおちているためと思われる。
- ・台風等の自然災害により、見学が長期間停止となる等の事態が続いているため。
- ・定期的な公開、イベントに加え、企画・特別イベント・展示を行っていないため、やや減少傾向にある。
- ・団体客から個人客へ変化していること。
- ・大型バスを使ったツアー客の減少、個人旅行者が主流となってきた、・情報発信不足 ・他市町に魅力的な観光施設・イベントが増えた
- ・最も来場者を見込める公開期間である祇園祭の天候気候と曜日の配列に左右されるところが大きい。また、コロナ禍で今年の一般公開（雛飾り、端午の節句、屏風祭り）を中止もしくは受入れ人数を大幅に制限する必要があったため、公開収入はほとんどないといえるのが現状である。
- ・近くにある世界遺産が遺産登録された5年前は関連施設でもあり入場者数が大幅に増加したがその後は右肩下がり減少している。
- ・本年度は、コロナウイルス対応のため、団体客の受け入れ中止、イベントの中止、ガイドボランティアの休止などのため大幅に減少した、

- ・不明
- ・新幹線開通の効果が徐々に薄まってきているため。
- ・大型バスによる団体観光客の減少など
- ・文化の日における無料入館者数の減少や、学校の授業による見学の機会などが減っている。昨年度は、新型コロナウイルスの影響により、冬季入館者数が特に減少した。
- ・建物周辺エリア（観光地）全体の訪問者数が減っている。
- ・周囲の道の駅が整備されたことが大きい。指定管理者制度で運営されているが、指定管理者に文化財の活用のスキルがなく、観光サイドの動きも鈍く、教育委員会も事務事業が減らず専門職の配置もないので抜本的な対策が打てないでいる。
- ・観光の変化、団体旅行から個人旅行への変化
- ・東日本大震災で減少し、戻ってこない（ツアーなどもなくなった）
- ・外部の経済的な要因
- ・新型コロナウイルスの影響など
- ・博物館施設として利用しているため、開催する展覧会により、入館者数が左右されるため。また、今年度はコロナウイルスの影響が大きい。
- ・工事による休館、新型コロナウイルス感染症拡大により来館者の減が理由として考えられます。
- ・震災による影響や今般の新型コロナウイルス感染症の影響等により、公演利用、見学者とも減少している。
- ・理由は不明です。当館側のPR不足・魅力的な付加価値をつけられていないためか。
- ・リピーターが少ない、交通アクセスが悪い、広報不足（なお、今年はドラマのロケ地となったため増加傾向）
- ・ここ数年、県全体としての入込観光客数が減少しているため、その影響があるのではないかと考えている。（ただし、令和元年度は微増）
- ・大規模改修の実施により長期の閉館期間が生じたため。
- ・不明
- ・常時公開開始以降、市内客・県内客を中心に興味・関心が年々減少していると考えられる。それに伴い、団体客も減少している。

附5 対策内容

- ・市民が興味のあるような企画展の開催（身近なモノを題材とするなど）グッズの製作・販売（缶バッジなど）
- ・グッズ販売、企画展の開催
- ・毎年趣向を凝らした展示等を企画し、実施している。当財団 HP にて紹介（動画配信）
- ・HP や SNS でのイベントの告知に加え、関係各所へチラシを送付している。
- ・周辺施設の共通観覧券の発行
- ・重要文化財でコンサートを実施している。教育委員会にはたらきかけを行い、小中学生の見学要請を行っている。
- ・近代化遺産の日ほか季節のイベント、特別企画、無料公開等
- ・新しい企画の実施
- ・観光雑誌等への掲載。旅行会社、ホテル、観光施設等への営業活動など
- ・該当建造物を含む野外博物館としての広報活動。普及事業及び催事の実施。
- ・観光施設として指定管理を受けているので、指定管理者が町観光部局と協力し、観光キャラバンを組み首都圏等に営業を行っている。積極的にお客様に声をかけ、解説を行っている。教育委員会と協力し、空き部屋を使って企画展示を行っている。
- ・キャンペーンとしてチラシを作り、売店商品割引など実施。
- ・無料開放日にあわせて、春は秋にお祭りなどのイベントを実施している。また、現在、建造物や史跡を保存修理・整備しており、見学できる箇所を増やすことで、集客を増やすことを計画している。
- ・公式ツイッターによる PR・地域の祭りとの連携
- ・展示会の開催・コンテストの開催
- ・イベント内容の刷新
- ・チラシの配布（観光インフォメーション、ホテル、空港など）
- ・主催企画展 工芸展等の受け入れ
- ・アニメ映画に関連した、特別公開事業の実施
- ・土産品の開発・HP 更新による PR
- ・HP 開設（更新）
- ・見学ツアー（解説付き）、体験講座など
- ・定期的な企画展示やワークショップ、講座、イベントの開催・博物館ボランティアの育成・学校の受け入れ 等
- ・季節や節目に合わせた会食プランの提供及び食材の変更
- ・館内を開放して催事等により利用者・入館者への認知度を上げる
- ・入場時のアルコール消毒や体温測定、受入人数を限定して3密を防ぐ対策をとっていることをアピールしている。また今後、さらに受け入れ態勢を整えるために、キャッシュレス化を進めることを検討しているほか、住宅案内するタイプの従来公開方法のほかに文化イベントなども積極的に進める方向でその内容と実施方法を検討している。
- ・企画展示
- ・活性化委員会（ボランティア）の設置と企画立案実施
- ・展示物を周期的に入れ替えたり、公開講座を実施したが、効果は出ていない。
- ・施設を活用したイベント実施
- ・屋内の VR 映像撮影・公開
- ・学生による案内説明の充実、英語による説明の追加準備
- ・魅力的なイベントの実施
- ・SNS を活用した一般公開情報の広報（常時）、季節に応じた特別企画
- ・イベントの開催
- ・夜間開園（集客）・季節に応じたイベント（集客）・園内の貸切パーティー（集客・園内の活用）・園内の歴史的建造物（非重文）の空き室の利用貸出（園内の活用）

- ・結婚式（園内の活用）
- ・指定管理者による広報等
- ・座れなかったソファを修理することで、見学範囲を拡げた。また、座って写真撮影もできるようにした。
- ・イベントの開催
- ・SNSを活用した割引（館内で撮影した画像を投稿し、売店クーポンプレゼント）特別公開に合わせガイド付見学プログラムを実施、館内で楽しめるティールームの開設やドレス試着体験の実施
- ・企画展の開催など、イベントの実施
- ・北海道内・東北地方の旅行者に営業強化（パンフ、ポスター配布）修学旅行自主学習の学童を増やす目的で小中学校にPR活動を行う。
- ・インスタやフェイスブックを活用した情報発信、来苑者向け撮影スポットの設置及び来苑者がSNSにアップできるようなイベントの開催。テレビドラマ、映画等のロケ誘致、館内喫茶スペースの充実
- ・H30年度より、企画展を実施
- ・イベント回数の増加
- ・企画展示（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため今年度は未実施）。イベント会場などの活用（来年度以降）。
- ・寄港するクルーズ船の誘致事業を県と市（観光振興課）と郷土事業として実施。市内観光ルートとして紹介した。
- ・「東京・ミュージアムぐるっとパス」への参加や各種イベントへの協賛・協力などによる認知度向上の取組
- ・貸会場として整備
- ・来客促進の販促策、中央ホールでの史料展示など
- ・コンサートやクイズラリー、ナイトミュージアムなどのイベントを実施。
- ・建物見学会、展示会の開催
- ・観光施設として指定管理を受けているので、指定管理者が町観光部局と協力し、観光キャラバンを組み首都圏等に営業を行っている。積極的にお客様に声をかけ、解説を行っている。教育委員会と協力し、空き部屋を使って企画展示を行っている。
- ・文化事業の開催
- ・平成29年度から観光協会との協力で定期公演を実施することとなった。
- ・旅行会社へのツアーコースに入れていただくよう依頼文書送付・小・中学校のふるさと学習・課外学習での来館依頼文書送付
- ・割引クーポン券、パスポートを発行している。
- ・文化財がある施設のホームページリニューアル。文化財がある施設の入出口新設（かねて要望が多かった）
- ・イベントの実施など
- ・国庫補助事業等の活用
- ・インターネット古文書講座を行うなどして、周知している。
- ・館が収蔵する重要文化財を企画展にあわせて公開
- ・ホームページ上で重要文化財の修理について紹介している（「所蔵資料の保存・修理」「所蔵資料の修理前・修理後」）
- ・イベント・webサイト多言語化（英語のほかに中国語を追加）・入館無料（竣工記念、海の日）・近隣ホテルの宿泊者向けに招待券配布・近隣施設と近隣県内の駅構内でクーポン券付きチラシ等配布
- ・ウェブサイト、SNSを使った情報発信の強化

第 5 章

近代文化遺産の活用に関する事例集

近代文化遺産の活用に関する事例集

中山 俊介

東京文化財研究所 保存科学研究センター 特任研究員

1. はじめに

今回の調査では、令和2(2020)年に実施した「重要文化財の活用に関するアンケート」の結果を元にして、現場調査する建造物を選定し調査を実施した。建造物を選定する際には、アンケートの質問項目の中の「活用を意識した修理を実施した、あるいは実施する予定がある」という問いに対して「ある」と答えてくれた建造物をまず選んだ。そのほか、これまでに多くの建造物の現地調査を実施してきた中で、印象に残っている建造物も調査対象としている。

今回主眼とした「活用」という言葉に関して、どのようなことをイメージしているのかにもよるが、多くの建造物では、従来通りの公開の仕方をしているものが多い印象である。そうした建造物が多い中でもバックヤードツアーなどを人数限定で実施しているところも多く見られた。さらに、秋田県小坂町のように康楽館(重文)や元の小坂鉄道の施設を中心としたエリアに小坂鉱山事務所(重文)や旧聖園マリア園(登録)を移築し、その周囲に広大な駐車場や小坂レールパーク(旧小坂鉄道の線路と施設を利用した宿泊もできる鉄道体験施設(現在宿泊は休止中))を設けるなどして集客を図るなど、活発に活動している事例も見受けられた。また、内子座(重文)のように、周辺の伝建地区とのコラボレーションにより地区としての魅力を引き出して集客を果たしているような事例もあった。

本報告書では、各地に残る重要文化財の中でも活用手法に特徴があると思われた事例について紹介する。

2. 文化財の活用について

前述したが「文化財の活用」という事例について、どのようなものがあるのか様々なものが存在する。

- 文化財の元の建物(例えば役所、学校や銀行など)の機能を活かしながら資料館、博物館あるいは観光案内所として公開している。
- 公開しながら元の機能に利用者向けの便益設備(附属棟など)を付加した状態で地域の集会所などに活用している。
- 元の機能を維持しながら、周囲の地域と連携し魅力的な街並みとして集客を図っている。
- 文化財建造物の近接地に機能が違う集客施設(道の駅)を建設し、集客を図る事例

など、幾つかの事例を紹介したい。

文化財の活用というといかに多くの観覧者を集めるかに気が回ってしまいがちである。確かに、富岡製糸場や石見銀山など世界遺産に登録されたような文化遺産はその時は多く人が訪れた。しかしながら、日が経つと客足もそれなりに落ち着いてきて、爆発的に観覧者が訪れる状態が長続きするわけではない。そんな中、観覧者の数を維持するためにどうするのか所有者や管理者は考えなければいけない。さらには、文化財を見るだけでなく、どうやったらその価値を伝えながら多くの皆さんに使ってもらえるのか、また、文化財を残していくということはどういうことなのかを理解してもらわなくてはならない、そういう取り組みが今求められている。

本報告書では、調査した中でも、特徴があると思われる案件を中心に紹介している。今後文化財の活用を図ろうとする時、これらの事例を参考にして頂ければ幸いである。

表 調査物件一覧

調査日	名称【現在の施設名】	区分
2021.04.26 2021.08.05	国立国会図書館国際子ども図書館	東京都選定歴史的建造物
2021.10.28	旧長崎英国領事館	国指定重要文化財
2021.10.29	旧日本生命保険株式会社九州支店【福岡市赤煉瓦文化館】	国指定重要文化財
2021.11.10	旧群馬県衛生所【桐生明治館】 旧矢野蔵群（有鄰館） 桐生市桐生新町	国指定重要文化財 桐生市指定重要文化財 重要伝統的建造物群保存地区
2021.11.19	山形県旧県庁舎及び県会議事堂【山形県郷土館 文翔館】	国指定重要文化財
2021.12.01	旧善通寺偕行社	国指定重要文化財
2021.12.03	内子座 上芳我家住宅【木蠟資料館上芳我邸】 内子町八日市護国	国指定重要文化財 国指定重要文化財 重要伝統的建造物群保存地区
2021.12.13	旧富岡製糸場	国指定重要文化財
2021.12.21	山口県旧県庁舎及び県会議事堂【山口県政資料館】	国指定重要文化財
2021.12.22	旧下関英国領事館	国指定重要文化財
2022.01.20	愛岐トンネル群 旧中央線笠石洞暗渠 旧中央線玉野第三隧道 旧中央線玉野第四隧道	登録有形文化財 登録有形文化財 登録有形文化財
2022.01.21	トヨタ産業技術記念館	
2022.05.10	旧金澤陸軍兵器支廠（石川県立歴史博物館） 石川県立美術館広坂別館（旧陸軍第九師団長官舎）	国指定重要文化財 登録有形文化財
2022.05.27	旧大和田銀行本店本館【敦賀市博物館】 旧大和田銀行本店社屋【みなとつるが山車会館別館】	国指定重要文化財 登録有形文化財
2022.06.01	旧日光田母澤御用邸 古河橋 旧足尾銅山鉱業事務所付属書庫 古河掛水倶楽部旧館、古河掛水倶楽部新館	国指定重要文化財 国指定重要文化財 登録有形文化財 登録有形文化財
2022.06.08	旧花田家番屋	国指定重要文化財
2022.06.09	旧本間家住宅	国指定重要文化財
2022.06.13	旧函館区公会堂 旧相馬家住宅 函館ハリストス正教会復活聖堂 遺愛学院（旧遺愛女学校）	国指定重要文化財 国指定重要文化財 国指定重要文化財 国指定重要文化財
2022.06.22	旧第五十九銀行本店本館【青森銀行記念館】	国指定重要文化財
2022.06.23	旧弘前偕行社	国指定重要文化財
2022.06.24	旧小坂鉱山事務所 康楽館 天使館（旧聖園マリア園） 小坂レールパーク	国指定重要文化財 国指定重要文化財 登録有形文化財
2022.10.11	旧日本郵船株式会社小樽支店 豊平館	国指定重要文化財 国指定重要文化財

1. 旧花田家番屋

名称 : 旧花田家番屋
所在地 : 北海道留萌郡小平町字鬼鹿広富 35 番地の 2
所有者/管理者 : 小平町/小平町にしん番屋利用組合
指定(登録)年月日: 昭和 46 (1971) 年 12 月 28 日
指定区分 : 重要文化財
時代 : 明治

活用に関する事例

① 保存の状況

番屋の建物自身は昭和 46 (1971) 年に重要文化財に指定された後、昭和 48 (1973) 年から昭和 50 (1975) 年にかけて解体修理が施され昭和 51 (1976) 年から一般公開が始まっている。その後は、必要な維持修理を経て、平成 15 (2003) 年からの屋根吹き替えを含む修理工事、平成 16 (2004) 年の留萌支庁南部地震による被害を受けた復旧工事を経て現在に至っている。番屋内部は、漁夫や親方たちが暮らした当時の状態を分かりやすく見学できるようになっている。

周辺の整備として平成 8 (1996) 年に道の駅として登録され、隣接施設として食材供給施設(レストランと売店)がオープンした。また平成 27 (2015) 年に交流ギャラリー、特産品コーナー、歴史文化展示ホールなどが含まれる観光交流センターが併設された。

② 活用に向けた取り組み

解体修理後の昭和 51 (1976) 年の一般公開から、平成 8 (1996) 年に記録した 66,000 人余を最高に減少を続けた入館者も平成 26 (2014) 年以降は概ね 10,000 人前後で推移している。

小平町では、令和 3 (2021) 年 1 月に作成した保存活用計画策定において、活用方策として

- ・花田家漁場施設建物配置見取図の活用
- ・学校教育、社会教育との連携
- ・農泊事業等との連携
- ・鯨漁の歴史や繁栄を体感できる取組
- ・情報発信ツールの作成
- ・旧花田家番屋のグッズの作成、販売
- ・周辺施設との連携
- ・鯨漁関連施設との連携
- ・冬季間の休館に対応した取組

などを検討項目として掲げ、他市町村などの重要文化財の活用に関する取り組みを調査するなどして小平町独自の取り組みを検討している。

旧花田家番屋に関しては、道の駅と併設されているという特異な立地条件があり、その地の理を生かした活用手法とはどのようなものが興味の対象であった。解体修理後入館者数が一気に 6 万人を超える入場者があったにもかかわらず現在は 1 万人前後で推移している現状がある。旧花田家番屋に隣接して道の駅が建設され、そこに利用者の便益施設(レストラン、トイレなど)を併設することで利用者の利便性を向上させ、かつ物販も兼ねるという全国でも珍しい施設として注目したが、現地を見たかぎりその成否の判断は難しい。軒減してきた入場者数を留めている効果があるという見方もできるが、期待したほど増える効果が無かったという見方もあろう。ハード面の整備のみならずソフト面の整備も充実させていくことでさらなる活用が期待される。

参考資料

- 1 「重要文化財(建造物) 旧花田家番屋(北海道留萌郡小平町) 保存活用計画」(初版) 令和 3 (2021) 年 1 月 小平町



写真 旧花田家番屋（遠景）

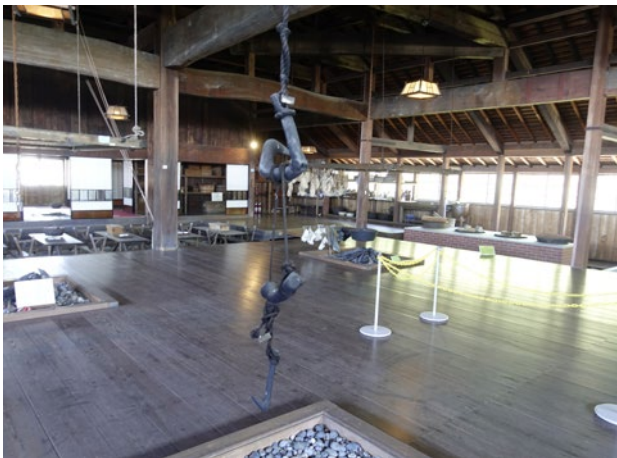


写真 旧花田家番屋内部（漁夫の居間）



写真 旧花田家番屋内部（中の間）



写真 旧花田家番屋内部（漁夫の寝床）



写真 旧花田家番屋内部（ぶつま）



写真 道の駅全景（右奥に旧花田家番屋が位置する）

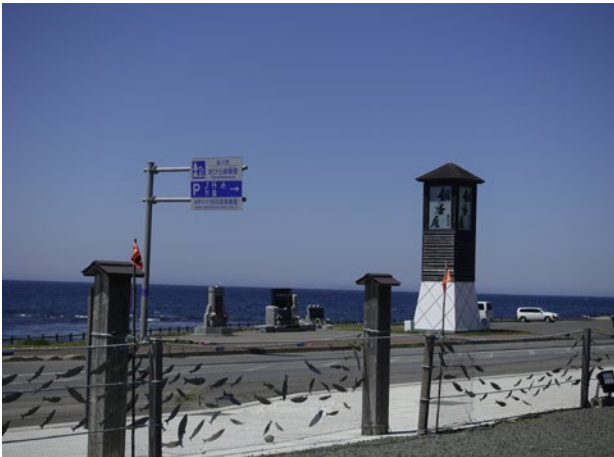


写真 道の駅の標識



写真 道の駅 物産品販売コーナー

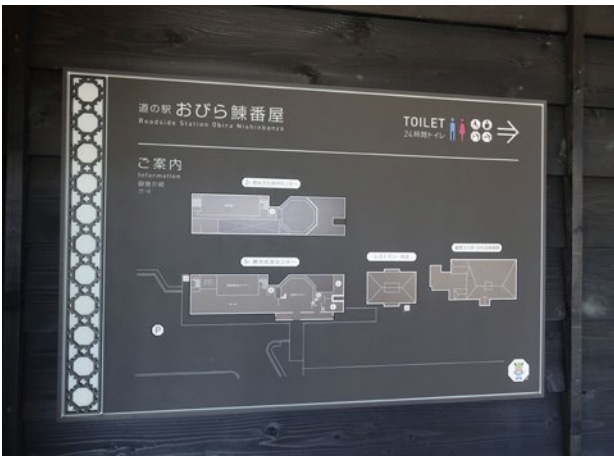


写真 道の駅の案内図



写真 道の駅 物産品販売コーナー



写真 道の駅内交流ギャラリー



写真 道の駅 2階の歴史文化展示コーナー

2. 旧普通寺偕行社

名称 : 旧普通寺偕行社
所在地 : 香川県普通寺市文京町2-1-1
所有者/管理者 : 普通寺市
指定(登録)年月日 : 平成13(2001)年6月15日
指定区分 : 重要文化財
時代 : 明治

活用に関する事例

① 活用に向けた準備(保存活用計画策定に向けて)

平成16(2004)年から始まった保存修理工事に先立ち、使用者など地域住民の方々を対象にして実施された建物の利活用アンケートの結果を元にして、普通寺市が「保存活用計画」を作成している。

② アンケートにより必要とされた諸設備

上記アンケートにより必要とされた諸設備は以下の通り。

- 1) 重要文化財を見て楽しみながらお茶を飲むなど寛げる場
- 2) 冷暖房設備
- 3) 音響・照明施設
- 4) 宴会時に料理が用意できる設備
- 5) トイレ・倉庫など
- 6) バリアフリー化

これらの結果をもとに平成16(2004)年から始まった修理工事では、トイレや厨房設備など使用者のための便益設備は、偕行社の隣に建設する附属棟に集約し、空調設備は広間の床下に設置、照明設備と防火設備は広間の天井に新たに取付けたバトンに集約して設置することで解決している。(詳細に関しては、東京文化財研究所刊行「未来につながる人類の技20「内部造作の保存と修復」(令和3(2021)年3月22日発行)」を参照のこと)

③ 活用の計画及び実績

普通寺市では、偕行社の活用にあたり、以下の計画を策定している。(以下、保存活用計画より抜粋)

1) 建造物の公開計画

- 1) - 1 歴史的建造物としての旧普通寺偕行社の鑑賞
- 1) - 2 体験学習・生涯学習の場としての整備
- 1) - 3 資料館的機能
- 1) - 4 地域のサロン

上記、計画に沿って、現在も地域住民の方々に利用されており、修理工事が終わった平成19(2007)年度以降の使用実績を見ても非常に多くの地域住民の方々が利用されているのがよく分かる。

使用実績を見ると、公的利用は概ね会議が主であるが一般使用では、コンサート、研修会、地域の会議、結婚式の前撮りなどが主となっている。また、表からも分かるように見学者よりも使用入館者の方が多くなっており、事前に住民を巻き込んだ利活用に関しての活動などが功を奏した形となっており、施設の使用目的が概ね活用計画に沿っていることが窺い知れる。

旧普通寺偕行社は普通寺市役所と同じ敷地内に立地し、駐車場も共用できるなど、地理的条件が良いことも利用者の利便性を高めている要因となっている。

参考資料

- 1 「過去からの遺産を今と未来へ 文化財利活用にかけた10年間の軌跡」旧普通寺偕行社保存修理の歩み 平成21(2009)年3月 香川県普通寺市
- 2 重要文化財 旧普通寺偕行社 保存活用計画 2007年2月 普通寺市教育委員会



写真 旧善通寺偕行社（左奥が附属棟）



写真 旧善通寺偕行社（附属棟正面）



写真 大広間床下に設置された空調用ダクト



写真 旧善通寺偕行社（大広間内部）

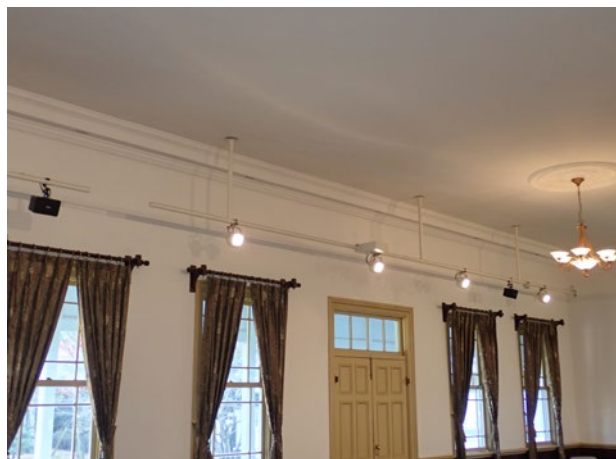


写真 大広間に増設された照明器具及び音響設備



写真 旧善通寺偕行社（大広間内の床面空調の吹出し口）



写真 附属棟からの連絡通路



写真 附属棟内のレストラン



写真 レストランから旧善通寺偕行社を望む

表1 旧善通寺偕行社年間の使用件数

年度	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
公的使用	22	39	32	20	19	21	10	8	14	6	7	16	2
一般使用	63	178	132	118	124	161	147	148	139	159	159	170	115

表2 旧善通寺偕行社入館者数 (人)

年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
見学入館者	6,212	5,588	4,958	2,844
使用入館者	9,694	10,555	12,638	4,617

3. 内子座

名称	: 内子座
所在地	: 愛媛県喜多郡内子町内子二一〇二番
所有者／管理者	: 内子町
指定(登録)年月日	: 平成27(2015)年7月8日
指定区分	: 重要文化財
時代	: 大正

活用に関する事例

① 建物の概要

内子は、明治時代を通じて製蠟業や製紙業で繁栄した。内子座は、大正天皇即位を記念し、町民の娯楽を目的として大正5(1916)年に建てられた。木造、一部2階建て、正面軒唐破風付の入母屋造屋根、大棟には太鼓櫓を載せ、両脇に切妻造屋根の突出部を附属する。小屋はトラス組とし、内部は伝統的な和風芝居小屋のつくりで、2階向正面の棧敷に枱の仕切りを設けるのは近代的である。内子座は、部分的な欠失があるものの、主要部がよく残っており、地方の産業町に残る文化施設として貴重である。正面性を強調した外観、トラスの架構や採光のガラス窓の多用、正面からの舞台鑑賞を意識した客席など、芸能に適応しはじめた近代過渡期の芝居小屋として、高い歴史的価値を有している。

② 建物の保存

大正5(1916)年に落成した後、歌舞伎や人形芝居、映画さらには政談演説会場等地方劇場として幅広く利用された。所有者の変更や使用用途の若干の変更がなされた後、昭和57(1982)年に内子町へ寄贈され同年内子町指定有形文化財となる。翌年(昭和58(1983)年)に内子地区旧市街地を中心に愛媛県指定文化の里「木蠟と白壁の町並」となり同年から文化の里「木蠟と白壁の町並み整備事業」の一環として内子座修復原事業が始まる。実はこの時に内子座を解体して駐車場など観光客向けの便益施設にする案も検討されたが、昭和57(1982)年に内子座から数百mに位置する内子町八日市護国地区が重要伝統的建造物群保存地区(以降、伝建地区)に選定されていたこともあり、内子座と伝建地区とのコラボレーションを図り観光客誘致を進めようということで修復復原することに決定した。昭和60(1985)年に同事業は完成。さらには平成7(1995)年に第2期内子座整備事業が完成し、現在に至っている。この第2期整備事業の際には、照明や音響設備の改修に加えて、大規模な興行を打つために必要となる設備の改修も実施されてい

る。

③ 活用に向けた取り組み

ここで、内子座(重要文化財建造物)と周囲の伝建地区との関係を見てみたい。

内子座を観覧した来訪者は、出てきてすぐこの内子町観光案内図を目にする。この案内図を頼りにしながら、商店街(本町通り)を歩き、ものの200m程で左側にビジターセンターを見つける。

さらに歩を進めると右手に商いと暮らし博物館があり、200m程で、左側に伊予銀行内子支店が現れそこを左に折れると坂町を通過して八日市護国伝統的建造物群保存地区に入っていく。その後約650mに渡って、伝建地区の町並みが続くことになる。この伝建地区の建物の中には、重要文化財指定されている「大村家住宅」「本芳我家住宅」「上芳我家住宅」の3つの建物がある(残念ながら「大村家住宅」と「本芳我家住宅」は内部は非公開)。「上芳我家住宅」は木蠟資料館として公開されており、江戸時代から大正時代に木蠟生産で栄えた商家であり、居住施設と木蠟生産施設合わせて10棟が重要文化財指定を受けている。邸内では、当時の木蠟生産の工程の展示棟などもあり豪商の暮らしと製蠟業について見学可能となっている。

八日市通りを進むと、伝建地区の趣のある家並みが続く。伝建地区の終点に近い所に八日市・護国町並保存センターが位置する。この保存センターには、昭和40(1965)年代から続けてきた町並み保存の歴史が展示されている。中でも、出色なのは、内子町の伝建地区の特徴や、これまで修理されてきた歴史など、補助金の額までつぶさに表示しながら、伝建地区というのはこういうところなんだと開示しているところであろう。全国でも珍しいのではないかと感じているところであろう。全国でも珍しいのではないかと感じているところであろう。全国でも珍しいのではないかと感じているところであろう。

参考資料

- 1 重要文化財 内子座 パンフレット 令和元(2019)年3月 内子町町並・地域振興課
- 2 内子の町並み保存 重要伝統的建造物群保存地区内子町八日市護国 平成27(2015)年3月 八日市・護国町町並保存センター
- 3 うちこ六日市・八日市護国地区 伝統的建造物群保存地区保存対策調査報告書 昭和62(1987)年3月 愛媛県内子町



写真 内子座全景



写真 内子町周辺観光案内図



写真 上芳我家住宅正面（木蠟資料館）



写真 ビジターセンター（旧内子警察署）



写真 上芳我家住宅正面（中庭から製蠟施設を望む）



写真 八日市護国伝統的建造物群保存地区の家並



写真 八日市・護国町並保存センターの展示（木工道具）



写真 八日市・護国町並保存センターの展示（土壁の内部構造を使用材料と共に展示している）

4 町並み保存地区の特性

町並み保存地区の特性を語る際には、単に町家の形状や建築年代のみでは説明ができません。ここでは、町の姿、伝統的な建築物群、個々の町家の特徴に分けて説明します。

(1) 町の姿

〈I 内子の町〉

内子の町は、松山の南西約32km、大洲、宇和島に向かう南予地方への玄関口に当たり、小田川に沿った山間の盆地にあります。現在の内子町は、1955年（昭和30年）の旧5ヶ町村合併と2005年（平成17年）の3町合併によってつくられました。

〈II 町並み保存地区〉

町並み保存地区は合併前の旧内子町にあり、小田川、中山川、麓川に沿う上流山間地域との、経済、文化の交流の中で成長する一方、ここで集荷される物産は京阪神に運ばれるとともに、都市の文化を還流させました。物流の要衝の地にあった八日市・護国の町並みは、なだらかな山裾に発達した江戸時代の旧街道で、傾斜地の山側（西）を削り、谷側（東）を盛り土して敷地が造られ、南北約600メートルにわたって両側に町家が建ち並んでいます。江戸時代後期にできあがった町とはいえ、明治、大正時代に必要に応じて町が拡張され、また建物が改造され、200年以上に及ぶ時の流れをそれぞれの建物に刻み込んだ町です。

〈III 町並みが残された理由〉

町並みが残された理由は、1762年（宝暦12年）以降、町を焼き尽くすような大火がなかったこと、江戸時代の後期に和紙と木蠟によって得られた富により、質の良い建築物が建てられたことです。この時代に建てられた住宅の内部の構成は、1955年頃までは部分的改修への要求を除き生活に対応できるものであり、建物の外側を土壁で塗り籠めることで火災に対する効果が大きかったようです。一方で、町割りが山裾の傾斜地であったことが、戦後の都市改修の中で不利な条件として働き、幸いにして残されることにつながりました。

（町並調査報告書から）



八日市・護国の町並み俯瞰（平成6年5月17日撮影）

7 内子町における助成措置とその財源のしくみ

(1) 町並み保存事業における補助対象部分

部 所		補 助 の 対 象 と な る 材 質
屋根		本瓦・椽瓦葺・和形スレート・楠
庇		屋根に同じ
外壁	軒下	狐型に大壁塗・タルキ型・桁型塗出・平板大壁塗込 } 白または黄
	上部	
	腰	
開口部		はね上戸・格子(木製)引違い
		格子・格子戸・ガラス戸
		塗格子+土戸・塗格子・格子・格子戸
内部		屋根下地・構造部分・土台・土間
石垣・側溝		材料等一式
土塀・塀		材料等一式・焼板及び瓦

(2) 内子町における補助金交付の限度額一覧

区分	対象	内 容	補助限度額	補助対象事業費	補助率	備 考
修 理 事 業	伝統的建造物類	主屋	上限なし	上限なし	80%	補助金の額及び率は、町並み保存のための対策事業費について適用する。
		石垣・側溝	300万円	375万円	"	
		塀及び門	400万円	500万円	"	
		付属建物他	上限なし	上限なし	"	
		防虫・殺虫	60万円	90万円	2/3	
修 景 事 業	伝統的建造物以外	主屋	500万円	750万円	2/3	補助金の額及び率は、町並み保存のための対策事業費について適用する。 新築またはこれに類する建物等を対象にする。
		石垣・側溝	200万円	300万円	"	
		塀及び門	300万円	450万円	"	
		付属建物他	400万円	600万円	"	
		防虫・殺虫	40万円	80万円	1/2	

- ① 主屋及び付属建築物については、外観保存のための屋根、壁、建具、土台ほか構造部所の修理、修景に要する経費を補助する。
- ② その他構築物については、現状の維持、復元に要する経費を補助する。
- ③ シロアリ対策など防虫、殺虫処理に要する経費を補助する。
- ④ これらの設計、施工監理に要する経費を補助する。

(3) 税の優遇措置

	伝 統 的 建 造 物 類	伝 統 的 建 造 物 以 外
固定資産税	非課税 (風俗営業又は風俗関連営業の用に供しているものを除く)	町道に直接面しているものについては50%減額 それ以外のものは20%減額
相続税 (贈与税)	家屋及び構築物並びにその敷地について 財産評価額の30/100を控除	優遇措置なし

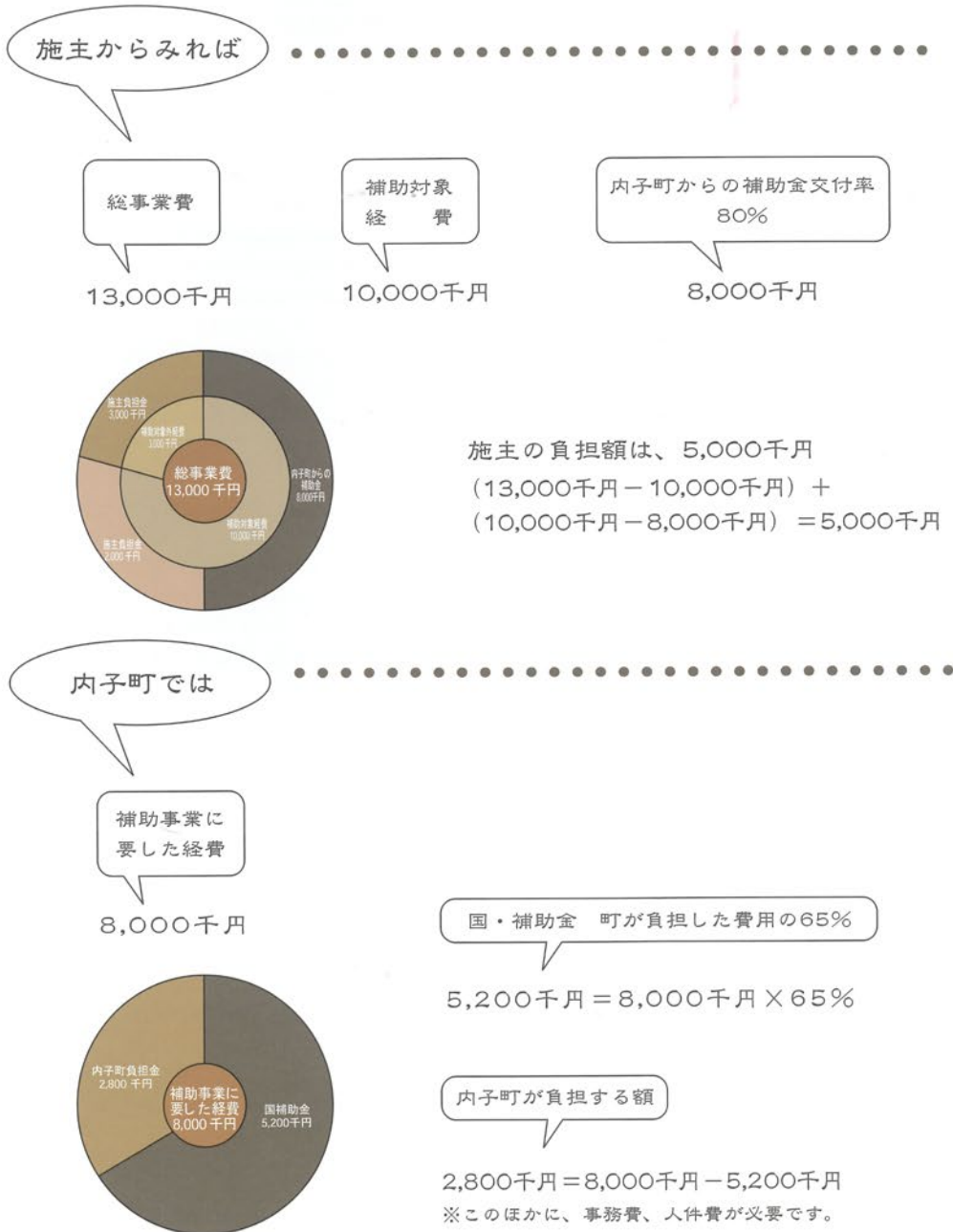
図 内子町における助成措置とその財源について（「内子町の町並み保存」より抜粋）

7 内子町における助成措置とその財源のしくみ

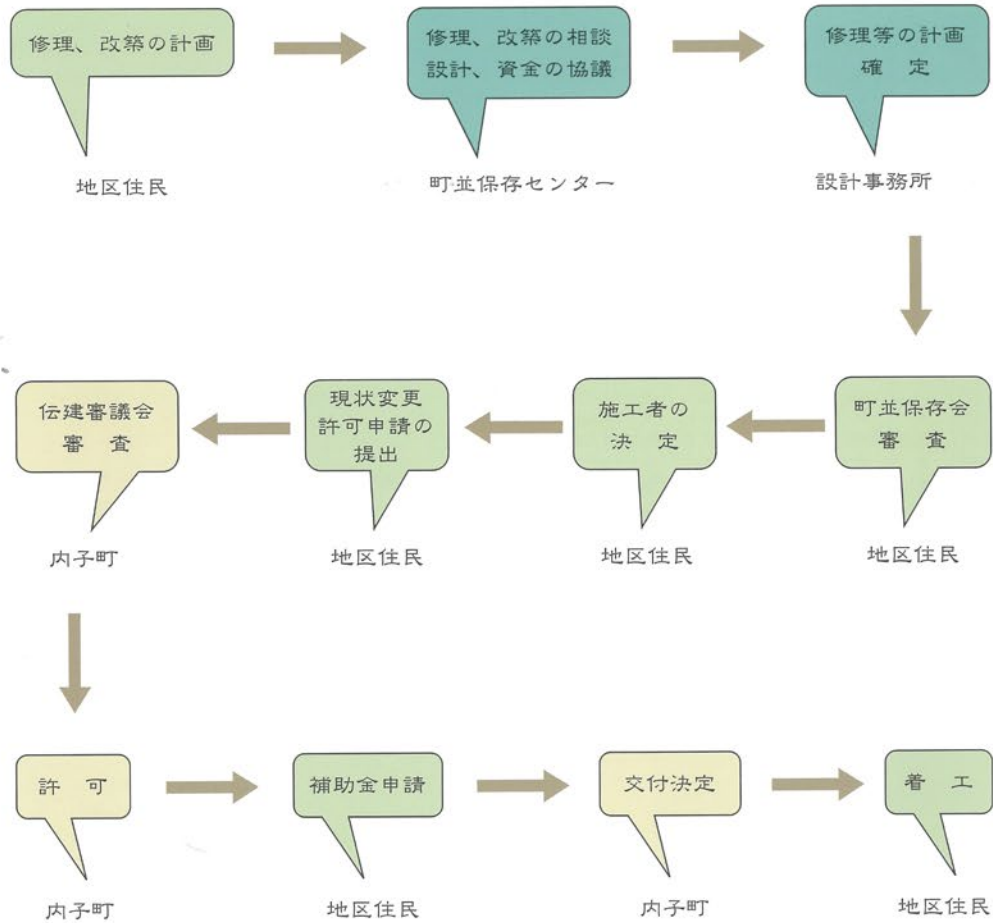
(3) 保存事業に要する財源負担の流れ

※ これは、修理事業を想定したもので、金額等は仮定の数値です。

また、年度途中で修理、増改築等が生じた場合は、町の単独事業で対応します。



8 保存対策事業の流れ



※ 台風災害や緊急な修理事業等については、臨機に対応します。

4. 旧日本生命保険株式会社九州支店

名称 : 旧日本生命保険株式会社九州支店
(福岡市赤煉瓦文化館)
所在地 : 福岡県福岡市中央区天神 1-15-30
所有者/管理者 : 福岡市
指定(登録)年月日: 昭和44(1969)年3月12日
指定区分 : 重要文化財
時代 : 明治

活用に関する事例

① 建物の概要及び現状

明治42(1909)年に日本生命保険株式会社九州支店として竣工。戦後も日本生命のオフィスとして利用された後、昭和44(1969)年に国指定重要文化財として指定され福岡市に譲渡された。平成2(1990)年まで福岡市歴史資料館として活用されたが、平成6(1994)年に建築当時の内装を復元し「福岡市赤煉瓦文化館」として市民に開かれた明治時代の雰囲気を楽しむことができる文化施設としてリニューアルオープンした。

令和元(2019)年8月に1階及び地階をエンジニアカフェとして改装し最先端テクノロジーを担うエンジニアの交流の場としてオープンしている。

② 活用に向けた取り組み

赤煉瓦文化館は、平成6(1994)年に実施された、明治期の復元工事の成果を無駄にしない形で、活用に取り組んでいる。2階は、大小三つの会議室があり、市民あるいは行政の会議が行われるなどしている。会議室内部に関して、空調は後付けで整備されているものの照明類は当時の復元であり、スタンドライトが追加されているくらいである。利用者は、明治期の雰囲気を感じながら利用している。

1階玄関から右手奥のカフェスペースもカウンターが設備として追加されたくらいで、当時の姿をとどめながらカフェとして利用されている。

1階入口左手のエンジニアカフェメインホールは最近整備されたこともあり、使い勝手が良さそうになつてきている。普段はコワーキングスペースとして開放しているが、エンジニアコミュニティの勉強会やイベントなども開催できるようになっており、それらに必要となる設備は、当初の雰囲気を保つ建物の内装に極力手を入れない形で(後付けで)設置されている。

地下のメーカースペース(ワークスペース)は、平成6(1994)年の修復工事の際にも、今後の利用計画次第

という形で内装の復元などは実施されておらず、作業スペースとして使うための部屋という使い方になっている。

本建物は、小ぶりながらも、明治期の雰囲気をよく残しており利用者はその雰囲気を感じながら利用することができる。利用者の利便性を図るために後付けされた施設類も建物自体を毀損することなく上手に取付けられており、現在のニーズにマッチしながら、重要文化財の建物も楽しめるものとなっている。

参考資料

- 1 福岡市赤煉瓦文化館案内パンフレット 福岡市
- 2 エンジニアフレンドリーシティ福岡交流拠点提供等業務委託及び福岡市赤煉瓦文化館カフェスタンド運営提案公募要領(福岡市経済観光文化局 創業・立地推進部 新産業振興課、福岡市 経済観光文化局 文化財活用部 文化財活用課)
- 3 重要文化財 旧日本生命保険株式会社九州支店保存整備工事報告書 福岡市教育委員会文化財整備課 平成7(1995)年3月



写真 旧日本生命保険株式会社九州支店（福岡赤煉瓦館）全景

資料 2

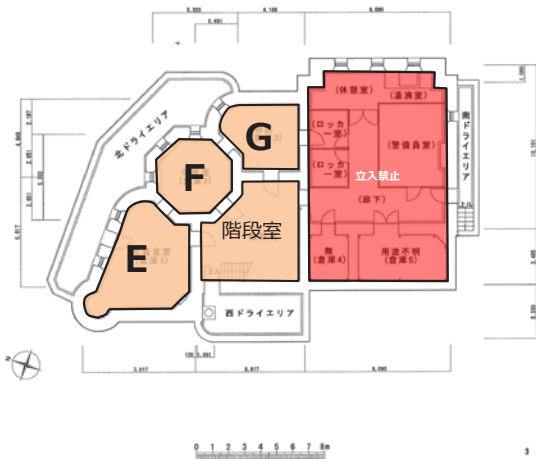


図 地階平面図

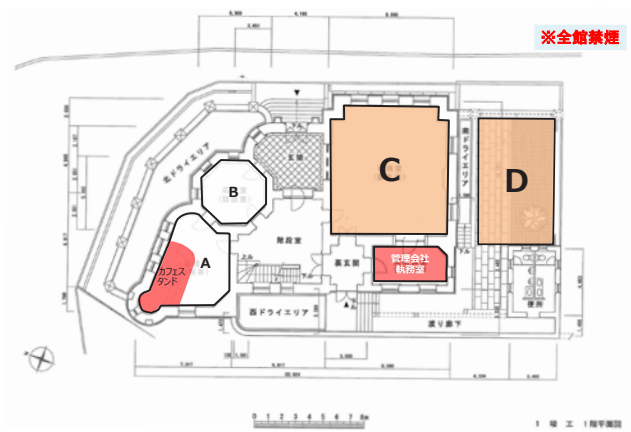


図 1階平面図

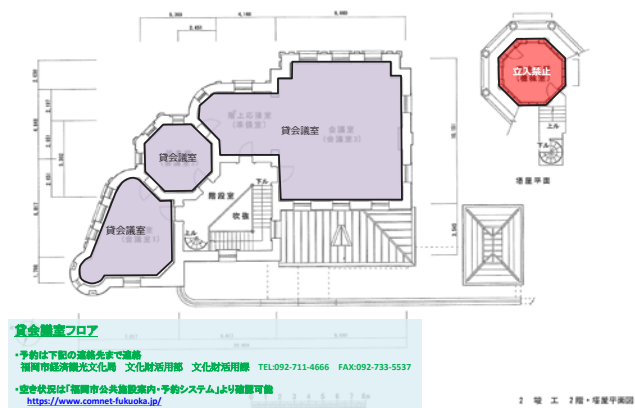


図 2階平面図



写真 会議室1 (2階)



写真 1階カフェと後付けのカウンター



写真 会議室3 (2階)

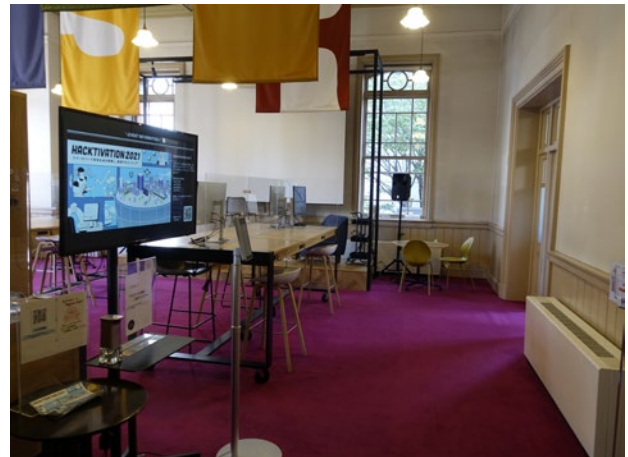


写真 エンジニアカフェメインホール (1階)



写真 2階階段室と吹抜け



写真 エンジニアカフェメインホールの作業机 (1階)



写真 エンジニアカフェの演台（1階）



写真 アンダースペース（地階）



写真 メーカースペース（地階）



写真 メーカースペース（地階）

5. 国立国会図書館国際子ども図書館

名称 : 国立国会図書館国際子ども図書館
所在地 : 東京都台東区上野公園 12-49
所有者／管理者 : 国立国会図書館
指定(登録)年月日 : 平成11(1999)年度
指定区分 : 東京都選定歴史的建造物
時代 : 明治・昭和・平成

活用に関する事例

① 建物の概要

明治32(1899)年にまとめられた、収蔵可能な書籍120万冊、閲覧室730席、延べ床面積約20,000m²という壮大な構想を持った「帝国図書館」計画に基づき、翌明治33(1900)年から3期に分けられたうちの第1期として建築が始まり明治39(1906)年3月に竣工。当初予算が削られたこともあり、建設規模は縮小された状態で開館した。それでも開館時の規模は床面積3,959m²、蔵書数約24万冊、普通閲覧室250席、特別閲覧室85席というものであり東洋一の図書館建築として謳われた。開館から22年後の昭和3(1928)年6月、増築工事が着工され翌昭和4(1929)年8月に竣工。この第2期として行われた昭和期の増築は明治期の第1期工事の際規模削減で建たなかった部分を実現したものであった。当初の全体計画実現へ意欲は維持されながらも、諸般の事情により戦後になって書庫の増築(昭和28(1953)年)が行われたもののついに実現されることなく現在に至っている。

明治期に創建された建物は鉄骨補強煉瓦造であり、赤煉瓦をセメントモルタルで接着して積んだ壁と床を支持する鉄骨の梁と柱が建物を支える。この赤煉瓦の構造体は表面には現れず、部屋内部は漆喰仕上げ、外面は2種類(「ゴマ掛け煉瓦」と「白薬掛け煉瓦」)と白丁場石と呼ばれる石を構造体と一体となるように積んでいる。赤煉瓦は国産材、鉄骨の梁(I型鋼)は米国カーネギー社製を使用している。床の構造はI型鋼を配した防火構造で、基礎は無筋コンクリートを使っている。石張りやリノリウム貼りあるいは木材を敷いたフローリングなど表面仕上げや部屋の用途によって3種類を使い分けている。小屋組に関しては米松を使ったクイーンポストトラスを採用している。一方、昭和期に増築された部分は、鉄筋コンクリートによる柱、梁が骨組みとなり、外壁は明治期に似せたタイルと白丁場石を細かく砕いて表面に用いた人造石を貼っている。小屋組は鉄骨トラスとなっている。

② 建物の保存・再生

大正12(1923)年に起きた関東大震災にも耐え、戦後昭和22(1947)年の国立国会図書館法の制定に伴い、昭和24(1949)年からは「国立国会図書館支部上野図書館」として、博士論文収集を中心とした図書館として利用されてきたが、国立国会図書館関西館の建設に伴いその役割を終え、「国際子ども図書館」として生まれ変わることになった。平成8(1996)年、保存再利用を前提とした建設省(現国土交通省)によるプロポーザルを経て以下の項目が検討された。

保存再利用のために検討された項目は

- ・構造安全性の確保
 - ・旧建物にはない情報、空調、防災系の設備及び階段エレベーター等の動線の確保
 - ・外観及び明治期内装の保存
- である。

調査の結果、明治期、昭和期の建物とも現在の基準に対して構造耐力が不足しており、大規模な補強が必要であること、防災、消防の法規に対しても多くの抵触事項があり、大規模な改修が必要ながことが判明した。しかしながら必要とされた補強改修は旧建物の内外装に大きなダメージを与えることから、構造補強工法として免震レストロフィット工法が採用された。(以下、各種実施内容に関する詳細は参考資料1及び2を参照されたい)

防災計画上の課題に関して、安全の確保を大前提として防火区画と排煙設備を新設しシミュレーションによって避難安全性を確認し、建築基準法旧38条による認定を得ることで階段室や閲覧室などの主要な内部空間を保全することが可能となった。

外装の保存に関しては、性能上問題のある部分のみ補修を行い、できるだけ明治以来の風合いを残す様に配慮している。

内装の保存に関して、明治期の内装は壁及び天井の保存を行なっている。基本的に、現状を再利用できる部分については後補の塗料を剥離したのち全面的ろ掛けを行なっている。欠失した漆喰部品は既存のものから型取りし復原している。

内部造作に関して、木工事は建具の額縁や幕板、寄木等の既存部材の補修、再取付けを基本としている。新設部分は、飾り部品の欠失部、防災上必要な防火扉に留めている。

③ 活用に向けた取り組み

「国際子ども図書館」は、国内外の児童書を収集・公開する情報発信電子図書館であると同時に、児童書に関する研究センターとしての機能を果たす施設として改修が行われた。計画当時は平面構成として1階に管理・運営部門と子どもも利用可能な閲覧室、2階に研究者用閲覧室と研究・研修室、3階に展示室・ホールを配置し、各室を既存建物の構造と空間を生かしながら利用する子ども達や研究者に快適で安全な環境と、情報化に即した最新の機能を提供することが目指された。

本報では、建設当時の内装を保存しながら、上記目的を達成するために改修工事が行われた1階「世界を知るへや」、2階「第二資料室」（現・児童書ギャラリー）及び3階「本のミュージアム」について詳述する。

1) 1階「世界を知るへや」（旧貴賓室）

この部屋は、旧貴賓室として使用された部屋であり、天井に漆喰装飾が施されている。今回の修復では、従来の漆喰工法にて天井の漆喰装飾を修復、壁は一旦撤去し復元されている。床面に関しては寄木細工が施されていたため、それを修復している。また天井のシャンデリアに関しては、欠失していたため明治期の写真をもとに復元する計画であったが、現品が発見されたため採寸して復元されている。

新設された書架に関しては、単なる書架ではなく、上部に空調の吹き出し口及び照明装置を設置し、部屋の照度を補っている。

2) 2階「第二資料室」（現・児童書ギャラリー）（旧特別閲覧室）

この部屋の天井及び柱の上下部に漆喰装飾が施されている。天井の一部と柱に関しては、撤去し耐火被覆を施した後復元している。

壁の漆喰については、浮が見られたため撤去し復元している。

床面に関してはOA床を採用し、空調の通り道としている。幅木部にガラスを入れて当初の床面が見える様にしている。

天井の照明器具に関しては、一部昭和期のものが残存したため、補修して再設置した。不足分は現物をもとに復元した。

新設した書架及び読書机は壁面から距離をおき中央部に集約している。さらに、書架に照明を付属させることで照度を補っている。

3) 3階「本のミュージアム」（旧普通閲覧室）

この部屋の天井の漆喰装飾については欠失部を復元している。壁及び柱の漆喰装飾についても一部浮きが見られたため修復している。さらに、柱の一部は空調ダクト内蔵のために撤去復元している。

床面については、空調ダクトや電気設備収納のため嵩上げし、2階と同様に幅木部分にガラス面を設け当初の床面を見せている。

天井の照明器具については、明治期の写真をもとに復元している。

新設した、本の展示用施設については、エディキュールや壁面の漆喰装飾に影響が出ないように部屋の中央部2箇所を集約して設置した。展示用施設内に空調用機械を内蔵し、また上部に上向き照明を設置し部屋の照度を補っている。さらに、本の展示用設備については、紫外線や熱線を出さない光ファイバーを用いて本の保護を図っている。

参考資料

- 1 「国際子ども図書館」の建築 明治のレンガ建築の保存・再生 平成14（2002）年3月 国土交通省関東地方整備局営繕部
- 2 国際子ども図書館事業記録集 明治の煉瓦建築「旧帝国図書館」の保存と再生 平成14（2002）年3月 国土交通省関東地方整備局



写真 国際子ども図書館全景



写真 「世界を知るへや」内部



写真 「世界を知るへや」の書架
(組み込まれた空調の吹き出し口と照明)



写真 「世界を知るへや」の修復された寄木の床



写真 「第二資料室」(現・児童書ギャラリー) 全体

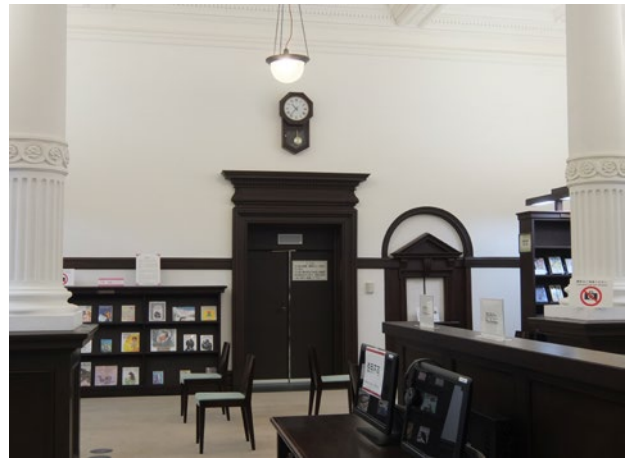


写真 「第二資料室」(現・児童書ギャラリー) 書庫への出入口



写真 「第二資料室」(現・児童書ギャラリー) 新設の書架



写真 「第二資料室」(現・児童書ギャラリー) 床面の嵩上げ

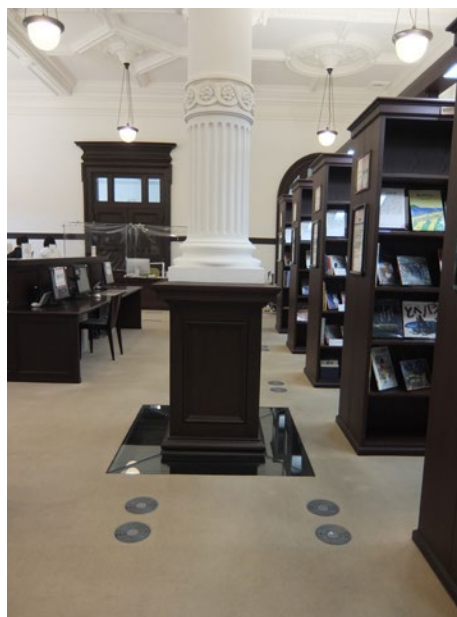


写真 「第二資料室」(現・児童書ギャラリー)
柱の根本及び床面の空調吹き出し



写真 「本のミュージアム」 室内、新設された本の展示施設

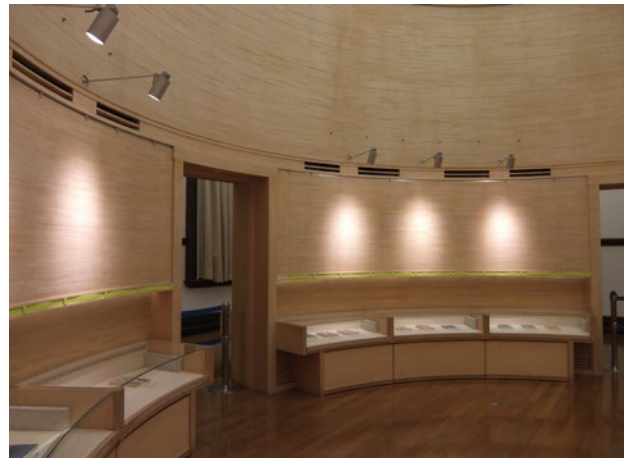


写真 「本のミュージアム」 新設された本の展示施設の内側



写真 「本のミュージアム」 展示ケースに本を展示した状態



写真 「本のミュージアム」 壁面のエディキュールと列柱

編集後記

東京文化財研究所 保存科学研究センター 修復技術研究室の調査研究活動にご支援を頂いております皆様に感謝いたします。

「未来につなぐ人類の技」シリーズは平成 11 (1999) 年刊行の第 1 巻「航空機の保存と修復」から本巻まで (英語版は第 10 巻以降)、当研究所のホームページにて公開しておりますのでどうぞ合わせてご覧ください。今後ともご支援のほど宜しくお願い申し上げます。

- 1 航空機の保存と修復
- 2 船舶の保存と修復
- 3 鉄道の保存と修復 I
- 4 鉄道の保存と修復 II
- 5 大型建造物の保存と修復
- 6 近代化遺産の修復のための諸問題
- 7 鉄道遺産の活用
- 8 航空機遺産の保存と活用
- 9 鉄建造物の保存と活用
- 10 コンクリート建造物の保存と修復
- 11 音声・映像記録メディアの保存と修復
- 12 近代建築に使用されている油性塗料
- 13 御料車の保存と修復及び活用
- 14 近代テキスタイルの保存と修復
- 15 洋紙の保存と修復
- 16 近代文化遺産の保存理念と修復理念
- 17 煉瓦造建造物の保存と修復
- 18 鉄建造物の保存と修復
- 19 コンクリート建造物の保存と修復
- 20 内部造作の保存と修復

表紙写真



1. 下関英国領事館 休憩室 (カフェ&パブ)
2. 旧函館区公会堂 大食堂
3. 旧日本生命保険株式会社九州支店 エンジニアカフェメインホール
4. 旧弘前借行社 会場
5. 旧富岡製糸場 西置繭所西置繭所多目的ホール (撮影: 瀬脇武)
6. 有鄰館 煉瓦蔵
7. 旧愛岐トンネル 森のビアホール
8. 善通寺借行社 附属棟
9. 豊平館 附属棟

未来につなぐ人類の技② 近代文化遺産の活用

令和5（2023）年7月13日 発行
編 者 独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所
保存科学研究センター 修復技術研究室
発 行 所 独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所
〒110-8713 東京都台東区上野公園 13-43
TEL 03-3823-2241（番号案内）
FAX 03-3823-4835
URL <http://www.tobunken.go.jp/>
印 刷・製 本 株式会社トライ

© 東京文化財研究所 2023 Printed in Japan
※本書の無断転載を禁じます。

未来につなぐ人類の技 21
近代文化遺産の活用